

日本都市学会 第72回大会
発表要旨集

スポーツとまちづくり

—する・観る・支えるの3つの観点から—



2025 年 11 月 7 日(金)・8 日(土)・9 日(日)

会場: 佐賀大学 本庄キャンパス

【主催】日本都市学会、九州都市学会

【後援】佐賀県、佐賀市、佐賀市教育委員会

スポーツとまちづくり —する・観る・支えるの3つの観点から—

日本都市学会会長 山崎 健
九州都市学会会長 石川 雄一

大都市と地方都市の格差拡大は、日本社会の深刻な課題である。地方都市では人口減少や産業の衰退、若者の流出などが進み、地域社会の存続が危ぶまれている。こうした中、スポーツが地域活性化の新たな手段として注目を集めている。

従来の商業活性化を中心とした都市再生策では十分な成果を上げられず、近年は地域の特性に応じた多様な取り組みが展開されている。例えば、テレワークの推進や ICT の活用による移住促進策、地域の特産品や歴史文化を活かした観光振興策、インバウンド観光の誘致、起業支援を伴う産業振興策などが挙げられる。これらは地域資源を最大限活用し、多様な主体が連携する方向へと進化している。また、地域イベントの開催や住民同士の絆を深める取り組みなど、地域コミュニティの活性化を重視する動きも見られる。

こうした潮流の中で、スポーツが重要な役割を担い始めている。日本全体の高齢化や健康意識の高まりを背景に、スポーツを通じた地域振興策が各地で実施されている。スポーツイベントの開催やスポーツツーリズムの推進を通じて地域の魅力を高め、経済活性化を図る試みが増えている。

スポーツには「する・観る・支える」の3つの側面があり、幅広い影響を及ぼす。誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境整備や住民の健康増進、アリーナを複合施設として活用する都市再生の手法、地域スポーツ団体の支援を通じた地域愛着の醸成などがその例である。また、スポーツを活用した国際交流の推進や、経済・社会・文化面での波及効果も期待されている。

スポーツ振興策とまちづくりは相互に影響し合いながら発展している。最近では、地方自治体が地域活性化の一環としてプロスポーツチームの誘致や創設を進める事例が増えている。しかし、施設の建設・維持管理の財源確保、人材育成、住民の意識改革などの課題も存在する。スポーツを単なる娯楽にとどめず、社会全体の課題解決と結びつけることが求められる。また、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりも重要である。

本大会では、スポーツ振興策が地域経済の活性化やコミュニティ形成、地方都市再生にどのように貢献するのか、具体的な事例を交えながら考えていきたい。

日本都市学会 第72回大会 全体プログラム

11月7日（金）

14:00～17:00 エクスカーション(13:50 徴古館前集合)

ガイド：有馬隆文（佐賀大学 教授）

見学先：徴古館・佐嘉神社⇒わいわい!!コンテナ2⇒
開運さが恵比須ステーション⇒佐賀市歴史民俗館⇒柳町散策

※天候により変更有。

※参加費2,000円(資料代、入場料、喫茶代含む)

※定員 30 名程度(先着順)

18:00～ 理事会 会場：どんどんの森(アバンセ) （佐賀駅から徒歩約10分）

11月8日（土）

会場：佐賀大学本庄キャンパス

8:30～ 受付開始 ※受付場所 教養教育2号館1階フロア

9:00～ 研究発表Ⅰ（会場：教養教育2号館2103教室他2教室）

12:00～ 昼休み

13:00～ シンポジウム「スポーツとまちづくり」(会場:教養教育2号館2101教室)

司会 山口 夕妃子(佐賀大学 教授)

13:00 開会挨拶 日本都市学会会長 山崎 健

九州都市学会会長 石川 雄一

13:15 基調講演 佐賀市スポーツ政策アドバイザー 宮城 亮 氏

14:25 パネルディスカッション

パネリスト

白井 誠 氏(SAGAサンライズパーク(株)SAGAサンシャインフォレスト 事務局長)

山田 健一郎 氏(佐賀未来創造基金 理事長)

笠原 美鈴 氏(SpoWell Lab株式会社 代表取締役CEO)

角田 幸太郎 氏(佐賀大学経済学部 教授)

コーディネーター

山下 宗利(放送大学佐賀SC 所長)

17:00～ 日本都市学会賞授賞式(会場:教養教育2号館2101教室)

17:30～ 日本都市学会総会(会場:教養教育2号館2101教室)

18:30～ 懇親会(会場:第2生協かささぎホール2階(佐賀大学内))

20:30 終了

11月9日（日）

会場:佐賀大学本庄キャンパス

9:00～ 研究発表Ⅱ（会場：教養教育2号館2103教室他2教室）

日本都市学会 第72回大会 研究発表プログラム

11月8日（土） 研究発表 I

< 第一会場 > スポーツ・文化・公共空間 (9:00～11:35)

- 1101 地方都市における運動公園のリブランディングに関する研究
—静岡県草薙総合運動場を事例に—
牛場 智(静岡大学)
- 1102 大学生を地域スポーツの担い手とした中学生対象スポーツ教室の実践と意義
—広島大学ソフトテニス教室を事例として—
○横川 知司(広島大学大学院)、神田 颯(広島大学大学院)
- 1103 多文化地域におけるまちづくり
大和 里美(大阪経済大学)
- 1104 ボートレース事業のイメージアップに関する経済学的考察
—北九州の事例を中心とした考察—
田鹿 紘(倉敷市立短期大学)
- 1105 水族館は何を見せようとしているのか
吉野 英岐(岩手県立大学)
- 1106 ストリートミュージシャンは何を期待されているのか
—柏駅前事例研究—
○五十嵐 泰正(筑波大学)、松山 礼華(無所属)

< 第二会場 > 地域振興・産業・人材育成 (9:00～11:55)

- 1201 地方創生1.0の人口動態と地域特性：四国4県旧市町村単位の比較検証
大久保 武(愛媛大学)
- 1202 中小製造業におけるリスクリングの効果に関する考察：岐阜県内企業を事例に
○後藤 誠一(岐阜大学)、三井 栄(岐阜大学)
- 1203 中国における農村CEOの現状と課題
WANG LUHUA(弘前大学大学院)
- 1204 大阪市生野区における公民連携による「ものづくり産業」の持続的な発展に向けた取り組み
石原 肇(近畿大学)
- 1205 気候変動・再生可能エネルギー施策に関する全国基礎自治体調査から
○大塚 彩美(東京大学)、兼松 祐一郎(東京大学)、菊池 康紀(東京大学)、
栗島 英明(芝浦工業大学)
- 1206 地域課題の解決と人材育成に関する実践的研究
—福岡市地域を対象に—
中村 由美(中村学園大学)
- 1207 大学がバックボーンのコレクティブ・インパクトと地域活性化
—宮城県石巻市を例に—
千葉 真哉(東北学院大学／石巻専修大学大学院)

＜第三会場＞ 観光・地域プロモーション(9:00～11:30)

- 1301 ジオツーリズムによる地域振興:アイスランドと日本の比較
青木 勝一(文教大学)
- 1302 ファンツーリズムの商品化による地域の後景化
—商品生産者に対するインタビュー調査から—
宮島 亮(東京藝術大学大学院)
- 1303 古都の憂鬱
—京都市祇園甲部花街のオーバーツーリズムを中心に—
中原 逸郎
- 1304 ウォークラリーを活用した地域プロモーション施策の有効性に関する研究
○小栢 慎一朗(大阪成蹊大学)、海野 大(大阪成蹊大学)
- 1305 地域の隠れた観光資源の発掘と活用に関する研究
○内田 絢汰(大阪成蹊大学)、海野 大(大阪成蹊大学)
- 1306 仮想MaaS実験による地方観光地の購買活動に与える影響
○小嶋 元基(東海大学)、梶田 佳孝(東海大学)

11月9日(日) 研究発表Ⅱ

＜第一会場＞ 災害・防災・都市安全(9:00～11:30)

- 2101 能登半島地震被災地における来訪者数の動向
○松嶋 慶祐(公益財団法人九州経済調査協会)、三井 栄(岐阜大学)
- 2102 歩車自転車混合のセルベース富士山噴火避難モデルについて
○鈴木 正樹(沼津高専)、沖 夏里武(沼津高専)、上久保 匠悟(沼津高専)、
小宮山 敦大(沼津高専)
- 2103 被災経験を生かす避難所運営ゲームの製作
麦倉 哲(岩手大学・名誉)
- 2104 感染症・災害の外部性を考慮した都市の人口密度
—コロナ禍における関東周辺データを用いた推計—
米本 清(高崎経済大学)
- 2105 阪神淡路大震災後の土地区画整理事業地区における住宅継承
—震災30年後の神戸市A地区住民質問紙調査より—
西野 淑美(東洋大学)
- 2106 自販機荒らし行為発生可能性指数の推定
—北九州市小倉都心を対象として—
○濱岡 建太朗(九州工業大学大学院)、寺町 賢一(九州工業大学)、
図師 耕平(九州工業大学大学院)

<第二会場> 都市開発・住宅・インフラ(9:00~11:55)

- 2201 東京23区における老朽マンションの管理状況
由井 義通(広島大学)
- 2202 日仏における持続可能なモビリティの改善にむけた公共交通再生の動向
山下 博樹(鳥取大学)
- 2203 住民満足度調査と人流データで検証する住民目線のまちづくり
—近鉄大阪線長瀬駅・弥刀駅周辺の都市再開発を事例に—
田中 晃代(近畿大学)
- 2204 地方都市におけるマンション開発を問う
—高崎市中心部を事例に—
西山 弘泰(駒澤大学)
- 2205 条例による景観保全体制の再構築
—ニセコ町の建築ガイドライン策定経緯を事例として—
野村 理恵(北海道大学)
- 2206 都市公園の維持管理とコスト削減に関する研究
○吉野 旬音(東海大学)、梶田 佳孝(東海大学)
- 2207 駅前ロータリー内の人流と車両交通との関連性について
○稲葉 健太(東海大学)、梶田 佳孝(東海大学)

<第三会場> 福祉・社会政策・行政(9:00~11:55)

- 2301 ノーマライゼーションにおける障害者教育の研究
—都道府県計画における通常学級—
増田 金重(無所属)
- 2302 地方公共団体における事務事業の研究開発
—政策トライアル枠予算を事例として—
○坪井 秀次(静岡大学)、黒田 伸太郎(九州共立大学)
- 2303 多元的プラットフォームを往還する自治体職員
—地方都市における事例分析—
○黒田 伸太郎(九州共立大学)、坪井 秀次(静岡大学)
- 2304 市民の政府論からの地方分権改革の可能性
檜横 貢(NPO法人田村明記念・まちづくり研究会)
- 2305 移動販売等が孤立・孤独予防に資する可能性についての考察
和田 真理子(兵庫県立大学)
- 2306 地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域の変化
池添 純子(鳴門教育大学)
- 2307 都市規模とウェルビーイングの地域格差
—主観的幸福度における都市・農村勾配の実証的検討—
○豊田 哲也(徳島大学)、奥嶋 政嗣(徳島大学)、牧田修治(大阪経済法科大学)

■ 発表者への連絡

- (1) 発表時間は**質疑応答を含めて 20 分**です。
- (2) レジュメ・資料等を配布される方は、各自 50 部ご用意下さい。会場ではコピーは致しません。
- (3) 会場にはパソコン(Windows PC)とプロジェクターをご用意しております。発表にパワーポイント等を使用される場合は、各分科会の開始時間の 15 分前までに、会場のパソコンに必要なファイルをコピーしておいて下さい。なお、パソコンはネットワークには接続されていません。ファイルは USB メモリにてご持参下さい。
- (4) ご自身のパソコンを使用される場合は、各分科会の開始時間の 15 分前までにプロジェクターとの接続を確認して下さい。また、念のため USB メモリでもファイルをご持参下さい。

■ 会場までのアクセス

(1) 最寄駅までのアクセス

大会会場の最寄駅は長崎本線・佐賀駅になります。最寄駅までのアクセスは、以下の経路を参考にしてください。

鉄道

博多駅—(JR鹿児島本線・JR長崎本線)—佐賀駅

九州新幹線新鳥栖駅—(JR長崎本線)—佐賀駅

飛行機

福岡空港—(福岡市営地下鉄)—博多駅—佐賀駅

福岡空港—(西鉄高速バス)—佐賀駅バスセンター

佐賀空港—(佐賀市営バス)—佐賀駅バスセンター

(2) 佐賀駅(佐賀駅バスセンター)から会場までのアクセス

佐賀駅(佐賀駅バスセンター)から会場までは、

市営バス(約 15 分)もしくはタクシー(約 10 分)をご利用ください。

いずれもバス停「佐賀大学前」下車

佐賀駅バスセンター「4 番のりば」から市営バス

【4 番】佐賀大学/佐賀女子短大・高校線(中央大通り・辻の堂・佐賀大学前経由)

【11 番】佐賀大学・西与賀線

【12 番】佐賀大学・東与賀線

【63 番】佐賀女子短大・高校線(紡績通り・与賀町・佐賀大学前経由)

佐賀市交通局ホームページ <https://www.bus.saga.saga.jp/diagram/index.html>

佐賀大学ホームページ <https://www.saga-u.ac.jp/access/>

なお、佐賀大学本庄キャンパスには有料駐車場もあります。構内への入構は原則として入構料金が必要で、出構時に料金精算をお願いします。料金は、入構から1時間毎に100円加算されます(最大料金の設定なし)。短時間利用(1時間以内)の場合は無料です。

■ その他

大会当日、学内の食堂は営業していません。会場周辺にはコンビニはありますが飲食店はございません。土曜日の昼食弁当を希望される方は、大会参加申し込みと同時に、Peatixよりご予約お願いいたします。

お弁当代 1,000円(お茶代含む)

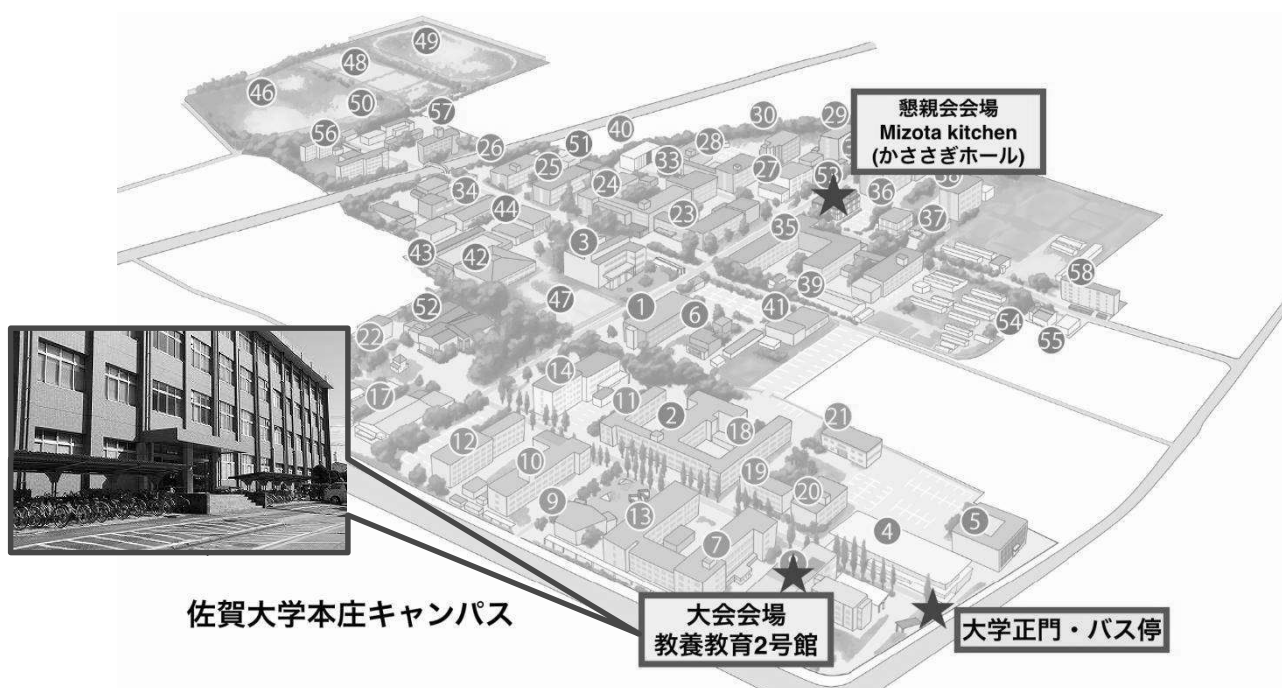
■ エクスカーション集合場所



- ※ 佐賀駅から中央大通り（県道29号線）を南へ直進、佐賀中央郵便局の角を東へ（徒歩約25分）
- ※ 佐賀駅バスセンターから乗車、「佐嘉神社前」もしくは「県庁前」で下車（バスと徒歩約13分）

■ 佐賀大学本庄キャンパス・会場移動について

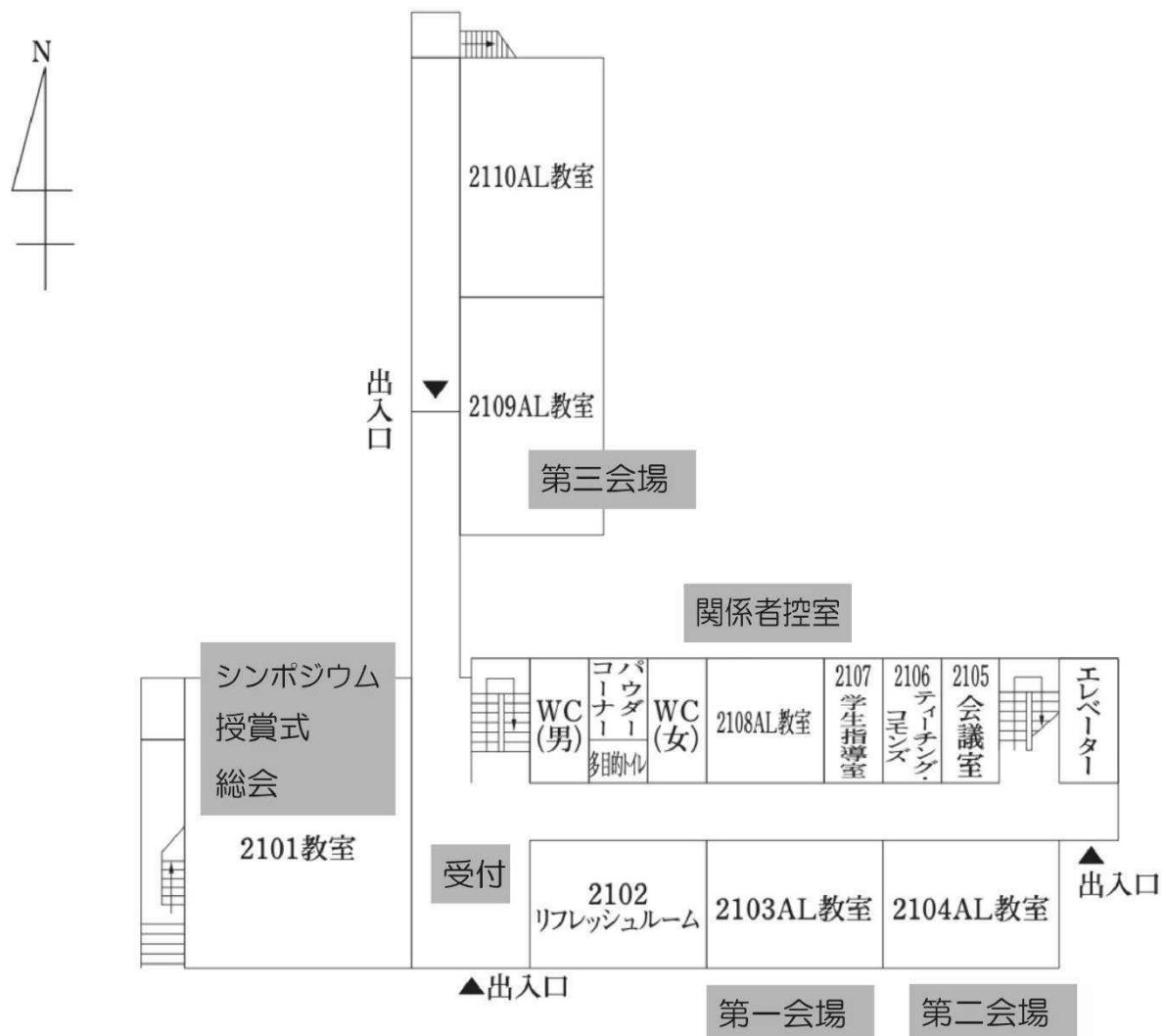
- ※ 「佐賀大学前」で下車して徒歩約1分、佐賀大学美術館の向かい側



■ 会場案内図

教養教育 2 号館

1 階



※ 会場名（第一～三、控室等）に変更の可能性がございます。当日の会場案内に従ってください。

■ 宿泊について

佐賀市内には宿泊施設が大変限られておりますので、宿泊については各自で早急に予約していただくことをお勧めします。

■ 問い合わせ先

〒840-8502 佐賀市本庄町1番地

九州都市学会事務局（佐賀大学 芸術地域デザイン学部 山口・有馬）

TEL：0952-28-8577

E-mail：ktoshigaku@gmail.com

※件名を「佐賀大会問い合わせ（ご氏名）」としてください。

発表要旨集

地方都市における運動公園のリブランディングに関する研究

－静岡県草薙総合運動場を事例に－

静岡大学 牛場 智

1. はじめに

内閣府の「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」により、「スポーツ・健康まちづくりの推進」が示されたことを端緒として、スポーツによるまちづくりが進展している。原田（2020）は、現代の都市にはスポーツに関する施設だけではなく、人間が健康的に暮らすというアクティブライフを支える環境が必要不可欠であると指摘する。

こうした地域の核となるスポーツ施設には、従来から運動公園が存在している。運動公園とは、都市公園の一種でありスポーツサービスを提供することが主たる目的であるものの、公園としての側面から様々な世代や地域の人々との交流も期待されている。したがって運動公園には「スポーツや健康増進へ新たなサービスの開発」に加えて、「公園としての文化プログラムの開発」が希求されている。そこで本稿では、静岡市の「草薙総合運動場」を事例から、いかにして運動公園においてこの2つの異なるサービスの開発・運営が成しえるのかを、リブランディングの視点から考察を行う。

2. 都市公園における多様なニーズ

国土交通省『都市公園利用実態調査』における運動公園に期待する役割としての回答を令和3（2021）年と平成26（2014）年とで比較して見ると、「屋外、スポーツ、健康づくりの場」が53.2%から46.9%へと6.3ポイントと大きく減少している。一方、「快適で美しいまちづくりの拠点」が39.4%から42.1%へと2.7ポイント増加している。そこで、運動公園では新たな「スポーツや健康増進へ新たなサービスの開発」に加えて、「快適で美しいまちづくりの拠点」というニーズをより満たす「公園としての文化プログラム」の提供も促進しなければならない。しかしながら、スポーツ以外の機能を有した施設との「多角化」は、多くの費用を要し効果を上げることが難しい。そこで、ソフト面での「スポーツや健康増進

へ新たなサービス」「公園としての文化プログラム」という「多角化」をいかにして成しえるかが課題となる。

3. 草薙総合運動場における新たなサービスの展開

草薙総合運動場は野球場、体育館、陸上競技場、スイミングスクール、テニスコートなどを備えた運動公園である。静岡市中心市街地から鉄道で約20分程度の場所に立地している。2016年から現在の指定管理者によって運営されており、様々な「スポーツや健康増進へ新たなサービス」「公園としての文化プログラム」の開発・提供がなされている。以下、時間的推移を踏まえて述べていく。

（1）S型サービスへの協力

静岡市内の自治会では、社会福祉協議会のボランティアなどによって各公民館で地域ミニデイサービス（S型デイサービス）として、レクリエーションや簡単な体操による健康増進がなされていた。2018年から指定管理者からスタッフやインストラクターを派遣し、この体操の充実を図っている。

（2）アーバンスポーツへの対応

アーバンスポーツ、とりわけスケートボードは公園で行うことに対して、地域住民による騒音や安全性への懸念が根強い。そこで地域住民の安全を確保するために、一定のスペースを確保することができ他の利用者が少ない区画として屋内運動場の前の一角をスケートボード利用者へ指定した。それ以外の区画での利用を発見した場合は、指定管理者のスタッフや警備員が注意するとともに利用可能スペースへと誘導を行っている。

（3）「ドッグラン」の開設

指定管理者は従前より地域住民の行動を観察した結果、犬を連れた散歩が非常に多いことに気づいた。

そこで2020年に「ドッグラン」の開設に着手し、情報収集を行った。無料で運営を行っている「ドッグラン」の情報収集を強化し、その結果、「飼い主の自己責任という形での利用規約の設定」「犬同士のトラブルを出来るだけ回避するために、小型犬とそれ以上という2区画を設ける」という形で2023年に開設するに至った。

（４） 「みにとしょ」の開設

「みにとしょ」へのアイデア創出の起点となったのは、焼津市で開設されている「みんなの図書館さんかく」である。「みんなの図書館さんかく」は、シェア型図書館と呼ばれる形態であり、施設内の本棚を小さく区切り、その1区画ごとにオーナーが存在する（土肥ほか2023）。そこで書籍を「スポーツ・健康」の分野に絞ることで「草薙総合運動場版みんなの図書館」＝「みにとしょ」を開設する形となった。2024年2月に「みにとしょ」開設への事前告知を兼ねて本棚づくりのワークショップを開催し、約20人の地域住民が参加した。その後、「みにとしょ」は2024年3月にオープンした。

こうした指定管理者によるサービス開発のプロセスをリブランディングの観点から考察していく。

4. 草薙総合運動場におけるリブランディング戦略

一般にリブランディングとは商品やサービスにおける従来からの価値やイメージを市場環境の変化に合わせて、再構築することである。

こうしたリブランディングは、既存市場のさらなる深耕に留まらず新市場の開拓につながる展開もある。新市場の開拓において、特に有望とされるのは新たなカテゴリーの創出である。しかしながら、これらのリブランディングのケースでは、組織内の特定のマーケットターなど革新の推進者という個人の能力に大きく依存することが多い。

草薙総合運動場は、「スポーツや健康増進へ新たなサービス」「公園としての文化プログラム」といった複数のサービスを集約しており、「多角化」によって従来のスポーツ施設から新カテゴリーの体系に組み込まれるといった形でリブランディングが成されている。

「多角化」は、「専業→関連多角化→非関連多角化」という形で進展し、その過程で組織学習の結果、非関連型多角化を経営する能力を改善することができる。この非関連多角化を経営する能力とは「事業を

適切に経営管理できるミドル経営層の厚さ」と「異質に見える事業間にシナジーを発見・創造する経営層の能力」を指す。（浅羽2025）。

草薙総合運動場のケースでは、「地域住民・利用者のニーズを把握しサービス開発を行える現場」＝ミドル層と、指定管理者として異なるバックボーンを持つ3社による共同体＝トップ層という両者が、「多角化」を進展させていると言える。両者が相補的に機能するためには、互いに一定の能力が必要である。

草薙総合運動場の現場では、「S型サービスへの協力→アーバンスポーツへの対応→「ドッグラン」の開設→「みにとしょ」の開設」といったプロセスを経て、こうした能力を獲得している。

このようにして草薙総合運動場では「多角化」によるソフト面のリブランディングを行うことで、コストやマネジメントの技能といった課題を克服している。こうしたリブランディングによって運動公園に対する「屋外、スポーツ、健康づくりの場」「快適で美しいまちづくりの拠点」といった期待に応える形となっている。

参考文献

- 1) 浅羽茂「事業ポートフォリオ・マネジメントの変遷と展望：収益性 vs. 成長性・学習」『組織科学』第58巻第3号、pp. 4-14、組織学会、2025
- 2) 国土交通省『都市公園利用実態調査』、2015・2022
- 3) 大竹光寿「ブランド・マネジメントに関する慣性間の相互影響関係：ブランド・アイデンティティの再構築を通じた企業成長」『流通研究』第21巻第2号、pp. 1-15、日本商業学会、2018
- 4) 土肥潤也・若林拓哉『わたしのコミュニティスペースのつくりかた：みにとしょ発起人と建築家の場づくり』、ユウブックス、2023
- 5) 日本スポーツ産業学会編『スポーツ産業入門』、晃洋書房、2025
- 6) 原田宗彦『スポーツ地域マネジメント 持続可能なまちづくりに向けた課題と戦略』、学芸出版社、2020
- 7) 国土交通省「都市公園の種類」
https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000138.html
(2025年9月12日閲覧)

大学生を地域スポーツ資源とした中学生対象スポーツ教室の実践と意義 —広島大学ソフトテニス教室を事例として—

広島大学大学院 横川知司
広島大学大学院 神田颯

I. はじめに

スポーツは健康増進や交流人口の拡大を通じ、地域社会の維持や活性化に寄与し得るものとして注目されている。先行研究でも、プロスポーツチームと地域住民の共同参画型プロジェクトがソーシャルキャピタルを育み、まちづくりに寄与すること（工藤ほか、2013）、あるいはスポーツを媒介とした地域資源活用の意義（高岡・松橋、2025）が論じられてきた。しかし、近年の学校の働き方改革を背景に進められている学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行では、指導者や担い手の不足が大きな課題である。十分な受け皿が整わなければ、子どもたちのスポーツ機会が制限され、地域社会の活力低下にもつながりかねない。

こうした課題に対して、大学生を地域スポーツ資源として位置づけ、その活動を地域に還元する仕組みを構築することは、担い手不足の補完や地域活性化に資する可能性を持つ。本研究の目的は、その具体的な実践として大学生が主体となって運営する中学生対象スポーツ教室を取り上げ、その意義を明らかにすることである。本研究で扱う広島大学ソフトテニス教室は、ソフトテニスを競技種目としており、同競技は中学生期の部活動加入率が16.7%と全競技中で最も高く（笹川スポーツ財団、2024）、中学生のスポーツ参加環境を代表する種目の一つである。

II. 調査方法

本研究の対象とするのは、広島大学体育会ソフトテニス部およびOBが主体となって運営する中学生対象ソフトテニス教室である。本教室は約10年間継続しており、広島大学東広島キャンパス第3・第5テニスコートおよび東広島運動公園テニスコートを会場に、週1～2回の頻度で実施されてきた。参加者は延べ200名を超え、中学生を主な対象としつつ、小学生から高校生まで幅広い層が参加している。指導は大学生部員とOBが協力して行い、練習内容は基礎技能からゲーム形式まで多岐にわたる。

データ収集にあたっては、活動記録（開催回数・参加者数・練習内容等）の整理に加え、参加中学生へのアンケート調査、指導にあたった大学生・OBへの聞き取りを行った。これらの資料をもとに、教室の特徴と意義を記述的に整理した。

III. 結果

予備的な分析からは、中学生にとっての技術向上や居場所機能、大学生にとっての指導経験や教育的学び、地域にとっての受け皿機能など、多様な意義

が見出されつつある。特に、中学生にとっては学校やクラブに依存しない新たな練習機会の確保につながり、大学生にとっては指導経験を通じて「個に応じた指導」や「技術の言語化」の重要性を学ぶ場となった。また、地域にとっては従来の部活動制度で対応できない層を受け止める役割を果たしており、地域スポーツの受け皿機能を補完している。

IV. おわりに

本教室の意義は、スポーツまちづくりの観点から以下の三点に整理できる。

第一に、多様な主体が参画するスポーツの場を提供する点である。大学生や中学生、地域住民が関わるとともに、異なる学校区や地域の子どもが交流する場になっている。これらはスポーツを媒介とした多層的な社会関係の構築に資し得る。

第二に、互酬的な関係性を基盤とした取り組みの具体例を示す点である。大学生は指導を通じて教育的学びを得る一方で、中学生は技術向上や交流の機会を享受する。部活動の地域移行に伴い指導者確保が課題となるなか、教育系大学の学生には子どもと関わる機会やキャリア形成につながる経験といった教育的・キャリア形成上の動機づけが存在する。これは教員養成課程を有する大学が地域の人材供給源となり得ることを示唆している。また、過疎地域の子どもにとってはスポーツ機会を提供し、地域格差への対応に寄与し得る。

第三に、持続的な地域資源活用の仕組みのカギとして大学を位置づける点である。本教室は約10年間にわたり継続して実施され、地域社会に根付いた仕組みとして機能してきた。この持続性は、大学生という人的資源、大学のテニスコートという物的資源に根差している。大学を有効活用することで、スポーツまちづくりを一層推進することができる。

参考文献

- 工藤康宏・舟木泰世・梶原健・野川春夫（2013）：「プロスポーツチームとまちづくりに関する研究—チームと拠点地域住民の共同参画型プロジェクトの開発と展開—」、『SSFスポーツ政策研究』3（1）、98-107.
- 笹川スポーツ財団（2024）：子ども・青少年のスポーツライフ・データ2023 -4~21歳のスポーツライフに関する調査報告書
- 高岡敦史・松橋崇史（2025）：「スポーツまちづくりの定義」、『体育・スポーツ経営学研究』38、1-18.

多文化地域におけるまちづくり

大阪経済大学 大和里美

1. 在留外国人の増加と多文化共生の推進

1980年代後半から製造業を中心に労働力不足が深刻化し、円高・ドル安が進んだことで日本での就労の魅力が高まったこともあり、外国人の流入が増加した。1990年の出入国管理及び難民認定法の改正では、「定住者」という在留資格が新設され、日系2世やその配偶者・子（日系3世）は、在留資格を付与されて合法的に働くことができるようになり、それまでも出稼ぎとして日本への流入が多かった南米の日系人は、一挙にその数を増した。

このような外国人住民の増加を背景に、国は2006年（平成18年）に「地域における多文化共生推進プラン（以下、推進プラン）」を策定し、地方公共団体における多文化共生を推進することになった。その後の外国人住民の増加と多国籍化や2019年の「特定技能」の創設、デジタル化の進展や気象災害の激化などの様々な社会経済情勢の変化を受けて、2020年には推進プランの改訂が行われた。改訂推進プランでは、①多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築、②外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献、③地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保、④受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現、を目指し、地方公共団体の体制整備と地域における各主体との連携・協働によって多文化共生施策の推進体制を整備するために多文化共生の推進に係る指針・計画を策定することを謳っている¹⁾。

本研究では、多くの在日コリアンが居住し近年在留外国人の多国籍化が進む大阪市生野区を事例に、多文化地域におけるまちづくりについて考察する。

2. 大阪市の在留外国人の状況と施策

出入国在留管理庁によると2024年末の在留外国人数は、前年比10.5%増の376万8977人で過去最高を更新した。大阪市の在留外国人数は、政令指定都市では最も多い19万2151人で、中でも生野区は2万9841人で市内在留外国人の15.5%を占め、2位の西成区の1万5423人を大きく引き離し最多となっている²⁾。

大阪市は、西日本最大のコリアンタウンを有し、戦前から多くの外国人住民が居住していることもあり、1998年（平成10年）には「大阪市外国籍住民施策基本指針」（2004年3月に改定）を策定した。2018年（平成31年）には、多文化共生推進の組織として「大阪市多文化共生施策推進本部」を設置し、多

文化共生に向けての施策を総合的かつ円滑に推進する体制を整えた。2020年12月に策定した「大阪市多文化共生指針」は、多文化共生社会実現に向けた施策の方向性を示すもので、同年からこの指針に基づいて「大阪市多文化共生指針行動計画」を策定して具体的な取組みを行っている。

また2023年度から2024年度にかけて、港区、浪速区、生野区、西成区の4区をモデル地域とした「エリアプログラム支援事業」を実施するなど、外国にルーツを持つ住民と日本人住民の相互理解とつながり・交流を生む取組みを進めている³⁾。

3. 生野区のまちづくり

生野区は、住民の5人に1人が外国人で、外国籍住民の8割近くは韓国・朝鮮籍であるが、国籍・地域の多様化が進み約60の国や地域に繋がる住民が暮らすグローバルタウンである。特にコリアンタウンのある、かつて猪飼野と呼ばれた地域は、戦前から多くの在日韓国・朝鮮人が住むエリアであり、まちの中心の3つの商店街を統合して誕生した一般社団法人大阪コリアンタウンの事務局や在日本大韓民国民団の支部などの他、複数の民間の組織・団体があり、住民が中心となってまちの活性化や多文化共生に向けて活動している。

表1 生野区のまちづくり・多文化共生の活動団体

組織・団体名	設立（活動開始）年
NPO法人IKUNO・多文化フラット	2019年
一般社団法人いくのもり	2019年
NPO法人コリアンNGOセンター	2004年
一般社団法人大阪コリアンタウン	2004年
NPO法人クロスベイス	2017年
コリアボランティア協会	1994年
IKUNOサラダボール・プロジェクト	2016年
生野区在日韓国朝鮮人・多文化共生ネットワーク（じゅうみんという）	?
NPO法人多民族共生人権教育センター	2001年
一般社団法人ひとことつむぐ	2018年

出典：筆者作成

2023年には、学校再編によって2021年に閉校した大阪市立御幸森小学校の跡地を活用した「いくのコーライズズパーク（以下、いくのパーク）」がコリアンタウンに隣接する場所に誕生した。いくのパークは、飲食店や図書室、企業、まちづくりや多文化共生の活動を行うNPO法人などが入る複合施設で、「食を通じたまちづくり」をビジョンにローカルディベロッパー事業や産地活性化事業、飲食業界の人材育成のための学校の経営を行う「株式会社RETOWN」と、多国籍・多民族化や少子高齢化など地域の課題

の解決と地域住民の居場所づくりに取り組む「NPO法人IKUNO・多文化ふらっと」によって運営され、多文化共生のまちづくりの拠点となっている。

2025年4月13日から10月13日までの184日間、大阪では「EXPO2025大阪・関西万博」が開催されている。生野区では、万博開催に先駆けた2023年から「万博から人を呼び込もう」を合言葉に、「EXPOいくのヒートアッププロジェクト」としてポータルサイトやInstagramによる情報発信を行うとともに、2023年10月から2025年2月までに区民、ものづくり企業、商店、クリエイターなどの多様な主体の交流と共創の場となる「EXPOいくのミーティング」を8回開催した。このミーティングを通じて、「神社マルシェ」や「EXPO酒場生野店」など複数の共創イベントが生まれた。

同プロジェクトの「まるごと万博EXPOいくの」は、2023年11月25日に「EXPOいくのヒートアップ！-大阪・関西万博500日前イベント-」から開始した取り組みである。2024年3月には、企業や飲食店のネットワークづくりを目的として「多国籍カレースパイスフェス」をはじめとする4つのイベントが開催された。2024年9月15日から10月20日には「プレEXPOいくのマンスリーヒートアッププログラム100」として区全域で100個の様々なイベントが住民によって企画・実施された。2024年9月28日には「ワンデーヒートアップ」が生野区役所とリゲッタIKUNOホール（生野区民センター1階）で開催され、万博終了目前の2025年10月5日には、「まちごと万博EXPOいくのファイナル」が予定されている。このイベントは、「いくのなまちのBuy Local」「国際紅白歌合戦in IKUNO」「TUNAGARU FEST!」という3のテーマを掲げ、地域経済の活性化や多様な人々の交流の促進に寄与するものである。

また国の「万博国際交流プログラム⁴⁾」を活用して、区内に住む在留外国人の中でも割合が高い韓国、ベトナムを相手国とした食を通じた国際交流イベント「EXPOいくの万博夜市」をいくのパークで4回にわたり開催した。このイベントは、生野区役所が主催し、株式会社RETOWNが運用するもので、会場となったいくのパークだけでなく、コリアンタウンとも連携して実施された。

以上のような住民が中心となった多文化共生に向けたまちづくりの活発な活動と活動拠点としてのいくのパークの存在によって、コリアンタウンとその周辺は、多文化共生のまちづくりのモデル地域として全国から多くの人が視察やフィールドワークに訪れている。

4. 考察

生野区でまちづくりや多文化共生に取り組む組織には、在日韓国・朝鮮人の差別解消や相互扶助を目的に設立され、在日韓国・朝鮮人のメンバーだけで構成される団体も多かった。

しかし生野区の在日コリアン⁵⁾の歴史は100年を超え、日本で生まれ育った3世や4世が社会や地域で活動の中心となっていく中で、生活水準の改善が進み、帰化や日本人との結婚による国籍変更も増えている。一方で、少子化の進展や特別永住者の死亡増加などにより、韓国・朝鮮籍を持つ人は減少している。またニューカマー⁶⁾と呼ばれるベトナムやインドネシア、ネパールなど朝鮮半島以外から新たに日本に定住する外国人が増加する状況になり、表1に示した団体の中には、日本人や在日コリアン以外にルーツを持つ在留外国人が代表として活動しているところもある。このような社会の変化を前に在日韓国・朝鮮人によって設立されて同胞のために活動してきた団体も活動の対象・範囲を広げている。国や人種による差別や日本語の習得、文化の違いによる生活上の様々な課題は、在日コリアンだけでなく在留外国人すべてに共通するものである。

地域に根を張り活動してきた在日コリアンの存在が、生野区の多文化共生・まちづくりを推進する基盤となっている。

【注】

- 1) 文化庁HP「令和2年度文化庁日本語教育大会（WEB大会）」の関係府省庁における施策紹介資料に掲載された総務省自治行政局国際室「地域における多文化共生推進プランの改訂について」（https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/taikai/r02/92746701.html、2025年9月13日取得）に基づく。
- 2) 法務省出入国在留管理庁2024年12月調査「在留外国人統計」（<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00250012>、2025年9月13日取得）による。
- 3) 大阪市の多文化共生の取り組みについては、大阪市HP「多文化共生施策の推進」（<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000659946.html>、2025年9月13日取得）及び「大阪市多文化共生のまちづくり」（<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000622518.html>、2025年9月13日取得）に基づく。
- 4) 各地域の地域住民と万博参加国・地域の関係者が、地方公共団体の事業を通じて継続的に国際交流を行い、相互理解や国際交流を通じた地域の課題解決・活性化などの仕組みづくりを支援する内閣官房のプログラムである。
- 5) 在日コリアンとは、1910年の日韓併合による植民地支配によって朝鮮半島から日本に渡り、戦後も日本に定住した人とその子孫を指し、韓国籍、朝鮮籍（朝鮮民主主義人民共和国の国籍ではなく、出身地の地域名である朝鮮半島）、日本籍の人を含む朝鮮半島にルーツを持つ人の総称として使われる。
- 6) ニューカマーとは、1980年代以降に渡日して長期滞在する外国人を言う。一方、オールドカマーは第二次世界大戦以前から日本に在留している朝鮮半島や台湾出身者とその子孫を指す。

*本研究は、JSPS科学研究費25K15639の助成を受けて実施した。

ボートレース事業のイメージアップに関する経済学的考察 —北九州の事例を中心とした考察—

倉敷市立短期大学 田鹿 紘

1. はじめに

公営競技事業の収益金の一部は自治体の一般財源として使われるため、好調であることは地域経済に大きな貢献をもたらす。また、本場（競技場）に足を運ぶことで、ボートレースの臨場感を味わうことにより、ボートレースやスポーツ振興への関心が高まることも考えられる。しかしボートレースはスポーツよりもギャンブルとしてのイメージが強く、良いイメージを持たれているとは言えない。この負のイメージを取り除き、イメージアップを図ることが一つの課題である。多くの競技場でイメージアップの取り組みが図られているが、北九州市のボートレース若松では、他の公営競技とは異なるユニークな取り組みが毎年開催されている点で注目に値する。本稿ではボートレース事業のイメージアップと地域活性化について、自治体が実施した種々のアンケート調査結果、経済学の考え方、北九州市の事例を用いて検討していく。

2. 現状と課題

ボートレース全体の売上はインターネットと電話による投票が増加しており、本場に実際に足を運んで舟券を購入する人の割合は大きく減少している。ボートレースの売上額（全国）は平成23年には0.91兆円だったが、令和4年には2.41兆円と売り上げを伸ばしており、約1.5兆の増加となった。舟券の購入形態は、平成23年は電話投票30.2%、場外44.2%、本場25.6%だったのに対し、令和4年は電話投票77.7%、場外17.7%、本場4.6%と電話投票の割合が大きく伸びており、全国的に本場離れが進んでいる。

倉敷市が実施したボートレース児島のイメージ調査によると、「ギャンブルが好きな人が集まる場所」というイメージが強い」と回答をした人の割合が全体で48%と高い。その一方で、20代女性と「子どもと一緒に楽しめるキッズエリアやイベントがある」「芸能人を間近で見られるトークショーなどのイベント&ファンサービスが開催されている」というイメージには他の年齢層よりも関連性が見られる（『倉敷市モーターボート競争事業経営戦略（令和2年策定）』pp.15-16.）。

北九州市が実施したボートレース若松のイメージ調査によると、ボートレース若松に「遊びに行きやすい」と回答した者の割合は、舟券購入者経験者が79%であるのに対し、舟券購入未経験は15%と数値にかなりの開きがある（『北九州市公営競技事業経営

戦略【後期計画（令和6年度～10年度）】の策定』p.16）。

尼崎市が本場来場者のうちファミリー層を対象に実施したアンケート調査の結果では、来場前と来場後でボートレース場に対するイメージが大きく一転することが示されている。来場前と来場後では、「家族で来たくない」が36.9%から1.5%に、「怖い」が52.3%から1.5%に、「汚い」が29.2%から0.0%へと回答割合が変化しており、情報の非対称性に直面している。また、来場後には「また来たい」が0.0%から80.0%、「家族で来たい」が9.2%から55.4%、「楽しい」が20.0%から66.2%、「キレイ」が7.7%から78.5%に回答割合が変化していることから、本場に来場することによってイメージが格段に変わることが示されている（尼崎市公営企業局 ボートレース事業部『第2次尼崎市ボートレース事業経営計画（令和6年度3月策定）』p.18）。

新規ファンの獲得に向けて、テーマパーク化や施設活用の見直し・検討を進め、開かれた競艇場を目指す自治体もある。ファンをつなぎとめ、新規ファンを獲得する方策として、イベントの実施が挙げられる。イベント実施については、福井（2023）では、イベントの実施が少ない競技場は閉鎖される可能性が高まることを指摘しており、イベントの実施が老若男女の来場を促進することが期待できると考察している。ボートレースに縁が遠い人たちにアプローチする必要がある。

新規来場者獲得に向けてのユニークな仕掛けをしている例として、北九州市のボートレース若松のアニメーションとのコラボレーションカップが興味深い取り組みだと言えよう。2021年より、ボートレース若松ではアニメーションとのコラボレーションカップを毎年度実施しており、2025年1月開催のガンゲイル・オンラインカップで4回目を数える。

3. 経済学的考察

ここではアニメとのコラボレーションカップ（以下コラボ杯）について考察する。まず供給サイドから見ていくことにする。コラボ杯を行う場合にボートレース場の利得 π を以下のように定義する。

$$\pi = p(x)U - TC(x)$$

ここで、 $p(x)$ はボートレース未経験者の来場確率であり、 U は新規ファンが来場してくれることによって得るボートレース場の効用である。右辺第1項

は期待効用となる。本来、利潤は金銭的な利益を表示するものであるが、これまで本場に来場したことの無い者が来場することで自治体は非金銭的な利益（満足度）を得ると考える。また、 TC はコラボ杯にかかる総費用、 x はボートレース場がコラボ杯にかかるPRやグッズ製作等にかかる努力量（労力）を表す。これは来場者特典と考えることもできる。総費用 TC を簡単に $TC = cx$ （ここで c は限界費用）と置き、ボートレース未経験者の来場確率 $p(x)$ は次式のように与えることができるとする。

$$p(x) = 1 - \exp(-kx) \quad , \quad k > 0$$

ここで、 k は正のパラメータであるが、話題が広がりやすい人気作品である場合、数値が大きくなる。

ボートレース場の利得が最大となる努力量 x を求める。一階の条件は、

$$\frac{d\pi}{dx} = Uke^{-kx} - c = 0$$

これを x について解くと、

$$x^* = \frac{1}{k} \log \frac{Uk}{c}$$

となり、最適な努力量 x^* が求まる。

続いて、需要サイドを見ていく。消費者の便益 B について以下のように特定化して考える。

$$B(x) = a \cdot \log(1 + x)$$

ここで、 $a(> 0)$ は消費者が感じているその作品の好きの度合いを表すパラメータである。消費者の限界便益とボートレース場の限界費用はそれぞれ、

$$MB = \frac{dB}{dx} = \frac{a}{1+x}$$

$$MC = \frac{dTC}{dx} = c$$

最適努力量は、 $MB = MC$ より、

$$x^* = \frac{a}{c} - 1$$

となる。

これらの結果を踏まえ考察を加える。供給側に関して、 k の数値が大きい場合、つまり現在進行形でファンの熱が高い作品や、話題性の高い作品の場合は施策による効果が大きい作品となる。またSNSによる拡散効果も高いことが期待でる。別の場所でタイアップイベントが実施されているとその熱が高いファンを来場につなげることができる。ボートレース若松では2023年に『リコリス・リコイル』とのコラボ杯が実施された。この作品は2023年当時話題の作品であり、福岡においてはリコリス・リコイル展が同時期に実施されていたため、ファンの熱が冷めないうちに来場を促すことが期待できたと考えらる。来場のインセンティブとなる何かしらの「お土産」が必要であるため、 k は大きすぎない

ことも重要である。社会現象となったような全世代に広く知られているような大人気作品であれば、来場者も爆発的に増えるだろうが、来場者プレゼントがあまりにも不足するようでは不満を持ち帰ることになり、イメージアップからは遠ざかるだろう。

需要側に関して、自治体は予算制約があるため、最適努力量 x^* を満たすことができない場合もある。人気作品とコラボレーションできることは新規ファンの獲得の期待効果も大きい、あまりにも人気の作品（ a の値が非常に大きい）の場合は、自治体の予定する予算上限をオーバーする努力量が必要となる。 x^* と上限の差が大きいなら、十分なイベントを提供することができずに消化不良となる。ボートレース場が扱える範囲内のイベントが実施でき、集客力も期待できる人気作品を目利きできる職員の存在が必要であり、継続的に実施するためには作品の選定をいかに進めていくかが課題となる。

ボートレース若松のアニメとのコラボレーションカップの反響を直接示すデータは無いが、毎年度継続的に実施していることから、一定の評価は得ているものと思われる。リコリス・リコイルカップの開催期間中はコラボ抽選会が実施された。具体的な入場者の数字は公表されていないが、抽選会開始後、1時間から1時間半ほどで終了の告知がポストされている。このことから好評であったことがうかがうことができる。北九州のアニメとのコラボレーションカップは、コラボする作品が北九州とは無縁の作品であっても、北九州がポップカルチャーのまちであるため大きな違和感がない。今後のまちづくりにおいても相乗効果が期待できる。

4. おわりに

コラボレーションカップは一定の効果があると考えられるものの、理論的な結論の域を出ない。また、コラボレーションカップが継続して実施されていることと、抽選会が好評により最終レースより前に終了した点などから一定の効果があるものと推測するにとどまる。文化政策との関係、ポップカルチャーフェスとの連携、作品選定のプロセスなどを明らかにし、さらに考察・検討していかねばならない。これを今後の課題とする。

主要参考文献

- [1] 福井弘教(2023)「競輪とオートレースの再興に向けたアプローチ：関東地方のレース場に着目して」法政大学地域研究センター『地域イノベーション』第14号, pp. 41-62.
- [2] 佐々木晃彦(1999)『公営競技の文化経済学』芙蓉書房出版.

水族館は何を見せようとしているのか

岩手県立大学・吉野英岐

1. 本研究の背景と目的

「海の総合知の創出」という研究プロジェクトの中で、海洋に関する市民知と専門知の融合という課題に取り組んでいる。

日本列島は周囲を海に囲まれていることから、漁業や海運などの面で、人々のくらしと海は古くから密接につながっていた。近世の主要な都市の多くは沿岸部で形成され、近代に入っても、工業、漁業、貿易、軍事などの拠点として、臨海部に多くの都市が形成されてきた。そのため、海洋に関する知識は人々の暮らしの中で共有されていた。しかし、市民生活が次第に海から離れていき、都市部の市民が海洋生物や海洋環境に触れる機会は減少していった。

一方、海洋に関する科学研究は大学や研究機関に所属する研究者によって進められ、その研究成果は限られた専門家の間でみに共有されてきた。そのため、一般市民が海洋に関する知識や情報に触れる機会は少なく、市民と専門家の間で海洋に関する知識が十分に共有されていないのが現状である。

そこで気づいたのが、市民と専門家を展示によって結びつける博物館・水族館・各種ミュージアムの存在であった。これらの施設は全国各地に存在し、多くの市民が訪れる人気の施設もある。博物館では文化財や文書、民俗資料など、水族館では水生生物や植物など、ミュージアムでは船舶の模型や港湾のジオラマ、水生生物のはく製や標本など、海にかかわるさまざまな事物が展示されている。

そうした博物館、水族館、ミュージアムは、市民に何を伝えようとしているのだろうか。本研究は海の総合知の確立に向けて、水族館、博物館、ミュージアム等の展示施設における展示内容や展示方法を現地調査で明かし、それらの施設が果たしている役割や効果を検証し、こうした施設が市民と海洋の距離を縮め、市民による海洋知の獲得にどのように寄与しているのか、あるいは何が課題なのかを明らかにすることを目的とする。

2. 調査対象と方法

本研究で直接訪問した 26 施設を表 1 に示す。

表 1 調査対象施設（★は水族館および関連施設）

	施設の名称	所在地
1	八戸市水産科学館★	青森県八戸市
2	もぐらんぴあ水族館★	岩手県久慈市
3	岩手県立水産科学館★	岩手県宮古市
4	鯨と海の科学館★	岩手県山田町
5	大船渡市博物館	岩手県大船渡市
6	陸前高田市博物館	岩手県陸前高田市
7	仙台うみの杜水族館★	宮城県仙台市
8	仙台市博物館	宮城県仙台市
9	石巻市博物館	宮城県石巻市
10	葛西臨海水族園★	東京都江戸川区
11	すみだ水族館★	東京都墨田区
12	サンシャイン水族館★	東京都豊島区
13	しながわ水族館★	東京都品川区
14	品川歴史館	東京都品川区
15	ほたるいかミュージアム★	富山県滑川市
16	魚津水族館★	富山県魚津市
17	のとじま水族館★	石川県七尾市
18	のと里山里海ミュージアム	石川県七尾市
19	神戸市博物館	兵庫県神戸市
20	神戸市海洋博物館★	兵庫県神戸市
21	兵庫津ミュージアム	兵庫県神戸市
22	山陰歴史館	鳥取県米子市
23	境港おさかなパーク★	鳥取県境港市
24	海とくらしの史料館★	鳥取県境港市
25	島根県立宍道湖自然館★	島根県出雲市
26	島根県立しまね海洋館★	島根県江津市

調査対象は日本各地の沿岸地方にある水生生物や船舶、港湾、各種海洋資源など、海洋にかかわる事物の展示を行っている博物館、水族館、ミュージアムで、2023年度から2025年7月までに訪問した26施設である。調査内容は施設の立地状況、入場料金、来客層、展示内容、展示コンセプト、展示方法、販売品の内容等である。それらの結果を他の施設の状況と比較しながら、「海洋総合知」の確立の観点から、展示の特徴と課題を析出する。

3. 水族館の特徴

水族館は「各種の水生生物（水族）を飼育し、その展示を社会教育と娯楽に役だてる施設。アクアリウムともいう」（日本大百科全書）と定義されている。そして、その役割は①リクリエーション、②教育、③自然保護・種の保全、④研究となっている（内田他、2014：はじめに）。（公社）日本動物園水族館協会に加盟している水族館は49施設（2025年8月現在）、あり、水族館の来訪者はコロナ禍以前では年間3000万人を超えるほどであった。

水族館における展示は、来館者の視線の先に水生生物等を展示する形が一般的であったが、近年では、場所や空間全体を生態環境として体験できるような「インスタレーション展示」という方法も試みられている（内田他、2014：195）。

また、新しい博物館像を提案する用田は、21世紀に入ってからミュージアムが人々に発見と創造と事業の喜びを提供する役割を生みだし、「知の革命」が都市に経済と人間的豊かさをもたらすことを目指すべきと述べている（用田、2024：216）。そして、「いかにして注目を集めるか」や「効果的な刺激を与えるか」という「知の発見」を追い求めてきた日本の博物館のあり方を改め、一人ひとりが学習活動そのものを通じて、大きな満足を得る「楽しさとしての知」（＝文化の源泉）を獲得する「知の成長」を実現できるようなミュージアムを目指すことを掲げ、その実現のため、異質な分野とのリレーションシップ、つまり美術館、自然史博物館、動物園、水族館などの枠にとらわれない全く異質なミュージアムのあり方を提唱している（用田、2024：216-219）。こうした考え方は海洋に関する総合知の構築にとって大いに参考になる提案である。

4. 結果と考察

調査結果の概要をまとめると、海洋に関する展示施設は全国各地に存在し、その特徴も多種多様である。それらを分類するとすれば、①海洋生物の飼育展示を中心とする水族館、②立地地域に生息するあ

るいは立地地域で漁獲される生物資源を中心に展示する自然館、史料館、ミュージアム、③立地地域の歴史的な物財や海洋や港湾に関する資料を展示する博物館および類似施設、④船舶や港湾開発など海洋に関する資料に特化した海洋博物館、⑤立地地域の生業（漁業）、くらし、民俗の歴史と変遷を紹介するミュージアム、⑥上記の要素をあわせもつ複合展示施設にわけることができる。これらのうち、①と②は主として理学・生物学・生態学に基づいた展示内容、③と④は歴史性を重視する博物館学的あるいは工学的な展示内容、⑤は郷土史や民俗学に基づいた展示内容が中心になっている。

水族館には多種多様な海洋生物が展示されているが、大規模施設ではペンギン、イルカ、アシカなど、ショーを担える生物が共通して存在し、エンターテインメント性が重視される傾向が強い。学術的な知識についての解説もあるが、親子やカップルで楽しめる非日常空間を演出するケースが多く、海洋環境や地球環境の現状や課題に関する展示や漁業に関する展示は水族館ではなかなか見ることができなかった（詳細な内容は当日に報告）。

総合知の確立という観点から評価するとすれば、多くの施設は水生生物、船舶、民俗、歴史といった専門分野に特化した施設として運営され、展示内容もいわゆる理科系、文科系的に区分され、それにエンターテインメント系の展示内容が加わる形になっている。「海洋に関する総合知」といったコンセプトに基づいた展示は十分にはみられなかったが、今後は専門家と市民に結びつけるような魅力ある展示方法が必要であり、それが海洋に関する総合知の確立に有効だと思われる。

主な参考文献

- 内田詮三・荒井一利・西田清徳、2014『日本の水族館』東京大学出版会
溝井裕一、2025『増補新版 水族館の文化史』中央公論新社
用田政晴、2024『現場の博物館学を楽しむ』神戸学院大学出版会

【付記】

本報告は東京大学大気海洋研究所による研究事業「地域と科学の協働による海の総合知の創出：地域モデルから日本モデルへ」（文部科学省科学技術試験研究委託事業：令和5年度～継続中）のうち、岩手県立大学に再委託された『総合知創出プラットフォーム』構築と展開」の研究成果の一部である。

ストリートミュージシャンは何を期待されているのか

— 柏駅前の事例研究 —

What is expected of street musicians? : Case study of Kashiwa station front

筑波大学人文社会系 五十嵐泰正
松山礼華

1. 研究の背景と目的

いまや、ますます多くのジャンルのミュージシャンによって行われている路上演奏は、日本でもすっかり都市の日常の風景として定着した感があるが、ストリートミュージシャン（以下、SM）等の路上パフォーマンスが都市空間に与えるさまざまな空間的・社会的・心理的そして経済的効果について、各国で研究蓄積が進んでいる。たとえば、SM のパフォーマンスが都市で行きかう人々のあいだに親密な社交の空間を開く可能性（Simpson 2011）や、通行者に独特な場所の感覚を抱かせること（Doubleday 2018）、SM への積極的な聴衆に演奏が行われている空間への訪問可能性と好感度が高めること（Ho and Au 2021）、そして、街全体の寛容で活気のある都市イメージの形成にも貢献していること（Lin, Wang and Lin 2024）、などが指摘されている。

無許可の路上演奏は道路交通法違反となる日本国内においても、SM や大道芸人等のパフォーマーに適法な演奏場所と演奏機会を提供する市区町村や民間企業が近年増加している。ただしここで注目すべきは、これらの自治体の SM 等関連の制度やイベントで目的として掲げられていることや力点の置き方、制度運用のあり方がそれぞれかなり異なっており、それに応じて担当する部署が多岐にわたっていることである。たとえば、東京都のヘブンアーティスト事業は文化振興部文化事業課、流山市の NY にぎわいアーティスト事業は、総合政策部マーケティング課、船橋市のまちかど音楽ステージでは教育委員会と、性格の違う担当課がそれぞれの目的で行っており、それに伴って技量審査の有無などに違いがある。

都市空間を形成する資源は利用することで効用を創出・増殖されるものとした都市コモンズ論（Kornberger and Borch 2015）を補助線とすれば、SM の演奏は、都市空間に多様な資源を増殖させ得る営みとして捉えることができるが、各自治体は提供す

る演奏場所の立地特性や、それぞれの政策課題を踏まえて SM を何らかの資源を生み出す存在として位置づけ、それらの資源に係る領域を管掌している担当課が制度運用を担っていると考えられる。

一方で、SM の演奏はもっぱら路上空間に新たな資源を創出する存在と捉えられるわけではなく、騒音や通行の妨害などの「迷惑」としても感知され得るものである。SM の活動する個別の路上空間には、それぞれに特有のコンテキストがあり、立地条件とそれに伴う住民・来街者の属性や行動様式により、SM によって創出されることが期待される資源も、逆に SM が忌避される所以となる「迷惑」も、活動場所ごとに異なっている。そのため、単に人々の一般的な SM への認知や好感度を調査するに留まらず、個別の路上空間で、SM はどういった資源を産出する存在として好感されているか、あるいはどういった侵害行為を行う存在として嫌悪されているのかを、SM への肯定的／否定的認知の理由づけや、それらの変数の関連をみることで分析していく必要がある。

2. 柏駅利用者調査：結果の概要

本報告では、登録において技量審査がないうえに事前予約性も採用されておらず、他事例と比べて際立って敷居が低く自由度が高い千葉県柏駅前の SM 登録制度を調査対象として設定した。柏市では「居心地のよい空間づくり」の一環として本事業を中心市街地整備課が管掌しているが、柏駅利用者に SM はどのような資源／「迷惑」として感じられているかの検証を主眼とする、インターネット委託調査を行った。同調査は、2024 年 8 月 19 日～20 日に実施し、「通勤・通学・買い物などで柏駅を利用したり、柏駅近辺に行ったりする頻度」を問う設問でスクリーニングし、「月 1～2 日」以上と答えた柏駅利用者 600 名から回答を得た。

SM 登録制度に対しては一定の認知度（33.2%）が

あり、SM に対しての好感度についても、「好ましい」「どちらかと言えば好ましい」と答えた回答者の合計は、「わからない」(22.0%)とした回答者を除くと75.2%に達し、概して高い。特に、柏駅周辺に対して抱く好感度と、SM への好感度の相関が高いことが特筆される。また、SM の演奏への能動的な受容も一定程度みられる。SM の演奏に何らか意識を向けたことのある342名のうち大半は、「通りがかりに聴いていたことがある」(306名)という消極的な受容のみに留まるが、「演奏していたミュージシャンの周囲に立ち止まって聴いたことがある」「ベンチなどに座って聴いていたことがある」「演奏していたミュージシャンを撮影したことがある」「演奏していたミュージシャンと会話を交わしたことがある」という、SM の実践に対していずれかの積極的な行動をした経験のある回答者も、全体の21%にのぼった。

こうした SM への好感や受容を反映して、「柏駅前のストリートミュージシャンに対して否定的に感じている理由」についての設問では、「特にない」とした回答者が半数以上の56.5%にのぼった。ただし、「ストリートミュージシャンが路上ライブをする際に、特に注意すべきポイント」を問う設問では、「特にない」は17%にとどまっており、最大の懸念点として挙げられた通行の妨げ、次いで音量と演奏の技量を加えた3点が、柏駅前というコンテクストにおいて、音楽と不愉快なノイズを分かちものとして意識されていることが明らかになった。

3. SM を好意的に感じる理由の分析とその示唆

SM を好意的に感じる理由として最も支持を集めたのは、「ミュージシャンたちに頑張ってもらいたいから」と「街のにぎわい創出につながるから」の2つであり、少し間を開けて「音楽自体が好きだから」が続く。すなわち、SM は柏駅前の空間を、直截に「音楽を楽しむ空間」という以上に、「応援／育成の空間」「にぎわいの空間」とする資源を創出する存在として認識する柏駅利用者が多いことがわかる。一方で、登録制度を管掌する柏市中心市街地整備課が期待するような、「居心地がよい空間」とする資源を創出する存在として捉えている回答者は、上位2つの選択肢の回答の3分の1強にとどまっていたが、こうした回答者は柏駅前に「演奏のレベルが高いミュージシャン」を望む傾向が強いことが見いだされた。

さらに、SM への評価および能動的な路上演奏の受容経験という行動を従属変数とし、SM を好意的

に感じるすべての選択肢を独立変数とした、強制投入法のロジスティック回帰分析を行った。その結果、評価・行動双方において、SM を好意的に感じる理由を「特にない」とすることはネガティブな規定要因に、「音楽自体が好き」を挙げることはポジティブな規定要因になっていることを除くと、評価と行動を押し上げる SM への好意的な理由づけは異なっていることを見出した。すなわち、SM への評価に対しては、「ミュージシャンに頑張ってもらいたい」「街のにぎわい創出につながる」が正の規定要因になっているのに対して、実際に足を止めるなどして能動的に演奏を楽しむ行動には、特定の推し SM の存在と、SM により「居心地がよい空間」が創出されたと感じているかどうか、が大きく寄与していた。

このように、現状の柏駅利用者の多数派による SM の好意的評価は、柏市本来の狙いである「居心地のよい空間」とする資源を創出する存在としての受け止めとは、異なっていることが明らかになった。ただし、SM をそのような存在として評価している回答者は、SM の演奏に対して能動的な受容経験をしたことがある傾向と、演奏レベルが高い SM を期待する傾向がともに高いことは注目に値する。これらの結果から考えると、柏駅利用者が SM の演奏に能動的に耳を傾け、SM が柏駅前で社会活動を生み出すことを促すために、他地域で一般的に行われている演奏技量の審査を導入するといった制度設計の修正は、柏でも検討に値すると考えられる。

参考文献

- 1) Doubleday, K. (2018) "Performance Art and Pedestrian Experience: Creating a Sense of Place on the Third Street Promenade", *The Geographical Bulletin*, 59-1: 25-44.
- 2) Ho, R. and Au, W. (2021) "Effect of Street Performance (Busking) on the Environmental Perception of Public Space", *Frontiers in Psychology*, 12: open access.
- 3) Kornberger, M. and Borch, C. (2015) "Introduction: Urban commons" in Borch, C. and Kornberger M. eds. *Urban Commons: Rethinking the City*, Routledge: 1-21.
- 4) Lin, J., Wang, X. and Lin, G. (2024) "Performance and atmosphere in urban public spaces: Street music in Guangzhou, China", *Geographical Research*, 62-2: 279-92.
- 5) Simpson, P. (2011) "Street Performance and the City: Public Space, Sociality, and Intervening in the Everyday", *Space and Culture*, 14-4: 415-30.

地方創生1.0の人口動態と地域特性：四国4県旧市町村単位の比較検証

愛媛大学 大久保 武

1. 研究背景と目的

本研究は、四国4県の旧市町村のうち人口5,000人未満の小規模地域に着目し、地方創生1.0政策期間（2015～2020年）における人口動態と社会経済構造の変化を定量的に分析する。特に、人口構成の構造の変容や定着動向に焦点を当て、成果が認められた地域（以下、「成果地域」という）に共通する特性を抽出することを目的とする。

本研究の意義は、量的手法によって成果地域を戦略的に特定・分類し、今後展開される質的研究や因果推論分析、さらには理論的外挿や政策提言へと繋げる基盤的作業として機能する点にある。すなわち、政策効果の地域差とその背景要因を統計的手法で明らかにし、今後の焦点地域の選定や理論的分析のための実証的基盤を提供することを目的とする。

2. 先行研究レビュー

本研究は、これまでに蓄積されてきた複数の視座に基づいている。第一に、市町村合併によって生じた制度資源の非対称性に関して、村上（2020）は非合併地域の内発的発展能力に着目しており、旧市町村単位での分析の重要性を示している。第二に、金ら（2024）が提示した年齢・性別の人口コーホート分析の有効性は、人口構造の変化を動的に把握するうえで、本研究の手法と一致している。第三に、中村（2025）、田中ら（2018）による地域の産業構造やソーシャル・キャピタルの政策効果への影響分析は、本研究が社会経済構造を考慮することの意義を理論的に補強するものである。

しかし、これらの知見を統合し、旧市町村単位で地域類型化を試みた定量研究は極めて少ない。本研究は、このギャップを補うため、地方創生1.0政策の構造的成果とその背景要因を包括的に分析する。

3. 分析設計と手法

本研究では、以下の三段階の分析を通じて、成果地域の特定と構造的特性の類型化を図った。

（1）人口変動要因の特定（重回帰分析）

四国4県の旧市町村全てを人口規模に応じてA群（人口5,000人未満）とB群（5,000人以上）に分類し、それぞれの群で人口増減率に影響を及ぼしたコーホート（年齢別・性別）を重回帰分析で特定した。

（2）成果地域の抽出

A群を対象に人口増減率、老年人口指数、老年化指数の3つの指標のうちいずれかにおいて、地方創生1.0政策期間を含む後期（2010～2020年）の変化率が、前期（2005～2015年）を上回った地域を「成果地域」として抽出した。

（3）成果地域の類型化（階層クラスター分析）

成果地域に対し、以下の社会経済的指標7項目（在学者数、一次産業従事者数、二次産業従事者数、三次産業従事者数、自営業主数、外国人居住者数、5年前の県外出身者）と人口構造に関する指標3項目（年齢別・性別人口コーホート変化率、居住期間別人口構成、世帯構成）を用い、Ward法と平方ユークリッド距離に基づくクラスタリングを実施した。

4. 分析結果と考察

重回帰分析の結果、A群では若年層から高齢層に至る複数世代が人口維持に寄与しているのに対し、B群では生産年齢層に集中する傾向が明らかとなった。これは、A群において人口定着を支える多元的メカニズムが作用している可能性を示唆している。

次に、A群の中から成果地域として45地域を抽出し、分析に影響を及ぼす極端値を除いた43地域を対象にクラスター分析を実施した結果、以下の8類型が得られた。

①少子高齢化進行クラスター

高齢化の加速が根本的解決に至っていない地域群

②一次産業振興クラスター

一次産業従事者の顕著な増加が見られる地域群

③若年定着クラスター

若年層の移住・残存率が高い地域群

④安定型クラスター

人口・構造とも比較的安定した推移を示す地域群

⑤地域更新萌芽クラスター

局所的だが構造再生の萌芽が確認される地域群

⑥定着促進型クラスター

特定の世代における定住傾向が強い地域群

⑦移住・外部連携型クラスター

県外からの移住者や外国人の定着が進んだ地域群

⑧静態維持型クラスター

人口動態の大きな変化がみられないが、一定の構造を維持している地域群

5. 結論と今後の課題

本研究は、地方創生1.0期（2015～2020年）における四国4県旧市町村単位の人口動態と社会経済構造の変化を定量的に分析し、とりわけ人口5,000人未満の小規模地域に焦点を当てた。その結果、成果地域は複数の成功パターンを示して単一モデルには収束しなかったことから、地域の初期条件や構造特性に応じた柔軟な政策対応の必要性が示された。また、年齢・性別コーホート分析は、人口増減の背後にある定住・流出の構造を可視化し、施策の精緻化に資する有効な手法であることが確認された。さらに、抽出された8類型は理論的外挿性と実証的妥当性を兼ね備えており、今後の質的調査や比較研究の戦略的な基盤となる可能性が示された。

一方で、本研究は分析対象を四国4県に限定し、定量指標に依存しているため、施策の運営過程や住民意識といった質的側面を十分に考慮できていない。今後は、抽出した類型を軸に質的調査を実施し、施策と成果の因果構造を解明するとともに、対象地域を他地域へと拡張し、成功モデルの普遍性と地域特性の両立可能性を検証することが重要である。

謝辞

本研究はJSPS科研費25K05537の助成を受けたものである。

参考文献

- 1) 村上裕一「地方創生アンケートから評価する市町村の合併と連携」『日本評価研究』、Vol. 20 (2)、日本評価学会、pp. 105-119、2020
- 2) 金晃敏, 松橋啓介, 石河正寛「APC 分析による全国



図1 成果地域（43地域）のクラスター

出典：国勢調査及び社人研推計に基づき筆者作成

市町村の就学・就業・転職による移住の年齢別傾向の把握」『都市計画論文集』、Vol. 59 (3)、日本都市計画学会、pp. 828-835、2024

3) 中村良平「地方創生第1期における製造事業所の存続、発生、消失」『岡山大学経済学会雑誌』、Vol. 56 (3)、岡山大学、pp. 15-33、2025

4) 田中勝也, 中野桂, 道上浩也「ソーシャル・キャピタルが地方創生に与える影響—市区町村GIS データによる空間計量経済分析—」『経済分析』、Vol. 197、内閣府経済社会総合研究所、pp. 53-69、2018

中小製造業におけるリスクリングの効果に関する考察

ー岐阜県内企業を事例にー

岐阜大学 後藤 誠一 三井 栄

1. はじめに

デジタル化やDXの推進、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合したSociety5.0等、社会のあり方についての議論が展開され、その変化に対応した新しい働き方、多様な人材の能力開発や活躍機会の提供といった人材育成に注目が集まっている。特に、企業では、持続的な企業価値向上を目指し、経営戦略と人材戦略(人材育成)を連動したものとして「人的資本経営」が重視されている。国も「三位一体労働市場改革」として、職務給導入、成長分野への労働移動の円滑化、リスクリングによる能力向上支援に力を入れている(新しい資本主義実現会議『三位一体の労働市場改革の指針』2023)。

また、企業の人材育成では、経験学習や越境学習等の学習理論に基づく学習の他、近年はDX対応やデジタル人材育成の観点からリスクリングに関する議論や実践が展開されている。リスクリングは、「新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で求められるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する／させること」(リクルートワークス研究所『WorksReport2021リスクリングする組織 デジタル社会を生き抜く企業と個人をつくる』2021, p. 4)で、本研究では、DX推進やデジタルを中心とした知識・スキル習得のための学習としてリスクリングを捉える。

リスクリングは、規模別で「大企業60.4%・中小企業45.8%の取組割合」であり、大企業に比べ中小企業の取組みは進んでいない(帝国データバンク「リスクリングに関する企業の意識調査」2022)。製造業に注目すると、中小製造業の従業員を対象とした調査で、リスクリングの最大の障壁は「リスクリングに対する意欲の維持・向上」、次に「リスクリングに必要な時間の確保」との結果(日本政策金融公庫総合研究所『日本公庫総研レポート』No. 2024-4, 2024)があり、中小製造業では従業員の学習の意欲と時間確保が課題である。しかし、中小企業は社内に教育・研修の専門人材を抱えているわけではなく、加えて予算の制約や人材不足に直面しており、自前のリスクリング開発・実施・改善に限界がある。

リスクリングの先行研究は、労働者の時間的・金

銭的制約、研修プログラムを担当できる人材不足、外部の教育機会における従業員特性に応じた効率的なプログラム選択の困難さ等の構造的課題を整理し、その対応策を示した田中(2022)、人的資源管理施策とリスクリングの影響関係を分析した佐藤・齊藤(2023)、就業者のリスクリングで企業による費用対効果の見極めや個々に最適な教育内容の指示の困難さがあるため、企業の教育投資増や高等教育機関の活用・担うべき役割等の解決策を提示した板倉(2023)がある。

特に、製造業のリスクリングの実証的研究は、日本を代表する製造業1社の新規事業開発に伴う知識労働者へのリスクリングの学習プログラムや社内の学習支援等の内実を人事担当者へのヒアリング調査を基に検討した霜永(2023)、中小製造業のリスクリングの学習内容や方法等の実態を量的に把握しつつ、その結果からリスクリング意欲を引き出す方策として①経営者・上司との面談機会、②企業理念や将来像を示すといった点を指摘した藤田・真瀬(2025)が存在する。

また、中小製造業のリスクリングでは、①現場や労働者個人のニーズや課題に基づくリスクリングの開発、実践が必要、②課題は、学習の記録、モチベーション、評価や振り返り、③リスクリング支援を行う行政、団体による伴走型支援が必要かつ効果的、④リスクリングでの孤立・孤独を防ぎ、学習意欲維持のため企業内外に学びのコミュニティ形成、人事考課の工夫、経営層の理解を促進する機会創設の必要等が明らかになっている(後藤・三井2024)。

以上から、これまでの先行研究は、企業外の教育機会の課題、企業組織や経営との関係、リスクリングの実施内容・条件や阻害要因が明らかになっているものの、中小製造業のリスクリングに関する実証的研究は未だ少数であり、どのような人材育成や業務への効果や課題があるのかが解明されていない。

そこで、本研究では、多様な製造業が集積する岐阜県内中小企業4社を対象にリスクリングに関するヒアリング調査を行い、リスクリングの効果と課題を考察する。

2. 調査の概要

(1) 調査対象の概要

岐阜県は、多様な中小製造業が集積している。例えば、岐阜地区に繊維、自動車・航空宇宙関連、西濃地域に輸送用機械器具製造業、プラスチック製品、食品製造業、中濃地区に刃物、紙、東濃に陶磁器、タイル、飛騨地区に木工、家具、食品といった地域ごとの特色がある。県内事業者に占める製造業割合が高く、製造業従事者も多く、行政や各種団体によるリスクリング支援体制も充実している。

今回の調査対象4社が所在する関市、大垣市の特徴をまとめる。関市は、岐阜県の中濃地域に位置し、人口81,991人(岐阜県環境生活部統計課編、2025)の自治体である。産業は、刃物産業が刃物製品出荷額で日本一になるなど盛んであり、その他機械器具や金属製品の製造も行われている。大垣市は、岐阜県の西濃地域に位置し、人口154,536人(岐阜県環境生活部統計課編、2025)の自治体である。産業は食品、化学、機械等の製造業とIT産業が盛んである。

今回の調査対象は、岐阜県内中小企業のDX推進やリスクリングの現状・課題に関する知見や支援実績を有するDX・リスクリング支援団体の公益財団法人ソフトピアジャパン担当者にヒアリングを行い、リスクリングを積極的に展開する下記A～Dの4社を選定した。

ヒアリング調査の概要(日付、場所、対象者)は以下のとおりである。A社：2025年3月26日、同社社屋内、同社代表取締役社長1名、DX担当社員2名。B社：2025年3月28日、同社社屋内、同社代表取締役社長1名。C社：2025年4月18日、同社本社工場、生産技術部兼DX担当者2名。D社：2025年5月13日、同社社屋内、同社常務取締役1名、生産管理部IoT推進チーム1名。

A社は、岐阜県関市所在である。事業内容は、ガス製品・自動車部品製造である。ガス製品の置かれた環境で部品特性が異なり、また、長期間使用される製品のため故障等で必要になる部品が少量生じるといったことがあるため、多品種少量の製造に対応している。従業員数は110名、そのうち60歳以上は19名いる。

B社は、岐阜県関市所在である。事業内容は、建築材料の加工・販売である。従業員数は22名、年齢の平均は35歳くらいで、中途採用も多い。DXによる生産能力強化や働き方改革、人材育成、地域貢献に力を入れている。

C社は、岐阜県大垣市所在である。事業内容は、農業機械、エンジン部品、航空機部品等の開発・製造である。従業員120名程、30代後半が一番多い層である。製造現場の改善活動を積極的に行い、生産性向上に取り組む企業である。

D社は、岐阜県関市所在である。事業内容は、家庭用・業務用刃物の製造で、特に高級包丁分野で高品質の製品を安定供給している。従業員は110人程

である。少子高齢化・人口減少を見据えて、ロボットを活用した作業の機械化、AI導入用により3K作業を減らし、働きやすい環境づくりに尽力している。

(2) 質問項目

ヒアリング調査では、DX推進やリスクリングの先行事例や先行研究を参考に下記の通り質問項目を設定し、具体的な取組内容、効果、課題を質問した。合わせて、昨年度と比較した進捗状況も尋ねた。

①貴社のデジタル化やDXに対応した事業内容、②人材育成・リスクリング、③働き方改革、④貴社従業員の学びのニーズ・要望(希望する研修内容等)、⑤従業員の自己研鑽等、個人での学びに対する支援、⑥自主的な学習会等の従業員同士の学び合いの場づくり、⑦従業員の学び(リスクリングや自己啓発)の成果の業務や組織改善への活用、⑧他の企業・団体、教育機関との人材育成・リスクリングに関する連携、⑨その他、人材育成やリスクリングに関する考えや印象、今後の展望・課題、行政や支援団体への要望。

3. おわりに

本稿では、ヒアリング調査対象の概要等整理した。調査の結果と分析については口頭で報告する。

本研究は、JSPS科研費(21K01651)による研究成果の一部である。

参考文献

- ・板倉文彦「リスクリングの展開に関する一考察ー企業就業者のリスクリングと高等教育機関の役割ー」『歌子』第31号、実践女子大学、pp. 5-18、2023
- ・岐阜県環境生活部統計課編『2025ぎふ県勢要覧』岐阜県、2025
- ・後藤誠一・三井栄「地方中小企業のリスクリングの現状と課題ー岐阜県における取組みを事例にー」『日本都市学会年報』第57巻、日本都市学会、pp. 111-119、2024
- ・佐藤雄一郎・齊藤弘通「リスクリング実施組織と未実施組織間における人的資源管理(HRM)施策の効果性の影響要因に生じる差異」『産業能率大学紀要』第43巻第2号、産業能率大学、pp. 55-74、2023
- ・霜永智弘「新規事業開発に伴う知識労働者へのリスクリングー製造業A社の人材開発部門が担う役割と課題に着目してー」『評論・社会科学』第146巻、同志社大学社会学会、pp. 81-98、2023
- ・田中茉莉子「リカレント教育およびリスクリングの促進をめぐる構造的課題の解決に向けて」『日経研月報』2022年8月号、日本経済研究所、pp. 30-35、2022
- ・藤田一郎・真瀬祥太「中小製造業におけるリスクリングの現状と促進に向けた取り組みーアンケートの分析と事例に基づく考察ー」『日本政策金融公庫論集』第66号、日本政策金融公庫、pp. 37-71、2025

中国における農村CEOの現状と課題 —浙江省の事例について—

弘前大学 WANG LUHUA

1. 研究概要

1.1 研究目的

本研究では、中国において新たに制度化された「農村CEO」（「鄉村CEO」）の仕組みを明らかにし、とりわけ浙江省の代表的な事例を通じてその特徴と課題を検討する。農村CEOは2019年に中国・人的資源・社会保障省（人力資源社会保障部）が公表した「農村職業經理人」を起点とし、中国各地で採用されるようになった専門職である。中国ではこの時期、農村部の土地を所有する「農村集体」による土地の経済的な運用（集体経済）の整理と活性化が目指されており（高橋 2024-2025）、「農村集体経済組織法」が2025年5月に施行された。農村CEOは、農村集体における農業の高度化だけでなく農村観光の振興など幅広い事業の組成が期待されている。なぜなら従来の集体経済は、村民委員会や共産党村支部の幹部が兼任で運営することが多く、経営効率や持続性に限界があったためである。これに対し経営手腕のある農村CEOの採用により専門的かつ持続的な運営が期待されている。

そこで本研究では以下の3点を考察する。

第一に、農村CEOはどのように選抜され、また現実に定着しているのかという点である。農村CEOには経営手腕が期待されているが、どのような人びとが農村CEOとして採用されているのか、また、本当に農村CEOが経営手腕を揮えているのか、採用当初の事例報告は散見されるものの（李2022、武・祝2024、顧・呂・王2025）、体系的な検討や採用から一定期間を経過した後の検証はまだ十分ではない。

第二に、農村CEOは経営手腕だけで集体経済を動かせるのか、村外からやってきて村民や行政機関との良好な関係を持続的に築けているのかも検討する必要があるだろう。

第三に、以上の検討を踏まえ、農村CEOにはどのような成果と課題があるのか、制度創設から5年が経過した今こそ明らかにできると考えられる。

1.2 方法と資料の範囲

本研究は、制度分析と事例研究を組み合わせる。主な資料は以下の通りである。

第一に、中国政府および地方政府が公表した政策文書と招聘公告である。これにより制度設計の背景と導入の目的を確認する。

第二に、既存の研究論文や現地調査報告である。これらは農村CEOの役割や課題を分析する上で重要

な補助資料となる。

第三に、浙江省余杭区を中心とした事例資料である。選抜の条件、給与水準、KPI設計、評価制度などの資料を分析することで、実際の制度運用を具体的に把握する。

本研究は特に浙江省の事例に重点を置き、制度の成果と限界を描き出すことを目的とする。

2. 農村CEOとは

2.1 制度の整理

中国における今までの農村CEOの展開は、大きく二つの段階に整理できる。

第一段階は確立期である。2019年4月、人力資源社会保障部が新職業として「農村職業經理人」を公式に発表し、すなわち村民全体が共同所有・管理する経済単位である農村集体経済を基盤とした専門職が制度化された。同年、浙江省淳安・湖州・余杭区などが相次いで選抜を行い、募集-筆記試験-面接-育成-評価という一連の仕組みを導入した。これにより、「選抜・育成・実践・定着」の循環を制度化した枠組みが確立した。

第二段階は拡張期である。農村CEOの職務は農村集体経済の経営にとどまらず、観光・文創・ECサイトといった新業態の推進へと広がった。浙江省の成功は中国全国に波及し、2024年時点で17省・309県に展開、累計で約6万人以上の「高公共性・高嵌入性」を備えた人材が育成されたとされる。さらに2025年には「農村集体経済經理人」という名称も政策上で補強され、農村集体経済を持続的に活性化する担い手としての職能体系が一層明確化した。

2.2 人材の選抜と活用

農村CEOは、人材をどのように選び、育て、実践の場で活かし、続任させるかという循環の仕組みに特徴がある。（1）選抜：公開募集、資格審査、構造化面接の多段階選抜を区県レベルの主管部門が主導し、関係村・大学・民間企業の評価者を交え複合能力を測る。（2）育成：着任後は在現場実践型訓練とメンター制（大学・企業の二重メンターが一般的）を軸に、CEO1人につき高校・企業の二重メンター制を基軸とする「1+2+6」（1か月理論、2か月実習、6か月現場実践）の職能形成カリキュラムが運転されていることが確認できる。（3）実践：村の資源を活用し産業を組み合わせることで、経済的成果と地域住民への公平な利益還元を両立させる点にある。

土地や建物を観光や加工に転用し、農業と販売・電商を結びつけると同時に、情報公開や住民参加を通じて成果を共有する。(4) 定着業績評価に基づく続任・退出の仕組みであり、「基本給料+インセンティブ+ボーナス」の報酬体系を整えることで、人材が持続的に村に根づく制度となっている。組織面では「政府・大学・企業・村」の協働基盤を用い、政府は政策と選抜、大学は訓練と評価、企業は技術の提供、村集体は資産と場面を提供する。

これにより、制度の牽引と現場の学習が往還し、評価から留任の透明性と一貫性が市場の信号として作用する構造が見出される。

2.3 成果と課題

既存研究の多くは、農村CEOを村民関係や組織的基盤に深く埋め込まれ、かつ高い公共性を備えた人材として評価し、「選抜・育成・実践・定着」の循環構造が農村振興に寄与することを指摘している。また、若年層の参加による産業多様化の効果も強調されてきた。しかし課題も残されている。第一に、地域ごとに待遇基準が異なり、成果を横断的に比較しにくい点。第二に、長期的な追跡調査が不足し、制度が持続的にどのような効果を発揮するかが明確でない点である。

これらの限界を踏まえ、本研究では浙江省の制度実践に焦点をあて、制度設計・運用プロセス・成果と課題を同一の分析枠組みで再検討する。

3. 代表事例：浙江省余杭区

浙江省は中国で最も早く農村CEO制度を導入した地域であり、その中でも杭州市余杭区は先導的な役割を果たした。余杭区は浙江省北西部、杭州市中心部の西方に位置し、人口約200万人、面積1200平方キロメートル余りを擁する大規模な行政区である。区内は7街道と5鎮に分かれ、さらに71社区と121行政村に分かれている。都市化が進む一方で、農村地域も広く抱え、農村経済の新しい運営モデルを模索する要請が強かった。

2019年、余杭区は全国に先駆けて農村CEOの公開招聘を制度化した。募集から筆記試験、面接、契約、研修、評価に至るまでのプロセスを町レベルで整備し、村ごとに農村CEOを配置した。契約時には職務・報酬・任期が一体的に明文化され、入り口設計は「選抜・育成・実践・定着」の循環を志向していた。報酬は市場水準に整合する年収（300～360万円）に加え、年度評価に基づく成果連動型の補助が行政村と区から支給され、制度的に人材育成と職務資源の継続供給が保障された。

その中で、省外出身のA氏は余杭区内A村の農村CEOとして着任した。就任の最初の期待は「村の米を売ること」にとどまったが、彼は稲田や農文旅イベントなどを組み合わせ、さらに大米加工やオンライン販売へ展開した。A氏が「米を売るだけでなく、

体験・教育・物語を売る段階に進んだ」と語ったように、村資源の多元的活用を進めたのである。その結果、A村の会社Aの年間売上高は4億円を超え、農村集体の収入は2019年の150万円から2023年には2000万円へ増加した。産業収益や住民の所得も上昇し、住民参加型の配分説明会が制度化されたことは透明性を高める効果をもたらした。

一方で、すべてが順調であったわけではない。余杭区にあるB村のB氏は「3年で上場を目指す」と宣言したが、翌年の村民投票で支持を得られず解任された。さらに、余杭区で初期に採用された3人の農村CEOのうち2人は辞職しており、人材定着の難しさが浮き彫りになっている。

以上から、余杭区のモデルは農村CEOが地域社会に根ざす経営人材制度として持続し得ることを示している。しかし、余杭区の事例は、村の資源の収益化、産業の多元化、住民参加の拡大といった成果を示す一方で、権限と責任の境界の曖昧さ、財政の持続性、人材定着の難しさなど課題も確認された。

4. 結論

以上を踏まえて、本研究は中国において新職業として制度化された農村CEOの仕組みを、浙江省の実践を中心に検討した。2019年の「農村職業經理人」公表以降、農村CEOは村集体経済の経営と新産業の推進を担う人材として全国に普及した。本研究は、「選抜・育成・実践・定着」の循環を分析枠組みとし、地域住民全体の利益を重視し、地域社会のネットワークに根ざした視点から農業CEOの制度と運用を整理した。その結果、農村CEOを単なる地域人材政策としてではなく、中国農村社会における地域運営モデルの革新として捉える点にあり、今後の全国的展開や地域間比較に資する基盤を提供することが示された。しかし、資源の再編成や集体収益の多元化、住民参加の拡大といった成果が確認される一方で、財政持続性の不足、人材定着の困難などの課題も明らかとなった。これらの検討を通じて、農村CEOは農村振興における「人材活用」を制度的に具体化する新しい試みであり、その持続には各政策の調整が不可欠であることが示された。

文献

- 高橋五郎(2024-2025)「霞の中の「農村集体組織法」(第1回-第3回)『中国科学技術ニュース』<https://spc.jst.go.jp/>
- 武晋、祝云鳳(2024)「誰來興村：鄉村振興主體創新的實踐過程與機制研究—以雲南省「鄉村CEO」政策實踐為例」『北京行政学院学报』2024年第4期。
- 顧洪瑞、呂国朋、王学兵(2025)「鄉村CEO賦能鄉村振興產業」『村委主任』2025年第3期。
- 李小雲(2022)「為什麼要培養鄉村職業經理人？」『農村工作通信』2022年第3期。

大阪市生野区における公民連携による「ものづくり企業」の持続的な発展に向けた取組み

近畿大学 石原 肇

1. はじめに

日本において、人口減少に伴う都市の縮退は、今後の都市を維持していく上で喫緊の課題となっている。大都市圏において、人口減少に伴う都市の縮退は、空き家や空き地が小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」として捉えられ（荒木2018）、この現象への対応が重要な課題となっている。「都市のスポンジ化」は、大都市圏における製造業の衰退とも関連している。これまで三大都市圏の住工混在は大きな課題とされてきた。これに加え、近年の三大都市圏では、製造業の衰退により、製造業が卓越した地域からの工場の撤退に伴う跡地の宅地化や商業施設の進出等による新たな住工混在の発生が懸念されている。

これまで発表者は、大阪府の主要な工業地域である東部大阪地域に位置する門真市や東大阪市、八尾市等を研究対象地域として、ものづくり企業の持続的な発展に向けた公民連携による取組みについて、ものづくり企業自身の取組みであるオープンファクトリーや、行政による産業振興や都市計画の施策について報告してきた（石原2024、2025a、2025b）。

大阪市生野区は、レンズ工業の発祥地である等、古くからものづくり企業の栄えた地域である。これまでの生野区のものづくり企業に関連する先行研究をみると、嶋本他による高度経済成長期の大阪市内陸工業地区（旭区・城東区・東成区・生野区）の問題点に関する一連の報告がみられ、工業の発展により混住化が生じており、生野区でより顕著にその傾向がみられることが指摘されている（駒・嶋本1960、嶋本・三輪1961a、嶋本・三輪1961b）。その後、瀧口他（2007）は、大阪市の東成区と生野区を研究対象地域として、住工混在が生じた地域におけるマンションの立地抑制に向けた施策が検討された。

このように、これまでの先行研究は、住工混在に関するものが散見されるが、ものづくり企業そのものに関する報告は見当たらない。そこで、本報告では、生野区のものづくり企業の持続的な発展に向けた公民連携による取組みについて把握することを目的とする。

2. 研究対象地域および研究方法

研究対象地域である大阪市生野区は大阪市の東部に位置し、区域の面積は約8.37km²、人口は127,309人（2020年10月、国勢調査）となっている。同区の東側は東大阪市と接している。同区はコリアンタウンのあるまちとしても有名であり、近年では120カ国におよぶ国と地域の外国人が暮らすまちとなっている。同区には1,621社の製造事業所（令和3年経済センサス活動調査）があり、市内24区の中で第2位を誇る（大阪市生野区役所地域まちづくり課2022）。

研究方法は、行政やものづくり企業の公表資料等の収集およびヒアリング、イベント等の観察を行い、得られた情報から公民連携によるものづくり企業の持続的な発展に向けた取組みについて把握を行う。

3. 結果

(1) 行政によるものづくり企業の広報

生野区では、若い世代を中心とした多くの方に、「ものづくりのまち生野区」の魅力を知ってもらうために、区内の製造業で働く人や技術の魅力を、イラストを交えながら紹介するリーフレット「生野ものづくり百景」を2013年度から作成し、2019年度で100社の紹介となり、「生野百景」とし、2022年にそのデジタル版を公表した（大阪市生野区役所地域まちづくり課2022）。百景の内訳をみると、金属等加工29社、芸術・工芸品10社、生活関連用品17社、食料品9社、印刷・塗装4社、機械・器具3社、建築・木工6社、その他19社（、現在移転・廃業が3社）となっている。「生野百景」では、「生野区のものづくり企業が、試行錯誤や弛まぬ努力を積み重ねることで培ってきた”オンリーワン技術”の魅力を、ぜひご覧ください」としている。

(2) ものづくり企業自身による取組み

近畿経済産業局（2024）は、「オープンファクトリーとは、ものづくり企業が生産現場を外部に公開したり、来場者にもものづくりを体験してもらう取組み」としており、「従来から工場見学やツアーといった形態で実施されてきたが、近年では、ものづくりに関わる中小企業や工芸品産地など、一定の産業

集積がみられる地域を中心に、企業単独ではなく、地域内の企業等が面として集まり、地域を一体的に見せていく「地域一体型オープンファクトリー」という取組へと進展をみせている」としている。

① 「fab博覧会」の開催

生野区では、「万博から人を呼び込もう」を合図に、万博に向けて地域の熱量を上げるため、2023年度から「EXP0いくのヒートアッププロジェクト」と称して様々な取組みが行われている。この取組みの一つとして2024年3月23日に「fab博覧会」が開催された。名称を博覧会としているが、区内のものづくり企業による地域一体型オープンファクトリーであり、(株)三栄金属製作所、(株)現代工業、(有)電研、大栗紙工所(株)、(株)生田、(株)旭東の6社が参加した。

② 「FactorISM」への参加

2020年から毎年、八尾市を中心としたオープンファクトリーの取組みとして「FactorISM」が開催されている。製造業を中心とした実行委員会形式で主催され、「こうばはまちのエンターテイメント」を合言葉に、ものづくりの現場を一般開放し、人々の生活を支え、世界を魅了するものづくりを体験、体感してもらう文化祭のようなイベントを目指すとしている。2024年から生野区のものづくり企業3社（(株)三栄金属製作所、(有)電研、(株)生田）が参加している。

(3) ものづくり企業と行政の連携による「ものづくりタウン事業」の推進

生野区では、町工場の技術力とクリエイターのアイデアを掛け合わせた新製品の開発・受注により産業振興をめざし、ものづくりの魅力をさらに向上させることにより、新たな担い手の育成や技術の継承、地域経済の活性化を図ることを目的に、2023年度から「生野ものづくりタウン事業」を継続して実施している。実施内容は、連携事例創出（クリエイターと生野区内の中小製造業事業者の技術を組み合わせたBtoC製品等の検討機会の創出、事業化の支援）、生野区内の中小製造業事業者間のネットワークの構築（参加企業の交流機会の創出、企業連携ネットワークの構築支援）、成果報告会の実施（連携事例を広く外部に発信するための成果報告会の開催）となっている。2023年度に4社、2024年度に5社、2025年度に5社が参加している。

4. 考察と今後の課題

2025年度においても「FactorISM」への生野区内ものづくり企業の参加が予定されている。また、「ものづくりタウン事業」での、ものづくり企業とクリエイターとの連携・製品づくりが進められている。今後のものづくり企業の持続的な発展に向けた取組みについて引き続き注視していく。

参考文献

- 荒木俊之「『都市のスポンジ化』に対する地理学的アプローチの有効性」『E-journal GEO』、13巻2号、pp. 560-566、2018
- 大阪市生野区役所地域まちづくり課「生野ものづくり百景」、2022
<https://www.city.osaka.lg.jp/ikuno/page/0000347741.html>（最終閲覧日：2025年9月6日）
- 石原肇「大阪府門真市における公民連携による「ものづくり産業」の持続的な発展に向けた取組み」『地域活性研究』、21巻、pp. 191-200、2024
- 石原肇「東大阪市における公民連携による「モノづくり企業」の持続的な発展に向けた取組み」『地域活性研究』、22巻、pp. 189-190、2025a
- 石原肇「OPEN FACTORY CITY YAOの実現に向けた公民連携による取組み」『地域活性研究学会研究大会論文集』、17号、pp. 139-142、2025b
- 近畿経済産業局「地域一体型オープンファクトリー」、2024
<https://www.kansai.meti.go.jp/1-9chushoresearch/openfactory/openfactory.html>
 （最終閲覧日：2025年1月3日）
- 駒日出男・嶋本恒雄「大阪市内陸工業地区の問題点について」『日本建築学会論文報告集』、66号、pp. 401-403、1960
- 嶋本恒雄・三輪嘉男「大阪市内陸工業地区の問題点について（第Ⅱ報）」『日本建築学会論文報告集』、69号、pp. 513-516、1961
- 嶋本恒雄・三輪嘉男「大阪市内陸工業地区の問題点について（第Ⅲ報）」『日本建築学会論文報告集』、69号、pp. 517-520、1961
- 瀧口勇太・熊谷勇輝・村橋正武「住工混在地域における容積率の変化と制限に関する研究」『都市計画論文集』、42巻、pp. 46-46、2007

気候変動・再生可能エネルギー施策に関する全国基礎自治体調査から

○東京大学 大塚彩美
東京大学 兼松祐一郎
東京大学 菊池康紀
芝浦工業大学 栗島英明

1. はじめに

昨今の気候危機のただ中において、サステナビリティ・トランジションが喫緊の課題となっている。この中核をなすのがエネルギー転換であり、世界の潮流を受けて2020年秋には日本政府も2050年までのカーボンニュートラル（脱炭素）化を宣言した。その後の地球温暖化対策防止法の改正により、地方自治体には地域の再生可能エネルギー活用（エネルギーの地産地消）や地域活性化を目的とした「地域脱炭素化促進事業」の実施が求められることとなった¹⁾。これをサポートするため政府による脱炭素先行地域等のスキームを活用して体制整備が進められており、2025年5月に発表された第6回までに、既に辞退したところを除き、88提案が選定されている¹⁾。また、地域単位ではないものの再生可能エネルギーの導入などを複数年にわたり重点的に取り組む重点対策加速化事業も同じく2022年度から始まり、これまでに171自治体（38府県、104市、29町）が選定されている¹⁾。一方、自治体の側に目を向ければ、国によるカーボンニュートラル宣言を契機に2050年ゼロカーボンシティ宣言を行う自治体も飛躍的に増えた。人口規模の大きい都市の宣言が先行したことにより2023年1月には人口ベースで1億人を突破、その後も宣言数は伸び続け、2025年6月時点では全自治体の66%に該当する1,182の自治体が表明するに至っている¹⁾。

このように脱炭素化の取り組みのすそ野は順調に広がっているように見える。しかし地域脱炭素の本義は、脱炭素への取り組みを通して地域課題の解決に貢献することとされる¹⁾。すなわち、真の課題は公的な「表明」から具体的かつ実効性のある政策の「実現」へと移行すること、かつ、単なる環境政策としてではなく、地域の魅力向上、産業活性化、そして災害レジリエンス強化といった「まちづくり」の中核的な戦略として捉え、生かしていくことが今後の成功を左右する重要な要素となる。

このような背景の下、本稿では気候変動・再生可能エネルギー施策に関する全国基礎自治体調査の結果から、基礎自治体における気候変動緩和策の現状と課題についての分析結果を報告する。

2. 調査概要

アンケート調査は、郵送による紙面調査として実施した。調査期間は2024年2月下旬～3月下旬で、主な設問は①各自治体における気候変動対策に関する項目、②再生可能エネルギー導入に関する項目、お

よび③カーボンニュートラルや地域課題解決のための支援システムについてであった。調査紙配布数は、1,779標本（全市区町村：1718+23特別区、および全都道府県：47、合計1788自治体から、能登半島地震の被害の大きかった石川県能登地方の9自治体を除外）で、実際の調査は郵送調査・Web調査を行う業者への委託により実施した。970自治体から回答を得た（回収率は55%）。なお、ゼロカーボンシティ宣言に関する設問については調査時点の回答で、単独表明 527件（54%）、他の自治体と共同表明 76件（7.8%）、1年以内の表明を検討中 81件（8.4%）、検討していない 286件（29.5%）をベースとしている。

3. 結果と考察

3-1 気候変動対策の担当部署と計画策定状況

調査に回答があった970件のうち、気候変動対策・施策を担当する専門の部局・課・係を設けているのは117件（12%）にとどまり、他の環境問題と担当を兼任しているのが393件（40%）、環境問題以外の担当と兼任しているのが422件（43.5%）となった。担当課を設けていないという回答も30件（3%）あった。また、ゼロカーボンシティを実施するための具体的な計画の策定状況については、ゼロカーボンシティ表明済みおよび1年以内の表明を検討中と回答した684自治体のうち321件（47%）が策定済み、136件（20%）が策定中と回答した。

154件（22.5%）が策定を検討中と回答したのに対し、策定も策定の検討もしていないとの回答が72件（10.5%）あった。策定/検討していない理由としては、計画策定のための知識・情報（技術・施策等）の不足、策定のための人員配置が困難、次いで気候変動に関する専門知見が庁内に不足、予算措置が困難が挙げられた。

これらの状況を脱炭素先行地域や人口規模に着目して考察してみると、脱炭素先行地域の方が、また人口規模が大きいほど気候変動の専門部署の設置や計画策定などが進んでいる状況にあることが分かる（図1）。ただし脱炭素先行地域であっても、気候変動対策の専門部署が設けられていない割合も比較的大きく、殊に小規模都市ではそれが顕著であることが分かる。紙面上ここでは図は割愛するが、ゼロカーボンシティ宣言では、人口規模別にみると政令指定都市や特別区では9割以上が単独表明済み、中核都市以上～特例市、中都市（人口規模で10万人以上）では共同表明および検討中を含めると9.5割

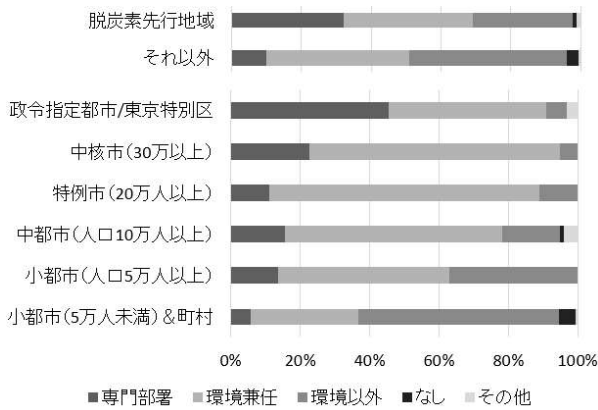


図1 地域特性別気候変動対策部署の設置状況

近くになる。5万人以上の小都市では7割、5万人未満の小都市や町村では6割に落ちるものの、全体としてゼロカーボンに対する取り組みとしては地理的なすそ野が広がりつつある。

3-2 地域課題の考慮状況

次に、地域脱炭素推進の本義とされるエネルギー転換以外の地域課題の考慮に目を向ける。上記で述べた計画策定において、ゼロカーボンを地域の成長や様々な課題解決と結びつけて検討するとその本義の下、気候変動対策以外の地域課題解決の検討をした自治体は302件（66%）、検討したが計画には反映させなかった自治体が85件（19%）、検討しなかったもしくは無回答が70件（15%）であった。計画に反映させたと回答があった課題を表1に示す。「防災・減災・災害時対応・国土強靱化」、「地域経済の活性化」、「農林業対策」がトップ3に挙げられた。これは2019年から2020年初頭（カーボンニュートラル宣言前）に類似の調査を行った栗島ら²⁾の調査において「自然との共生」「教育・学習の充実」がトップに位置し、防災などは半数に満たなかった結果とは大きく異なる。「地域住民の生活の質向上」などはいまだ半数に満たないものの、カーボンニュートラル宣言以降の取り組みの中で、脱炭素の本義である適応や地域課題の解決というコベネフィットに対する理解が進んできたことを示していると考えられる。さらに、これを人口規模別に比較してみると（図2）前述の気候対策専門部署の設置やゼロカーボンシティ宣言などと違い、都市規模間の差が見られない。むしろ小規模都市において、特例都市や中都市よりも若干ではあるが、高い割合で地域課題を検討し計画に反映させていることが示されている。このようなところにも地方創生と脱炭素を両立することを目指すという考え方が浸透し始めたことを示していると考えられる。一方で、検討したが施策に反映できなかった、あるいは検討しなかった理由としては、地域の成長や課題解決につながるゼロカーボンに向けた対策・施策についての知見や定量的なエビデンスが不足していたこと、地域の成長や課題解決につながるゼロカーボンに向けた対策・

表1 計画の中で掲げられている地域課題

計画で掲げている課題	回答数	計画策定302件中の%	総回答(1454)中の%
防災・減災・災害時対応・国土強	211	69.9	14.5
地域経済の活性化	193	63.9	13.3
農林業対策	166	55	11.4
自然との共生	163	54	11.2
教育・学習の充実	156	51.7	10.7
地域住民の生活の質向上	133	44	9.1
地域住民の健康	89	29.5	6.1
雇用の創出	83	27.5	5.7
社会活動の活性化	82	27.2	5.6
人口減少・過疎化への対応	59	19.5	4.1
行財政コストの削減	51	16.9	3.5
超高齢化への対応	28	9.3	1.9
その他	40	13.3	2.8

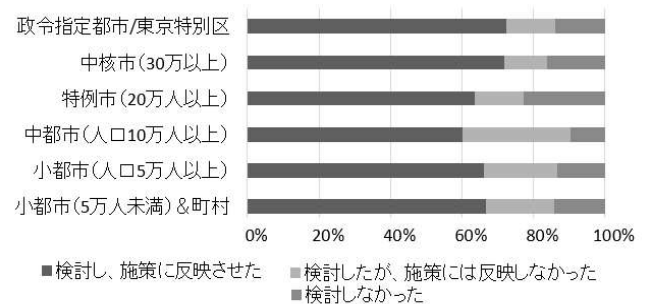


図2 人口規模別 地域課題の検討状況

施策の検討に必要な庁内の他部署との連携が少ないこと、また検討する時間が不十分だったことなどが挙げられている。雇用の創出や、地域サービスの展開による住民の生活の質の向上、あるいは移住者増などは脱炭素の文脈の中でよく語られることであるが、責任ある政策立案が求められる自治体の立場からすると、実際にはこれらのつながりを政策として反映させるには十分なバックアップデータも経験値も備わっていないという現状が浮き彫りになった。

4. まとめ

本稿では脱炭素化に向けた基礎自治体の取り組み状況について、特に地域課題の解決や人口規模などの特性に着目して報告した。紙面上報告できなかった結果も含めて、今後はより総合的に地域脱炭素推進の可能性と課題を検討していく。

謝辞 本研究のアンケート調査の実施においては多くの自治体担当者に回答のご協力をいただいた。また本研究は日本科学技術振興機構（JST COI-NEXT 助成番号JPMJPF2003）により実施された。

参考文献

- 1) 環境省, 脱炭素ポータル https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral (2025年9月10日閲覧)
- 2) 栗島英明, 谷田川ルミ, 倉阪秀史, 気候変動緩和策に関する基礎自治体の現状と課題, 公共政策, 18(1), 60-80, 2022-03-31

地域課題の解決と人材育成に関する実践的研究 —福岡市地域を対象に—

中村学園大学短期大学部 中村由美

1. はじめに

(1) 研究の背景

地域に目を向けると、課題として「地域の担い手不足」が挙げられており、特に若者の地域活動への参画が少ないなど(岩手県本部・自治労奥州市職員労働組合・自治研推進委員会, 2021)、人材の育成が求められている。他方、企業に目を向けると、社会情勢が目まぐるしく変化している中、福岡市の調査によれば、中小企業の約6割が人材不足を常に課題に挙げている(福岡市, 2024)。

このような地域が抱える課題の解決に向けて、文部科学省も推し進めている産官学連携というものが、有効な手立てとなるのではないだろうか。産官学連携の力点は、各主体の強みを相互に活用し、新たな価値を創出することに置かれている。ここで、地域に人材を輩出する主体の一つである「学」は、地域においてどのような役割を果たし得るのであろうか。

(2) 研究の目的

上述の背景のもとで、報告者は所属機関において、産官学連携の有機的な活用による教育内容の実践的活動を行った(令和4年度～令和6年度)。本研究の目的は、その実践的研究の成果に基づき学生の関心や意欲を分析することを通じて、地域の課題解決に寄与し得る人材の育成方法を示すことである。

2. 地域課題と課題に対する取り組み

(1) 主な地域課題

福岡市の地域コミュニティの課題として以下が挙げられている。「地域コミュニティへの関心の低下や、住民同士のつながりの希薄化」、「参加者の固定化」、「一部の団体において、運営の透明性が確保されていない」ことや「活動内容などが住民に十分伝わっていないこと」、「新たな担い手が生まれず、役員が高齢化・固定化して」いること、「自治会・町内会については、任意の組織であり、制度上明確な位置づけがないこと」である(福岡市共創のまちづくり推進検討委員会, 2021, p. 3)。これらの課題により、新たに地域コミュニティへ参加しようとする人が少なく、地域そのものに対する理解が進まないという現状が生まれている。

他方、中小企業の課題に目を向けると、調査対象全体のうち、「若手従業員が不足している」(28.9%)のが現状であり(福岡市, 2025, p. 39)、人材確保において「応募はあるが希望した人材が来ない」(26.

5%)、「採用するが、短期間で退職してしまう」(17.9%)という問題があることが分かる(同, p. 42)。

地域コミュニティと地域における中小企業という主体の両方に共通するのは、特に若い人材の不足である。このような課題の解決に向けては、地域の活動や事業に対する関心や理解を促す機会を生み出す必要があると考えられる。

(2) 既存の取り組み

地域コミュニティの課題に対し、福岡市は支援の方針として、「地域について知ってもらうための情報発信」の必要性や、「価値共有のための場づくり」、「地域コミュニティの果たす役割を条例などにより位置づけ」ることを掲げている(福岡市共創のまちづくり推進検討委員会, 2021, p. 7)。これより、地域に関心を持ち、課題を理解し、解決策を共に考える人材を育成しようとしていることが窺える。

また、中小企業に対して、人事担当者向けの自社のプレゼン力向上や高校新卒採用等オンライン形式のプログラムの実施、オンライン合同企業説明会の実施等の人材確保支援策が行われている(福岡市ホームページ)。中小企業への調査結果では、「人材確保(育成)の支援」を求める意見が28.4%と最も高かったことから(福岡市, 2025, p. 62)、こうした支援策によって、課題解決を図ることが目指されている。

ここで、政府の取り組みに目を向けると、文部科学省が行っている、小・中・高を対象とした補助事業がある。地域の企業と連携した職場体験やインターンシップを通じて、その地域に愛着を持ち、理解を深めることを目指しており、そのようなキャリア教育を通じて、地元企業へ就職し地域を担う人材を育成することが目的である(文部科学省)。また、高等教育以降を対象としたものでは、地域活性化人材育成事業～SPARC～という、学部や学科の再編を通じて地域の人材育成を目指す支援策がある。

3. 実践的活動の概要

本研究は、令和4年度～令和6年度に、官学連携と産学連携による活動をそれぞれ実施した。このうち、地域課題をテーマに実施した3つのワークショップを取り上げる(表1参照)。全てのワークショップは1グループ4～5名のグループワーク形式で実施した。

各回の内容について、「地域課題の解決方法を考えよう」ワークショップでは、官(福岡市)のゲスト講師より、福岡市の地域コミュニティの課題に関す

る情報提供を受け、その解決策を考えた。「社会・ビジネスの仕組みを知る」ワークショップでは、商店街の活性化をテーマに、まず、どんなコンセプトで起業するか、次に、ショッピングモール進出による商店街への影響について考えた。実施に際し、産(福岡市のスタートアップ企業A社)のアントレプレナー教材を使用した。「こんな企業が魅力的！」ワークショップでは、官(福岡市)のゲスト講師より、中小企業の特徴や課題についての情報提供を受けた後、『「私たちにとって魅力的な企業」を立ち上げてみよう』というテーマのもとで、学生達の視点で中小企業の課題解決方法を考えた。

表1 実践活動の内容

「地域課題の解決方法を考えよう」ワークショップ(官学連携)
①グループワークの準備:カードゲームを使ってアイデアを出す
②ゲスト講師による情報提供:地域課題について
③グループワーク:地域課題の解決方法を考える
④課題解決方法の発表・意見交換:ポスター形式で実施

「社会・ビジネスの仕組みを知る」ワークショップ(産学連携)
①謎解きゲームで商店街の活性化と起業・マーケティング
②ショッピングモール進出のメリット・デメリット

「こんな企業が魅力的！」ワークショップ(官学連携)
①“自分のタイプを知ろう”ワークシートの記入
②ゲスト講師による情報提供:中小企業の課題、 カードゲーム:自分の価値観を知る
③グループワーク:魅力的な企業を立ち上げるとしたら?
④魅力的な企業の発表・意見交換:ポスター形式で実施

出所:実施内容をもとに筆者作成

4. 活動を通じて想起された関心事項

ここでは、実践活動実施後のアンケート結果に基づき、活動を通じて、学生にどのような関心を想起させたのかを示す。

「地域課題の解決方法を考えよう」ワークショップを通じて、「ずっと福岡に住んでいるが、あまり地域のことについて考える機会はなかったので、地域のことについて知るととても良い機会となった」「自分も地元では地域の行事に参加することがなくなっていったので、気づかないうちに、(それも)地域の問題になることに気づくことができた」のように、地域課題に対する関心を抱くきっかけが生まれたことが分かった。また、課題の解決方法において、「地域に住んでいる側目線で考えることが大変だった」「案は出てきても、その案が実現可能かどうか、しっかりと吟味する必要がある」という、解決策の実現可能性に対する気づきも得られた。

その後実施した「社会・ビジネスの仕組みを知る」ワークショップでは、「自分が住んでいる地域の商店街でもお祭りを定期的に開催するなど、なにげな

く遊びに来てもらうだけでも(商店街を)活性化させるためのものになる」「ショッピングモールは利便性が高い点には目が向き、周りの影響などは特に考えたことがなかったが、問題点を考えるきっかけになった」のように、地域の活性化や商店街が直面する問題への気づきがあった。さらに、「消費者目線ではなく、市・経営者思考について考える良い機会となった」「メリットとデメリットの両方が存在し即決することの難しさに気づいた」「地域を活性化させるために諦めなければならないこともある」のように、商店街を活性化させる立場となった時に求められる選択や決断への気づきも得られた。

「こんな企業が魅力的！」ワークショップでは、「この業界はこんな内容なんだと知ることができた」「こんな会社があったら入社してみたい」のように、各グループが考えた魅力的な企業の姿を知り、自分自身の就職活動とも関連づけながら、様々な業種への関心を高めた様子が窺えた。各グループが、福利厚生や働き方、採用条件等を決めていく中で、応募者にとって魅力的に映る要素を挙げて行くことで、中小企業の人手不足解消に向けた自由な発想を行う場を創ることができた。

5. おわりに

地域を担う人材を育成するためには、地域に関心を持ち、多様な視点からアイデアを出し、さらに実現可能性のある対応策を考える機会をどのように創出するのが重要だと言える。今回、産官学連携を教育内容に結び付けた実践的活動を通じて、学生が地域課題や中小企業の課題に気づき、自分事として考える機会となったことが分かった。地域の担い手を育てる方法の一つとして、「学」においては、産官と連携した活動を積み重ねることが有意義であることが見いだせた。

参考資料・文献

- 1) 岩手県本部・自治労奥州市職員労働組合・自治研推進委員会「若者世代の地域活動離れを考察する ―なぜ、若者世代は地域活動に参加しないのか? アンケートで本音を明らかに―」『月刊自治研』、第63号、自治研中央推進委員会、2021、pp. 62-69
- 2) 福岡市「採用力・定着力向上プログラム」(<http://recpar-lg.com/fukuoka-c-s/>、2025年9月14日閲覧)
- 3) 福岡市共創のまちづくり推進検討委員会「共創のまちづくり推進検討委員会報告」、2021
- 4) 福岡市経済観光文化局政策調整課「中小企業振興に関するアンケート調査結果」、2025
- 5) 文部科学省「地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業」(<https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/06%20kyariapuranningu.pdf>、2025年9月8日閲覧)

大学がバックボーンのコレクティブ・インパクトと地域活性化 —宮城県石巻市を例に—

東北学院大学 千葉真哉

1. はじめに

現代社会において顕在化する社会課題は、複数の要因が相互に絡みあうなかで複雑化し、構造的かつ慢性的に深刻化している。そのため、これらの課題は単一の組織や機関によって解決できる段階を超えており、いわゆる「wicked problems」として広く認識されつつある。こうした中で求められているのは、行政、企業、NPO、大学、市民団体などの異なるセクターや、そこに関与する個人がそれぞれの資源や知見を持ち寄り、協働的に社会的成果を創出していく持続可能な枠組みを構築することである。その実現には、単なる役割分担や一時的な連携ではなく、課題の全体像を共有し、相互に補完しあう協働の設計が不可欠である。

このような社会的文脈のなかで、2011 年、ジョン・カニア (John Kania) とマーク・クラマー (Mark R. Kramer) が、スタンフォード・ソーシャル・イノベーション・レビュー (Stanford Social Innovation Review: SSIR) に「Collective Impact (コレクティブ・インパクト)」という論文を発表し、多セクターによる構造的協働の重要性を理論化した。

Kania & Kramer が提唱した「Collective Impact (以下 CI)」のモデルは、従来の連携とは質的に異なるアプローチを提示した。CI は、単に組織が「集まる」ことではなく、「共通のアジェンダ」、「共有の測定システム」、「相互に強化しあう活動」、「継続的コミュニケーション」、「活動を支援するバックボーン組織」という五つの重要な条件に基づき、社会的成果を協働によって生み出すプロセスを設計する点に特長がある。初期の議論では、「活動を支援するバックボーン組織」に関する一連の補論が発表され、CI を現場で効果的に機能させるための段階的プロセスや実践条件が示された。

2. CI におけるバックボーン組織の重要性

CI におけるバックボーン組織は、協働の成功を左右する中核であり、分散した主体の活動を共通アジェンダに沿って束ねる機能を担う。求められる役割は、第一にビジョンと戦略の整合を保ち、参加組

織間で目標と理解を形成・維持すること、第二に協働プロセスの設計と促進（活動のアライメント支援）を行い、会議運営や意思決定支援、ファシリテーションを通じて中立的に利害を調整し信頼のハブとなること、第三に共有測定の設計・運用を担い、指標設定からデータ収集・分析・可視化・フィードバックまでを行うこと、第四に継続的コミュニケーションを確保し、内外への情報発信を通じて透明性と参加を高めること（パブリックウィルの形成）、第五に政策推進として、政策推進は行政の専権に限定せず、バックボーン組織は制度化のプロセス設計・継続・可視化を担うこと、第六に資金動員と支援体制の構築を進め、持続可能な財政確保を行うことである。これらを支える資質として、中立性と信頼性、合意形成・戦略設計・測定評価にまたがる専門性と経験、そして安定した財政・人員を備える運営基盤が不可欠となる。他方、日本の多くの地域では、財政基盤の脆弱さや専門人材の不足により、単独で強固なバックボーン組織を置くことが難しい現実があるため、NPO や中間支援、行政機関、大学などが役割を分担・分散して担うアプローチが現実的であり、アンカー・インスティテューションを核に据えた補完的な体制設計が有効となる。

3. 宮城県石巻市について

宮城県石巻市は、宮城県北東部に位置し、北上川河口と太平洋に面する人口約 13 万人の港湾都市である。牡鹿半島・金華山、田代島・網地島などの離島を含み、江戸期に石巻港が北上川舟運の終点として栄え、現在も水産加工・紙パルプ・物流に強みを持っている。JR 仙石線・石巻線や三陸沿岸道路が通じ、医療・教育・商業機能を集積し、高等教育機関としての石巻専修大学や石ノ森萬画館などの文化資源を有する。2011 年東日本大震災では甚大な津波被害を受けたが、復興と並行して中心市街地の再生、交流人口の拡大、市民活動拠点の整備が進む。2019 年には市・大学・企業の包括連携、2025 年には、石巻まちなかエリアプラットフォーム (PF) が設立され、多主体協働の基盤が整いつつある。

4. 研究目的と問い

本研究は、石巻市における CI の進展と大学の役割を検証し、明らかにすることである。検証すべき論点は三つある。第一に、委員会・協議会レベルのネットワーク構造がどのように変化したかである。第二に、CI のバックボーン組織における 6 機能（①ビジョン・戦略ガイド、②活動のアラインメント支援、③共有測定の設計と運用、④パブリックウィル形成、⑤政策推進、⑥資金動員）について年度×主体で担い手の程度や強度を測定し、大学がどの機能で安定的な貢献を示すかである。第三に、人口、交流人口・市民活動参加・通行量の各系列がどのように変化を示すかである。これらを通じ、大学がバックボーンになる条件、とりわけ共有測定と中核となる役割の妥当性、および PF 等との役割分担（ハイブリッド）の実効性を検討する。

5. 対象とデータ

対象期間は 2016～2025 年とし、住民基本台帳等に基づく人口推移を背景として把握しつつ、行政（石巻市）、大学（石巻専修大学）、TMO（街づくりまんぼう）、経済団体、NPO に関する協定、共催、後援、委託、委員会同席、運営の一次資料を収集・整理する。アウトカム指標は、交流人口（石ノ森萬画館といしのまき元気いちばの来館者）、市民活動（市民交流施設 4 施設の利用者数）、通行量（中心部 12 地点の歩行者・自転車計）とする。機能データとしては、CI のバックボーン組織における 6 機能を対象に、市／TMO／大学／PF それぞれの担いを年度別に 0（未）・1（部分）・2（十分）で採点し、合計値（0～12）を算出する。

6. 方法

まず、人口や地域活性化を示すアウトカム指標を比較する。次にバックボーン機能指数（BFI）について 6 機能×主体×年度の採点基準を明示し、根拠を示す。最後に、アウトカム系列に指数を重ね、系列の水準と傾きの変化を探索的に読み合わせる。ここでは因果推定を目的とせず、整合性と方向性の検討に主眼を置く。

7. 結果

人口は中長期に大きく減少傾向を示している。アウトカムでは交流人口と市民活動参加に上昇傾向が見られる一方、通行量は 2018 年以降に低下傾向が続き、拠点の賑わいの回復と街路スケールの回遊性強化とのあいだに非対称が残る可能性が示唆された。

BFI では大学が共有測定・評価支援で一貫して高スコアを示す結果となった。

8. 考察

石巻市における協働のバックボーン組織は、大学が測定・学習の縦糸として、市や PF などが関係調整・政策接続・資金の横糸を担うハイブリッド型バックボーンとして機能していると解釈できる。単独でフルセットのバックボーン組織の体制を志向するより、大学は中立性と測定能力を核に協働の学習インフラを提供し、PF／TMO／市が面的推進を担う分担の方が持続性と透明性が高いと考えられる。また、単独の大学側には専任人員・予算及びデータ・ガバナンス（中立運用）の確保が要請されるが、それらを全て担うことは難しい。

9. おわりに

地方都市における CI の実装に関し、本研究は大学が主として共有測定・評価・学習の領域でバックボーンになり得ること、および PF 等の制度的ハブとの役割分担が協働の持続性と透明性を高めることを示した。今後は、単独ではなく大学が連携した取組やバックボーン組織のみならず、CI の他の要素がもたらす影響について考察を進める必要がある。

<参考文献>

- 1) Kania, J., & Kramer, M. (2011, Winter). Collective impact. *Stanford Social Innovation Review*, 36–41.
- 2) Turner, S., Merchant, K., Kania, J., & Martin, E. (2012, July 17–20). Understanding the value of backbone organizations in collective impact (Parts 1–4). *Stanford Social Innovation Review*.
- 3) 石巻市. (2025). 『中心市街地活性化基本計画（第 4 期）』. 石巻市.
- 4) 石巻市. 『まち・ひと・しごと創生総合戦略』. <https://www.city.ishinomaki.lg.jp/d0030/d0050/d0020/index.html>（最終閲覧：2025 年 9 月 15 日）
- 5) 石巻専修大学. 『社会貢献・連携』. <https://www.senshu-u.ac.jp/ishinomaki/social-contributions/>（最終閲覧：2025 年 9 月 15 日）
- 6) ISHINOMAKI2.0. 『ISHINOMAKI2.0』. <https://ishinomaki2.com/>（最終閲覧：2025 年 9 月 15 日）
- 7) 宮城県・市町村共同オープンデータポータル（MIYAGI DATA Eye）. 『【石巻市】オープンデータ一覧』. <https://miyagi.dataeye.jp/datasets/548>（最終閲覧：2025 年 9 月 15 日）

ジオツーリズムによる地域振興：全国アンケート調査の分析から

文教大学 青木 勝一

1. 本報告の目的

ジオパークは景観として美しい地形や地質などの地球科学的な資源を活かした「大地の公園」であり、ユネスコが支援する世界ジオパークネットワーク（Global Geopark Network：以下、GGNと略記）が推進しているものである。菊池ほか（2001）によると、ジオパークの役割は、地球活動に伴う自然遺産であるジオサイトを「大地の遺産」として保全・保護するとともに、それらを教育・啓蒙や研究に活用して、地域の持続的な発展に寄与することである。ジオパークは「地域固有の資産」であり、ツーリズムを通じて地域振興に活用することが可能だが、教育や研究に比べると、ジオパークによるツーリズム（以下「ジオツーリズム」という）は盛んとは言えない。本報告では、ジオパークへのアンケート調査の結果に基づき、住民のジオツーリズムへの参加に寄与する要素が何かを分析する。

2. 先行研究

ジオツーリズムに関し、日本では、ツーリズムの方法論に着目した研究が多い。例えば、大野（2011）は、地形・地質に関する専門知識と地域の歴史・文化、伝統などを関連付けるストーリーを市民や観光客に分かりやすく伝えることが必要という。また、尾形（2011）は、そのためのガイドやガイドブック作成に携わる人材の育成を考察し、澤田ほか（2011）は、実際のガイドツアーの工夫の仕方を論じている。

この他、天野ほか（2011）によるジオツーリズムにおける大学の役割に関する考察や、目代（2011）によるジオツーリズムにおけるジオサイトの保護・保全への研究者の関わり方に関する研究などもある。

地域振興の観点では、竹之内（2011）が、集落主体の地域活性化や郷土の自然や文化に対する市民の誇りの醸成の促進を考察している。

これに対し、海外では、ジオツーリズムと所在地域のローカル・コミュニティ（以下、LCという）との関係に着目した研究蓄積が多い。ジオツーリズムがコミュニティの発展に寄与することを指摘したDowling（2011）に始まり、Powell et al.（2017）は、社会・環境・経済の各側面からジオツーリズムの地域への影響を分析し、社会及び環境面に比較して経済面の効果が弱いため、資源保護と地域経済の成長を両立させるジオツーリズムが必要と述べている。その他、Farsani et al.（2010）による、世界25か所のジオパークを対象とした地域住民の参加に対する当局の認識、参加の実態、ジオパークを活用したビジネスを分析した研究など、ジオツーリズムが地域社会に与える効果についての多面的な分析も行わ

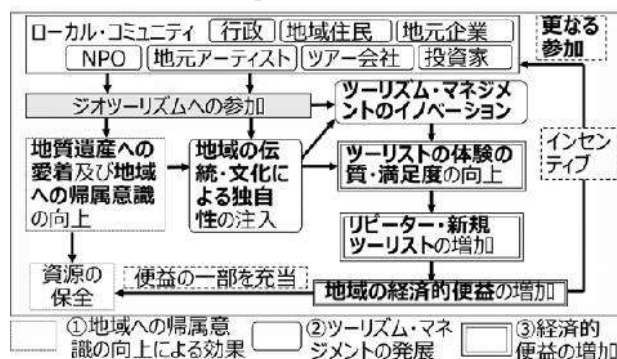
れている。

ジオツーリズムとLCとの関係に着目した国内の研究には、青木による一連の研究がある。青木（2020）は「山陰海岸ジオパーク」を事例とした地域経済や地域コミュニティへの影響に関する現状と課題の分析を行い、次に、青木（2023）が、国内3ジオパークの事例研究により、ガイド、住民個人、企業、ジオパーク運営組織、芸術家といった多様な主体のジオツーリズムへの参加に関する方法と内容を分析し、計画策定等への住民等の参加の重要性や企業によるジオツーリズムのビジネス展開における課題などを明らかにしている。青木（2024）は全国のジオパークへの質問調査により、ジオツーリズムへの住民参加の中で着目すべき部分を明らかにしている。

3. ジオツーリズムの波及効果プロセス

青木（2020）は「LCのジオツーリズムへの参加が地域に及ぼす波及効果」のプロセスを図1の通り整理している。

【図1 LCの参加によるジオツーリズムの地域への波及効果のプロセス】



（出典）青木（2020）

波及効果の第一は、「住民の地域への帰属意識の向上」である。Halim and Ishak（2017）及びFarsani et al.（2010）によると、LCのジオツーリズムへの参加は、LCの地質遺産への愛着、地域への帰属意識、及び地質遺産の保全と持続可能な資源の活用への志向性を高めると考えられるからである。波及効果の第二は、「観光・マネジメントのイノベーション」である。ジオツーリズムは一過性のものではなく、持続可能性が求められる。Farsani et al.（2010）は、この持続可能性には、投資家やツアー会社などのビジネス関係者に加え、地元の芸術家やNPOといった多様な主体が参加し、伝統的な知識・芸術・ライフスタイルなどの地域の独自性

をツーリズム・マネジメントに与え、常にイノベーションを起こすことが必要という。

波及効果の第三は、「経済的便益の増加」である。Halim and Ishak (2017) 及びFarsani et al. (2010) によると、LCのジオツーリズムへの参加は波及効果の第二で述べた「伝統に基づく地域の独自性」を加え、ツーリストが体験の質と満足度を高める結果、リピーターや新規ツーリストを増やすことにつながり、地域の経済的便益も増す。また、Dowling (2011) によると、経済的便益の増加は、LCのジオツーリズムへの更なる参加を促し、便益の一部を資源の保全費用に回すことが可能となる。

4. ジオパークへのアンケート調査の概要

2023年の2023年3月～5月にかけ、日本ジオパークネットワークに加盟している46のジオパークを対象に、ジオツーリズムに関する取り組みについてのアンケート調査を行い、対象の46か所すべてから回答を得た。主な調査項目は以下の通りである。また、各項目の「あり」「なし」をまとめたものが表1である。

- ①ガイドの認定制度
- ②特定の団体の実施するガイドへの研修
- ③特定の団体によるインタープリテーションに関する活動
- ④推進協議会によるガイドツアー関連業務
- ⑤推進協議会によるガイド活動への助成
- ⑥特定の団体による体験型ツーリズム
- ⑦ジオツーリズム関連商品を製造している企業
- ⑧推進協議会によるジオツーリズム関連商品の認証制度
- ⑨地元芸術家のジオツーリズムへの関与
- ⑩推進協議会によるジオツーリズム関連事業への補助・助成
- ⑪推進協議会によるコミュニティと地元企業との連携促進の取り組み
- ⑫推進協議会による地元企業へのコンサルティング
- ⑬推進協議会と旅行会社との連携
- ⑭推進協議会によるSNSを使った情報発信
- ⑮推進協議会によるジオツーリズム計画策定時の住民参加
- ⑯ジオツーリズムの経済効果分析の実施

【表1 項目の回答（あり・なし）の整理】

項目	あり	なし	項目	あり	なし
①	43 93.5%	3 6.5%	⑨	14 30.4%	32 69.6%
②	40 87.0%	6 13.0%	⑩	18 39.1%	28 60.9%
③	36 78.3%	10 21.7%	⑪	16 34.8%	30 65.2%
④	36 78.3%	10 21.7%	⑫	6 13.0%	40 87.0%
⑤	27 58.7%	19 41.3%	⑬	31 67.4%	15 32.6%
⑥	39 84.8%	7 15.2%	⑭	44 95.7%	2 4.3%
⑦	32 69.6%	14 30.4%	⑮	21 45.7%	25 54.3%
⑧	22 47.8%	24 52.2%	⑯	13 28.3%	33 71.7%

（出典）筆者作成

本報告では、さらに定量分析を行い、項目ごとの住民のジオツーリズムへの参加への寄与度を縫分析する。

（参考文献）

- ・青木勝一「ジオツーリズムへのローカルコミュニティの参加に関する現状と課題：山陰海岸ジオパークを事例として」『経営論集』、Vol. 6, No. 1、文教大学経営学部、pp. 1-15、2020
- ・青木勝一「ジオツーリズムへの参加に関する主体と方法に関する研究」『都市研究』、第19号、近畿都市学会、pp. 63-84、2023
- ・青木勝一「ジオツーリズムによる地域振興の研究」『経営論集』、Vol. 10, No. 3、文教大学経営学部、pp. 1-21、2024
- ・天野一男・松原典孝・細井淳・本田尚正・小峯慎司・伊藤太久「茨城県北ジオパーク構想での茨城大学の活動—ジオパーク推進における大学の活動例—」『地学雑誌』、120(5)、東京地学協会、pp. 786-802、2011
- ・大野希一「大地の遺産を用いた地域振興—島原半島ジオパークにおけるジオストーリーの例—」『地学雑誌』、120(5)、東京地学協会、pp. 834-845、2011
- ・尾形隆幸「琉球諸島のジオダイバーシティとジオツーリズム」、『地学雑誌』、120(5)、東京地学協会、pp. 846-852、2011
- ・澤田結基、武田一夫、川辺百樹、藤山広武「ジオツアーに求められる工夫—北海道の自然ガイドを対象にした試行的ジオツアーの実施結果からの提案—」『地学雑誌』、120(5) 東京地学協会、pp. 853-863、2011
- ・竹之内耕「糸魚川ジオパークと地域振興」『地学雑誌』、120(5) 東京地学協会、pp. 819-833、2011
- ・目代邦康「地理学自然遺産の保護（ジオコンサベーション）のためのジオパーク」『地学雑誌』、120(5)、東京地学協会、pp. 803-818、2011
- ・R. K. Dowling「Geotourism's Global Growth」、『Geoheritage』、Volume 3, Issue1、pp. 1-13、2011
- ・Farsani, N. T., C. Coelho & C. Costa「Geotourism and Geoparks as Novel Strategies for Socio-economic Development In Rural Areas」『International Journal of Tourism Research』、Volume13, Issue1、pp. 68-81、2010
- ・Powell R. B., T. F. Green, P. J. Holladay, K. E. Krafte, M. Duda, M. T. Nguyen, J. H. Spencer & Priyam Das「Examining Community Resilience to Assist in Sustainable Tourism Development Planning in Dong Van Karst Plateau Geopark, Vietnam」『Tourism Planning & Development』、Volume 15, Issue 4、pp. 436-457、2017

ファンツーリズムの商品化による地域の後景化 —商品生産者に対するインタビュー調査から—

東京藝術大学大学院博士後期課程 宮 島 亮

1. はじめに

本研究の目的は、ファンツーリズムの商品化をめぐる生産者・消費者・地域の関係構造とその要因を明らかにすることである。特に、地域資源や都市空間が観光消費の対象としていかに位置づけられ、時に後景化していくのかを検討する。ファンツーリズムとは、「憧れの人やグループの公演・イベント参加のため日常圏外へ赴くファン行動」(幸田・臺 2020)を指す。ライブコンサート市場の拡大とともに推し活や追っかけが活発化し、研究対象として新たに注目されるようになった。

先行研究は、ファン主体の能動的かつ創造的な地域体験に注目し、ライブ参加と併行した観光行動の実態を報告してきた(大方・乾 2022など)。しかし近年、『日経エンタテインメント!』2024年8月号が報じるように、ファンクラブツアーやアクセスツアーなど、旅行会社やアーティストによって行動があらかじめ規定された商品が増加している(日経BP 2024)。この商品化の進展はファンツーリズムの新段階を示すものの、従来研究はファン視点に偏っており、生産者の意思決定を通じて地域体験がどのように規定されるのか、その文化的・社会的含意は十分に論じられていない。特に、商品化によってファンの地域滞在が標準化・管理され、地域関与が縮減している可能性は重要な課題である。

さらに、ファンとアーティストの閉じた関係性は、地域を観光構造の中心から外しやすく、しばしば単なる「舞台装置」として背景化させてしまう(幸田・臺 2020)。現代観光における旅行者と地域の非対称性が指摘されるなか(須藤 2023)、ファンツーリズムの商品化はその傾向を一層強調しているとも考えられる。毛利(2018)が指摘する文化産業における短期的利益優先の姿勢もまた、ファンツーリズムの商品化を通じて地域を周縁化する力として作用している可能性がある。

本研究はこうした問題意識のもと、生産者側の戦略や意思決定に焦点を当て、ファンツーリズムの商品化がいかなる構造のもとでファンの地域体験を規

定し、地域をいかに周縁化あるいは再編しているのかを分析する点に新規性がある。従来研究の蓄積を補完し、地域観光学および文化産業論の視点から新たな考察を提示することを目指す。

2. 先行研究の検討

ファンツーリズムに関する先行研究を3つの視点から整理する。まず、ファンツーリズムは従来の地域中心のコンテンツツーリズムと異なり、「人」つまりアーティストやファンの移動が主体で、訪問地は特定地域に限定されず、地域との結びつきが希薄である(臺ほか 2016)。この構造はファンとアーティストの閉じた関係や観光地の非対称性とも関連し、地域の後景化を招いている。次に、ファンの行動調査では多くがイベント以外に現地の食や観光を楽しむものの、これらは副次的かつ偶発的で、条件次第で失われやすい「地域のついで化」が見られる(岩崎 2014)。第三に、先行研究は主にファンの行動や動機に注目してきたが、商品化が進む現在、生産者側の意図を考慮した分析が不足しているため、本研究では生産者視点から商品化の実態を明らかにすることを目指す。

また、新自由主義のもと、ハーヴェイ(2005=2007)は、かつて公共的だった文化や自然、社会福祉が市場原理に従って収奪・商業化されていると指摘し、とりわけ観光事業が文化様式や歴史を商品化する構造を批判する。この構造は、新自由主義的都市政策とも連動し、地域や都市が消費対象として再編される。日本においても、観光庁は旅行会社による市場創出を推進しており、ファンツーリズムの商品化は制度的に支えられている。これにより、ファンの自由で創造的な地域関与が管理・パッケージ化され、アーティスト側＝生産者の意図に従属する構造が生まれている。

3. 研究方法

ファンツーリズムの商品化の実態や事業構造、そこで生まれる価値を明らかにするため、商品生産者

を対象に聞き取り調査を実施した。商品生産者とは、アーティスト本人や所属事務所、旅行会社など、商品造成に関わる立場の者を指す。調査対象は実務経験のある者を合目的なサンプリングで選定した。半構造化面接で生産者の事業運営や商品化の課題、地域関係について聞き取った。収集した音声データは文字起こしし、質的データ分析手法のオープンコーディングを用いて解析した。対象者の語りから研究テーマに関連する意味の単位をコード化し、それらを比較・統合した。最終的に抽出したコードは造つ主要カテゴリに整理し、分析結果として提示する。

4. 分析結果およびまとめ

本研究では、ファンツーリズムの商品化をめぐる生産者・消費者・地域の関係性を、聞き取り調査から得た発話データをもとに分析した。オープンコーディングにより、「行為者の役割と関係」「ツアー内容の決定」「ファンへの価値提供」「SNSの活用と役割」という造つの主要カテゴリを抽出し、一つの観点から議論を展開した。

まず、生産者内部の利害関係においては、事務所（アーティスト含む）が実質的な意思決定権を持ち、旅行会社や地域はその下位に位置する不均衡な構造が明らかとなった。その背景には事務所とファンの強固な二者関係があり、旅行会社は主催者としての責任を負いながらも調整役に甘んじている。この権力構造が、地域の後景化を制度的に促進している。

次に、消費者側の視点では、ファンが求めるのはアーティストとの「特別な体験」であり、必ずしも地域そのものに強い関心があるわけではない。ただし、生産者は地域連携を一律に排除しているわけではなく、アーティストのゆかりの地や地域素材を活用する柔軟性も認められる。実際、調査データの約 %のツアーに地域要素を含む参加特典が存在し、商品化を通じて地域との接触機会が制度的に導入され得ることが示された。ただしそれは収益戦略に従属しており、多くの生産者は地域的意義を十分に自覚していない。

最後に、「参加」というファンの行動に込められた生産者の戦略を検討した。商品化は単なる旅行サービスに留まらず、ファンに特別な「参加者」というステータスを付与し、SNSを通じた共同性を演出することで満足度向上や追加課金を誘発する。一見すると文化的共創の装いを持ちながらも、実際には市場論理に従属した仕組みであり、文化的共同性は商業

戦略の装置として再編成されている。

結果として、ファンツーリズムの商品化は、消費を通じた文化的価値創造の可能性を内包しながらも、同時に地域の周縁化と後景化を制度的に促す複雑な現象であることが明らかになった。今後は、生産者が地域資源の活用を戦略的に強化し、ファンの参加体験と地域価値の両立を図る取り組みが重要である。

参考文献

- 1) 幸田麻里子・臺純子『会いたい気持ちが動かすファンツーリズム「韓流」ブームが示唆したもの、「嵐」ファンに教わったこと』流通経済大学出版会、2020
- 2) 大方優子・乾弘幸「ファンツーリズムの行動実態に関する基礎的研究：推し消費と観光行動に関する一考察」『九州産業大学紀要』、VOL. 54、pp. 49-62、2022
- 3) 日経BP「エンタメツーリズム最新事情」『日経エンタテインメント!』、2024年8月号、pp. 54-57、2024
- 4) 須藤廣「まえがき—観光の光と影」上山肇・須藤廣・増淵敏之編『観光の公共創造性を求めて』公人の友社、2023
- 5) 毛利康秀「コンテンツツーリズムの行為者としてのファンのあり方および地域が果たしうる役割に関する心理的社会的考察」『コンテンツツーリズム学会論文集』、VOL. 5、pp. 34-46、2018
- 6) 臺純子・幸田麻里子・崔錦珍「日本におけるファン文化・ファン行動研究の動向—ファンツーリズムの確立に向けて—」『立教大学観光学部紀要』、VOL. 18、pp. 165-173、2016
- 7) 岩崎達也「憧れの人を追うツーリズムの行動分析—ジャニーズを追う女性たちのツアー行動と消費者行動論による検証」『コンテンツツーリズム学会論文集』、VOL. 1、pp. 2-14、2014
- 8) Harvey, David. *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford University Press, 2005. 渡辺治・森田成也・木下ちがや・大屋定晴・中村好孝訳『新自由主義——その歴史的展開と現在』作品社、2007

古都の憂鬱

— 京都市祇園甲部花街のオーバーツーリズムを中心に —

楓錦会 中原 逸郎

京都市を訪れる観光客は平成 27（2015）年には過去最高の 5,684 万人に達し、同年の海外情報誌では 2 年連続人気投票で世界 1 位を獲得した。京都市当局は観光客増加を喜んだ。京都を訪れる観光客は新型コロナウイルスの蔓延期（2019－2022）に一時的に落ち込んだが、その後も一貫して増加し現在に至る（図 1）。令和 5 年度には 1 兆 9,075 億円（1 兆 5,366 億円）に達し、その内訳は、日本人観光客 1 兆 553 億円（1 兆 282 億円）、外国人観光客 8,522 億円（5,084 億円）で外国人観光客の観光消費額は京都観光における消費額の 4 割を超え、都市観光の重要な存在となっている。

その一方、「京都観光総合調査」で平成 27（2015）年 1 月から 12 月期、平成 28 年 8 月刊）では国内観光客の約 5 割が京都観光で残念なことがあったと指摘した（土居、2017：1）。従来注目の集まらなかったインバウンド増加に伴う観光のネガティブな面が顕在化した結果で、オーバーツーリズムをもたらす課題解決が先送りされてきたことが原因と考えられる。最新の「京都観光総合調査」（令和 6 年度）では、残念なことがあった（48.4%）が残念なことはなかった（44.4%）を上回り、令和元年以降「残念なことがなかった」は減少し続けている。

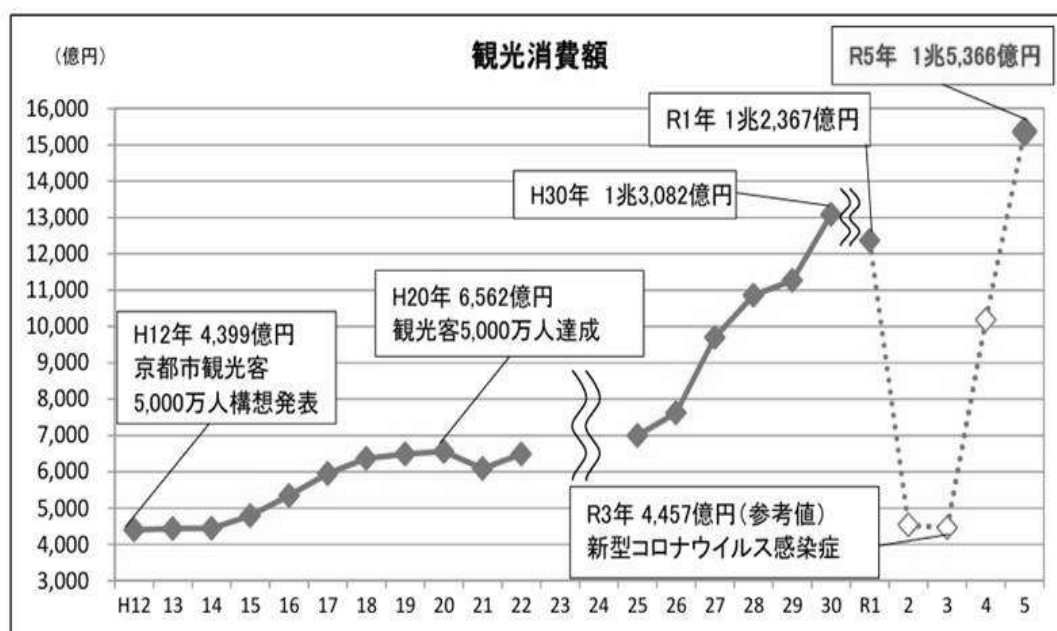


図 1. 京都市における観光消費額の推移 (2024 年 京都 MICE 統計)

本発表では、インバウンドに関連する課題が先鋭的に表れる場として、古都京都の中でも人気を集める地域である祇園甲部（東山区）を取り上げ、その現況を明らかにしたい。

都市学会のオーバーツーリズム研究は、インバウンド関連で台湾における観光意向調査（葛西・黄・中鉢、2004）、ニセコ地域へのインバウンドの動向調査（市岡・河本・成澤、2009）、静岡市の商業集積（通称「おまち」）に関するまちづくり組織のマーケティング戦略調査（牛場、2018）等が挙げられるが、管見では直接オーバーツーリズムを取り上げたものが見つからない。

これに対し土居靖範は京都の観光客の交通機関利用に注目し、主に京都市内の公共交通利用上の問題点に触れ、地元民が利用できない程のバス利用者の増加とそれによる一般市民の移動の困難性を指摘している（土居、2017）。土居は特に高齢者は通路を塞ぐバス車内の混雑で座席に座ることもできない状況が2015年には発生したという（土居、2017：2）。土居は外国人観光客の京都市内の公共交通利用者の著しい増加を指摘し「外国語案内充実ワーキンググループ」の立ち上げ、南5系統バスの経営改善、深夜バスの設置等を挙げた。また、阿部大輔はオーバーツーリズムの対策を考察し（阿部、2021）、崔載弦は利害関係者の概念の検討から、オーバーツーリズムに関係する観光の構造的問題を取り上げる（崔、2023）等、この問題への具体的アプローチが登場した。

花街は接客者たる芸妓等に教育投資を施し、芸の水準確保に尽力した社会であった。祇園甲部（歴史的には祇園町）は八坂神社（東山区）周辺の8町からなる花街で、明治5年（1872）に第二回京都博覧会の付（つけたり）博覧で披露された都をどりの成功により祇園町は京都府から土地の払い下げを受け、女紅場や歌舞練場を建設した。祇園甲部は京都の花

街の中でも規模が大きく（御茶屋50軒、芸舞妓数80人、2025年4月10日現在都をどりパンフレットにより確認）、繁華街や名刹に近いことから膨大な旅行者が流入し、ツーリズムフォビア（中井、2019等の言葉が生まれている。「観光客なんか迷惑でしかない」（中井、2019）という言葉は中京区、東山区ではよく聞く。

外国人観光客の関心は今や単なる観劇に留まらず、花街の舞踊者の生活に向かい、花街とトラブルを引き起こしてきた。中原逸郎は祇園甲部花街における2015年ごろ顕在化しつつあったオーバーツーリズム問題を捉え、外国人観光客が昼夜の別なく生活圏である花街で芸舞妓につきまとう実態について述べ（中原、2016）、花街文化に対する理解を求めて研究発表（Nakahara、2018、オーストラリア・メルボルン他）を行った。

本調査では文献を参考に、下記祇園甲部関係者の聞き取りを元に①私道侵入、②私設タクシーの横行、③レンタル着物の氾濫等、花街を取り巻く現在の課題を捉えた。

表1 調査協力者

性別	所属	出生年代	出身地
男性	祇園町南側地区協議会事務局	1960年代	京都市
女性	学校法人 八坂女紅場学園	1970年代	大阪府

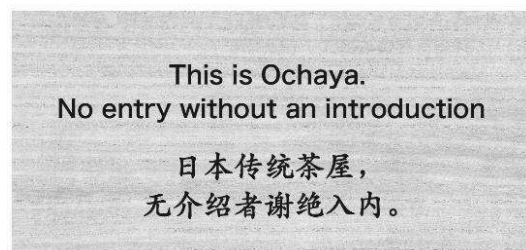


図2 外国人向け茶屋表札（祇園町南側地区協議会）

ウォークラリーを活用した地域プロモーション施策の有効性に関する研究

大阪成蹊大学 小栢 慎一郎
大阪成蹊大学 海野 大

1. 背景・目的

近年、多くの自治体で人口が減少し、将来消滅の危機に直面している自治体もある。人口減少によって労働の担い手も減ると、地域の経済活動も縮小するとともに、自治体による種々の行政サービスや地域インフラの維持が困難となり、地域の存立も危うくなる。たとえば、近年、需要減退と運転手不足からバス路線の廃止や便数削減が進み、通勤・通学に必要な交通手段が失われつつある。

このような社会・経済状況において、地域経済を活性化させる一つの対策として、地域の魅力を積極的に国内外に発信し、域外から人やモノ、資金を引き寄せることが考えられる。日本の総人口が減少する中で、他地域からの多数の住民の移住は期待できないものの、観光需要の創出とそれによる域内経済の活性化を実現することは決して不可能ではないと思われる。

地域には、著名な観光スポットが存在する一方で、認知度は低いものの訪れる価値のある魅力的な場所や施設もある。そのような場所は、うまく活用することで新たな観光需要を創出する観光資源となり得ると思われる。観光資源は、必ずしも長い歴史のある寺社などの建造物や山岳・河川溪谷などの自然環境に限られるわけではなく、古い町並みや商店街、見通しのよい坂道、遠くの美しい景色を一望できる高台の公園やきれいな夕陽が見られる陸橋など、様々なものがある。

一般の認知度が低い場所や施設を観光資源にするには、観光客にその存在を認知させ訪問してもらうためのなんらかの「仕掛け」が必要である。本研究ではその仕掛けとして「ウォークラリー」に着目する。ウォークラリーのコース上に訪問してほしい場所や施設を配置することで、観光客にそれらの場所を「発見」してもらい、好感度が向上するのであれば、観光資源として活用できるのではないだろうか。地域への好感度が上昇すれば、再訪問やSNSでの拡散による新たな観光需要を創出できる。

観光客の地域に対する好感度が高まるのは、思いがけず素敵な場所を発見し、そのことに感動するからだと考えられる。ウォーキングには肯定的な感情が高まり、否定的な感情が低下するという心理的効

果のあることが報告されており、ウォークラリーによって肯定的感情が上昇し、さらに思いがけない発見によって地域への好感度が高まることが期待できる（図1）。

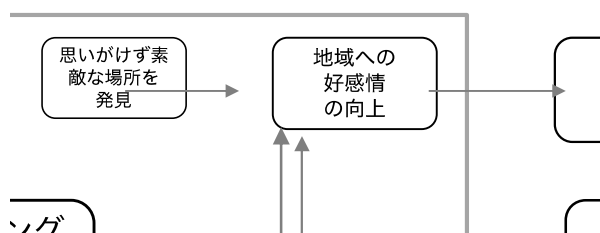


図1: ウォークラリーによる観光需要創出サイクル

以上を踏まえ、本研究は次の2つの仮説を検証することを目的とする。

- (仮説1) ウォークラリーによる心理的効果：ウォークラリー参加者が、ウォークラリー実施中および実施後に肯定的な感情が向上する
(仮説2) 地域への好感度向上効果：ウォークラリーに参加することによって、地域への愛着や好感度が高まる

2. 方法

本研究では、自治体との連携により、実際にウォークラリー・イベントを開催し、参加者へのアンケート調査により取得したデータ、ならびにGPSトラッキングデータをもとに仮説を検証した。イベントの概要は以下のとおりである。

- イベント名：池田おでかけスタンプラリー
- 日時：2024年11月30日・12月1日
- 場所：大阪府池田市（当日開催された市内のイベント「おさんぽマルシェ」内で実施）
- 参加者
 - －カテゴリA：事前に許諾を得た本学学生34名（池田市非居住者・初訪問者）
 - －カテゴリB：一般参加者（池田市内在住）56名（途中離脱者含む）

また、本ウォークラリー・イベント用に独自スタンプラリー・アプリ（Webアプリ）を開発し、アンケート調査も同アプリを用いて実施した。

本研究は、上記のカテゴリA参加者を対象に行う。取得したデータおよび手法は表1のとおり。

表1：取得データ

項目	取得時点	尺度・手法
感情状態（ポジティブ/リラックス/ネガティブ）	事前/事後	MCL-S. 2（橋本、村上、2011）
地域イメージ	事前/事後	SD法（質問項目は増田・岩崎（2011）による）
性格（パーソナリティ Big 5）	事前	TUPI-J（小塩ら（2012））
GPSトラッキングデータ	参加中	参加者のスマホGPS機能 + GPSトラッキングアプリ
デモグラフィック他	事前	性別、年齢、同伴者有無等を質問紙法により取得

感情状態、地域イメージならびに性格のデータ分析は、事前/事後の比較のため、マルチレベル順序ロジットモデル（累積リンク混合モデル Cumulative Link Mixed Model, CLMM）を用いた。GPSトラッキングデータは、各観測点の緯度/経度情報から、各参加者の歩行ルートを再現し、歩行距離を測定した。

3. 結果

3.1 ウォークラリーによる心理的效果

ウォークラリー実施前に比べ、実施後は有意に肯定的感情が上昇した。性別、同伴者有無はポジティブ感情には有意ではなかった。協調性はポジティブ感情の向上に有意、勤勉性はポジティブ感情低下に有意であった。一方、ネガティブ感情の低下には開放性が有意であった。歩行距離は、ポジティブ感情には有意でなかったが、ネガティブ感情は有意に低下が見られた。

表2：感情に影響を与える要因（3感情全体）

	オッズ	標準誤差	z 値	p 値
ウォークラリー実施前	0.342084	0.1347	-7.961	1.71E-15 ***
性別（男性）	0.58077	0.4064	-1.337	0.1812
同伴者有り	2.470696	0.8561	1.057	0.29072
性格（外向性）	0.79716	0.2485	-0.912	0.36171
性格（協調性）	1.803628	0.1968	2.997	0.00272 **
性格（勤勉性）	0.489975	0.2419	-2.949	0.00319 **
性格（神経症傾向）	1.365199	0.2533	1.229	0.21904
性格（開放性）	1.334157	0.1756	1.642	0.10055
歩行距離	2.157608	0.4828	1.593	0.11123

※ ポジティブ/リラックス/ネガティブの各感情別推定結果は紙面の都合上省略

3.2 地域への好感度向上効果

ウォークラリー実施前に比べ、実施後は有意に地域への好感度が向上した。性別、同伴者有無は好感度には有意ではなかった。協調性は好感度の向上に有意、勤勉性は好感度低下に有意であった。歩行距離は、好感度の向上に有意に効果があった。

表3：地域への好感度に影響を与える要因

	オッズ	標準誤差	z 値	p 値
ウォークラリー実施前	0.112715	0.135418	-16.12	< 2e-16 ***
性別（男性）	0.598712	0.492339	-1.042	0.29745
同伴者有り	2.549272	1.032571	0.906	0.36478
性格（外向性）	0.868564	0.300357	-0.469	0.63896
性格（協調性）	2.038451	0.237178	3.003	0.00268 **
性格（勤勉性）	0.467774	0.288887	-2.63	0.00854 **
性格（神経症傾向）	1.008497	0.304629	0.028	0.97784
性格（開放性）	0.848011	0.212734	-0.775	0.43836
歩行距離	5.139074	0.584646	2.8	0.00511 **

4. 考察

分析結果から、仮説1、2とも成り立つことが確かめられた。ウォークラリー実施前に比べて実施後は肯定的感情が上昇したが、これはウォーキングによる肯定的感情上昇効果が主たる原因と考えられるものの、初訪問の地域に対する興味・関心の高まりによる効果も大きいと考えられる。いずれの効果もより大きいのかについては、本研究では明らかにできておらず、今後の課題である。

地域への好感度もウォークラリー実施前に比べて実施後は向上したが、注目すべき点は歩行距離が大きな影響を与えていることである。より長い距離を歩く（つまり、回遊性が高まるほど）地域への好感度が高まっていることから、ウォークラリー・コースの工夫しだいで、地域への好感度をより高めさせることが可能ではないかと考えられる。

以上から、ウォークラリーは地域への好感度向上に効果があり、必ずしも知名度の高い観光スポットのない地域においても、観光需要を創出できる可能性が示された。

参考文献

- 橋本公雄，村上雅彦（2011）．運動に伴う改訂版ポジティブ感情尺度（MCL-S. 2）の信頼性と妥当性．健康科学，Vol. 33，pp. 21-26.
- 増田悠希，岩崎寛（2011）．緑地におけるウォーキングの心理的效果に関する基礎的研究．日本緑化工学会誌，Vol. 37，No. 1，pp. 249-252.
- 小塩真司，阿部晋吾，カトローニ ピノ（2012）．日本語版Ten Item Personality Inventory (TIPI-J) 作成の試み．パーソナリティ研究，21(1)，40-52.

表1：取得データ

項目	取得時点	尺度・手法
感情状態（ポジティブ/リラックス/ネガティブ）	事前/事後	MCL-S. 2（橋本、村上、2011）
NPS: Net Promoter Score	参加中	各候補地への訪問を他者に推奨したい程度を10段階で回答
デモグラフィック他	事前	性別、年齢、同伴者有無等を質問紙法により取得

感情状態に関するデータによって、ウォークラリー参加によって肯定的感情が向上するかどうかを確認するために取得する。事前/事後の比較のため、マルチレベル順序ロジットモデル（累積リンク混合モデル Cumulative Link Mixed Model, CLMM）を用いて分析する。ウォーキングには肯定的な感情が高まり、否定的な感情が低下するという心理的効果のあることが報告されており、カテゴリA, B参加者はいずれもウォークラリー参加後に肯定的感情が向上することが予想される。しかし、初めて訪問する街と住み慣れた街では、興味や関心の持ち方が異なり、カテゴリA参加者とB参加者とは、感情状態の変化が異なる可能性がある。

NPSは顧客ロイヤルティを数値化する指標で、参加者が回答した数値に基づき、「推奨者」「中立者」「批判者」に分類する。「推奨者数 > 批判者数」となる候補地は全体として参加者の知覚価値が高く、「推奨者数 < 批判者数」となる候補地は全体として参加者の知覚価値が低いと判断できる。カテゴリA参加者とB参加者で知覚価値が異なる候補地があれば、そこは「隠れた名所」もしくは「思い込み名所」である可能性が高い。

3. 結果

感情状態について、カテゴリAはウォークラリー実施前に比べ、実施後は有意に肯定的感情が上昇した。性別、同伴者有無はポジティブ感情には有意ではなかった。一方、カテゴリBは、ウォークラリー実施前後で肯定的感情の有意な上昇は見られなかった（表2）。

NPSについては、カテゴリAとBは概ね類似した結果となったが、候補地tはカテゴリAの知覚価値が高いのに対し、カテゴリBは低い。従って、ここは「隠れた名所」である可能性がある。また、候補地sはカテゴリAの知覚価値が低いのに対し、カテゴリBは高い。従って、ここは「思い込み名所」である可能性がある。

なおカテゴリAは20歳前後の若者であるのに対し、カテゴリBはより幅広い年代で構成されており、NPSは年代構成の違いが影響を与えている恐れがある。

表2：感情状態に影響を与える要因（2感情全体）

Category A				
	オッズ	標準誤差	z 値	p 値
ウォークラリー実施前	0.341742	0.1347	-7.97	1.59E-15 ***
性別（男性）	0.417613	0.4793	-1.822	0.0685 .
20歳代	0.626316	0.4823	-0.97	0.332
同伴者有り	0.864849	0.6651	-0.218	0.8272

Category B				
	オッズ	標準誤差	z 値	p 値
ウォークラリー実施前	0.812613	0.1562	-1.328	1.84E-01
性別（男性）	1.140424	0.8375	0.157	0.8753
20歳代	0.097891	2.2133	-1.05	0.2937
30歳代	3.740428	1.3429	0.982	0.3259
40歳代	0.536548	1.4157	-0.44	0.6601
50歳代	0.392115	1.6959	-0.552	0.5809
60歳代	0.018472	2.4365	-1.638	0.1014
同伴者有り	0.195969	0.9831	-1.658	0.0973 .

※ ポジティブ/リラックス/ネガティブの各感情別推定結果は紙面の都合上省略

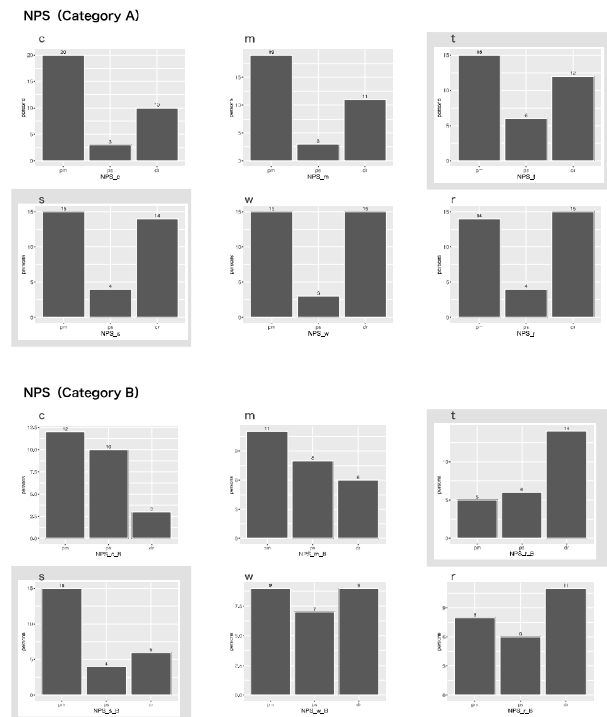


図2：上段はカテゴリAの各候補地のNPS、下段はカテゴリBの各候補地のNPS。候補地tとsでカテゴリA、B間でNPSに差異が生じている。

4. 考察

感情変化の分析結果から、ウォークラリーによる肯定的感情には、ウォーキングによる効果は限定的で、初めての訪問地域への興味・関心や新しい発見や驚きがより大きく寄与していることが想定される。すなわち、身体活動以上に認知的体験が重要な要因であることが示唆される。また、少なくとも1箇所の「隠れた名所」されたことから、改めて地域の潜在的な観光資源の開発の重要性が確認された。

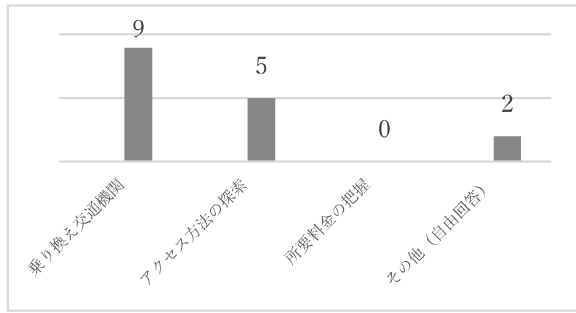


図3 探索時の問題

このことから、インターネットを使い自力で研究対象地域を探索する場合、適切な移動手段の把握が困難になっていることが理解できる。実験対象者の探索実験を画面録画していた映像からコーディング分析を行ったところ、「Yahoo! 乗り換え案内」の使用率が高く、表示時間も長時間であることが判明した。しかし、同アプリでは観光スポットへのアクセス方法として、レンタサイクルや村営バスの情報が不足しており、長時間の徒歩移動が検索結果として表示された際には、実験対象者が困惑することになり、目的地に向かうに当たり支障が生じた。このような問題を解消できる仮想 MaaS を使用した結果、実験対象者からは高い評価を得ることができた。

仮想 MaaS 利用後の後半・事後アンケートでは、被験者に複数回答を可能として仮想 MaaS の評価を行ってもらった。仮想 MaaS が提供してくれる情報の中で良かったものとしては、乗り換え時間の情報とレンタサイクル・村営バスの提案が最も多い結果となった。（図4）

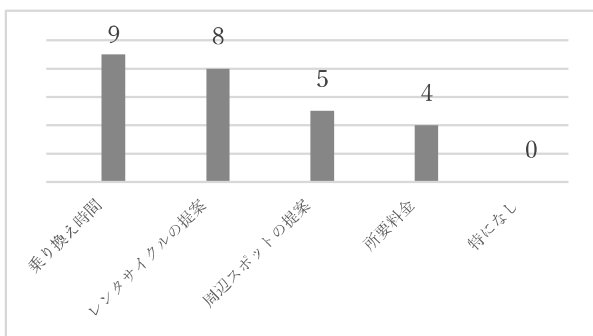


図4 MaaS が提供する情報の良い点

探索の所要時間として、大幅な変化が見られた。自力での探索の場合、平均して 54 分 20 秒であったが、仮想 MaaS を使用した場合には、4 分 44 秒という結果となった。さらに、巡る観光スポットの数も平均して

3 か所、自身の探索時よりも多く巡ることができたと回答した。行先として選択した観光スポットで購入したい商品を選択してもらう購入品アンケートでは、自己探索時と比較して、平均して 1,703 円の増加が見られ、購入金額は行先として選択した観光スポットの数と正の相関関係が見られた。（図5）また、交通費に関しても平均して 396 円自己探索の時より増加していた。今後も仮想 MaaS を利用したいという質問には、実験対象者全員が「はい」を選択した。

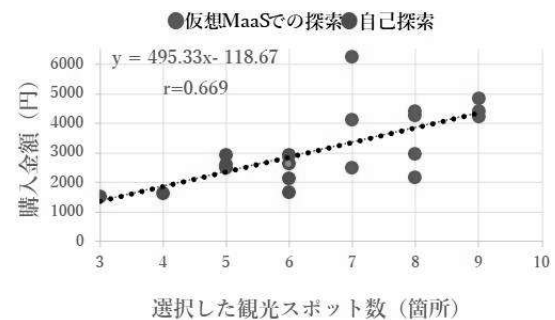


図5 購入金額とスポット数の関係

4. まとめ

散らばっている情報を集約できる仮想 MaaS を利用することで、巡る観光スポットが平均 3 か所増加し、購入品の増加・交通費の支出の増加が見られた。この結果より、仮想 MaaS を利用することで地域経済と二次交通の活性化を促進する効果があることを定量的に観測することができた。情報探索の所要時間に関しても大幅に短縮でき、個人の負担が減少することで、旅程計画の作成が容易になることが分かった。

一方で、MaaS の改善点として、観光スポットでの滞在時間に関する意見が散見された。今回、各観光スポットでの滞在時間は著者が実際に訪れた際の時間に基づいて設定しているが、この滞在時間の設定を観光スポットごとに、個人の好みに合わせて調節が可能になることで、さらに利用者の満足度の向上に繋がる結果を得ることができると考える。

参考文献

- 1) オルタナティブ・ブログ【図解】コレ一枚でわかる MaaS (Mobility as a Service) (最終アクセス 2025. 9. 8)
- 2) 小林考哉「旅マエ段階における SNS の訴求効果に係る仮想 MaaS 実験」 東海大学卒業論文 2024 年 2 月
- 3) ひがしこうち旅 (最終アクセス 2025. 9. 8)

能登半島地震被災地における来訪者数の動向

公益財団法人九州経済調査協会 松嶋 慶祐
岐阜大学 三井 栄

はじめに

観光やビジネスによる来訪者数は、観光関連産業の財・サービス生産に繋がるため、被災地では復旧・復興動向を計る指標のひとつとなる。迅速かつ適切な復旧・復興には、復旧・復興状況の把握と、それに応じた施策実施が不可欠であるが、観光関連の公的統計では来訪者数の迅速な計測は不可能である。

他方、観光分野では、携帯電話等の位置情報に基づく人流ビッグデータがEBPMツールとして活用され始めている。ビッグデータはデータの収集環境やサンプリングに偏りがあるが、データ収集頻度が高く、かつ大量であるため、公的統計では捉えられない人・モノの動向を把握できる。松嶋・三井(2025)は、観光関連の公的統計と携帯 GPS データ・基地局データによる人流ビッグデータの統計的特性を比較し、人流ビッグデータは観光統計と同様の定常性、季節性を有しているため、観光分析データとして活用し得るとしている。

本稿では、携帯位置情報に基づくビッグデータをもとに能登半島地震被災地の来訪者数動向を分析し、復興度を考察する。

人流ビッグデータによる来訪者動向把握

石川県の被災 6 市町では、2024 年 1 月、七尾市で来訪者数の大幅な減少、その他 5 市町で復旧人員の流入による増加がみられ、特に珠洲市、穴水町、能登町で顕著であった(図 1)。25 年 1 月以降は、レベルの差はあるものの震災前の水準に回復しつつある。

次に時系列データの構造変化を確認する。21 年 1 月から 25 年 7 月までのデータを対象に Bai-Perron 検定を実施し、構造変化時点を検出した。その結果、多くの都道府県でコロナ感染緩和による来訪者数増加が検出され、能登半島地震には反応しなかった。

県・市町計の来訪者のみを見れば、震災前の水準に回復したと評価し得る。しかし、市町村レベルのデータや公的統計では、被災した地域の復興状況は不明である。そこで、次に GPS データから、観光スポット毎の来訪者を計測する。スポット別来訪者数(2024 年計)の前年比をみると、増加上位のうち 5 スポット、

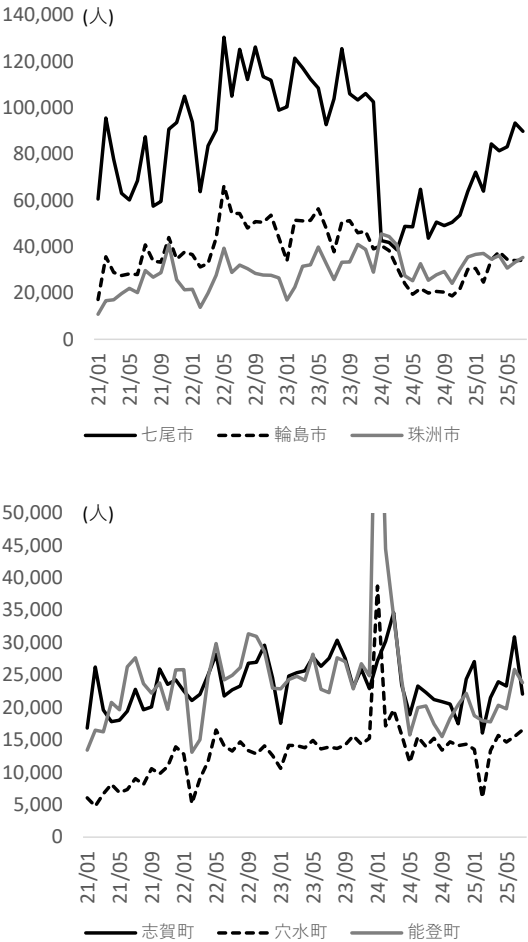


図 1 被災市町の来訪者数

資料)公益社団法人日本観光振興協会「デジタル観光統計オープンデータ」をもとに筆者作成

表 1 石川県スポットの増減上位 10 (24 年前年比)

増加スポット上位10			減少スポット上位10		
スポット	所在地	前年比	スポット	所在地	前年比
中居地区	穴水町	182.6	道の駅すず塩田村	珠洲市	-91.6
瑞源寺	穴水町	115.3	白米千枚田	輪島市	-89.8
穴水海洋センター	穴水町	66.5	イチョウ美術館跡	輪島市	-85.8
ハートフル千里浜	宝達志水町	55.5	巖門	志賀町	-84.2
道の駅すずなり	珠洲市	41.4	道の駅 狼煙	珠洲市	-83.5
Kid'sUS.LAND	内灘町	40.4	のとしま水族館	七尾市	-77.5
川北温泉	川北町	34.7	恋路海岸	能登町	-69.8
ころ柿のさとしか	志賀町	34.3	能登歴史公園	七尾市	-69.7
カブキランド	小松市	33.2	正覚院	羽咋市	-50.3
ゴールドジムグインののいち	野々市市	32.8	千里浜レストハウス	羽咋市	-40.4

資料)公益財団法人九州経済調査協会「おでかけウォッチャー」をもとに筆者作成

減少上位のうち 8 スポットが被災市町となった(表 1)。減少スポットは被災による来訪者減少、増加スポットは復旧人員の流入による影響とみられる。

スポットレベルの時系列構造変化

石川県内スポットを対象に構造変化を確認すると、7 スポットで 24 年 1 月を構造変化月として検出し、うち 6 スポットが被災市町となった。

このうち「イナチュウ美術館跡(輪島市)」、「白米千枚田(輪島市)」、「道の駅 狼煙(珠洲市)」、「巖門(志賀町)」は地震後に来訪者が大きく減少し、「道の駅すずなり(珠洲市)」と「ころ柿のさと しか(志賀町)」は過去の傾向を上回って増加した。増加 2 スポットは復旧支援拠点形成による影響である。

来訪者減少スポットのうち「白米千枚田」は、近隣の道の駅が 2025 年 4 月 26 日に営業を再開したことで、来訪者回復の兆しがみられる。「道の駅狼煙」は断続的な休業から来訪者数が低迷したが、輪島市方面からのアクセスが改善し、回復傾向にある。

来訪者の属性変化からみた震災の影響

ここでは、100km 未満からの来訪者が 50%以上を占める「近距離帯スポット」5 つと、100km 以上が 50%を占める「遠距離帯スポット」7 つにわけて特徴を示す。近距離帯スポットの距離帯変化をみると、「桜峠(能登町)」、「ころ柿のさと しか」、「穴水海洋センター(穴水町)」、「瑞源寺(穴水町)」、「中居地区(穴水町)」の 5 つとも 24 年に遠距離からの来訪者比率が上昇し、震災による復旧人員の流入を反映している。うち「桜峠」以外の 4 つは 25 年も遠距離からの来訪者比率が低下せず、25 年でも 20-30 代男性、40-50 代男性の比率が高い。これらは 25 年時点でも復旧・復興の途上にあることが示唆される。

次に遠距離帯スポットをみると、地震後、早期に営業を再開した「道の駅すずなり」、「和倉温泉総湯(七尾市)」、「渤海温泉(志賀町)」は遠距離からの来訪者比率が上昇、あるいは大きく変化せず、地震後も県外・地域外から来訪者を集めている。

「白米千枚田」と「道の駅すずなり塩田村(珠洲市)」は、24 年に遠距離からの来訪者が減少し、復旧人員の流入から 40-50 代男性比率が上昇したが、25 年は施設(近隣施設)の再開とともに遠距離からの来訪者が戻りつつある。両スポットとも 20-30 代男性・女性の回復・増加が確認された。他方、「イナチュウ美術館跡」と「巖門」は被災とともに遠距離からの来訪者が減少し、25 年も傾向が継続している。両スポットとも女性比率の低下と 40-50 代男性比率の上昇が確認でき、震災の影響が長期化している。

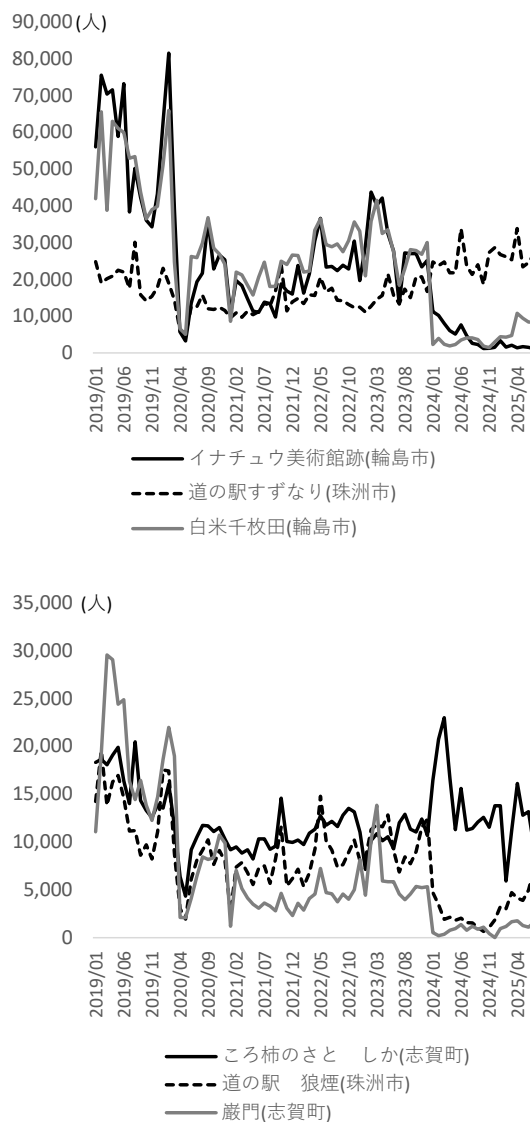


図2 構造変化スポットの来訪者数

資料) 公益財団法人九州経済調査協会「おでかけウォッチャー」をもとに筆者作成

おわりに

本稿では、人流ビッグデータをもとに、能登半島地震被災地における来訪者数動向を分析した。結論は以下の3点である。

- 1) 小地域単位の来訪者数を示す人流ビッグデータをもとに、県・市区町村レベルでは確認できない復旧・復興動向と継続的な影響度を明示した。
- 2) 小地域(スポット)単位の来訪者の時系列構造変化を計測し、地震による影響を統計的に示した。
- 3) 来訪者の距離帯別分類と来訪者の属性変化から、地震の影響と復旧・復興度を明らかにした。

歩車自転車混合のセルベース富士山噴火避難モデルについて

沼津工業高等専門学校 鈴木正樹, 沖夏里武, 上久保匠悟, 小宮山敦大

1. はじめに

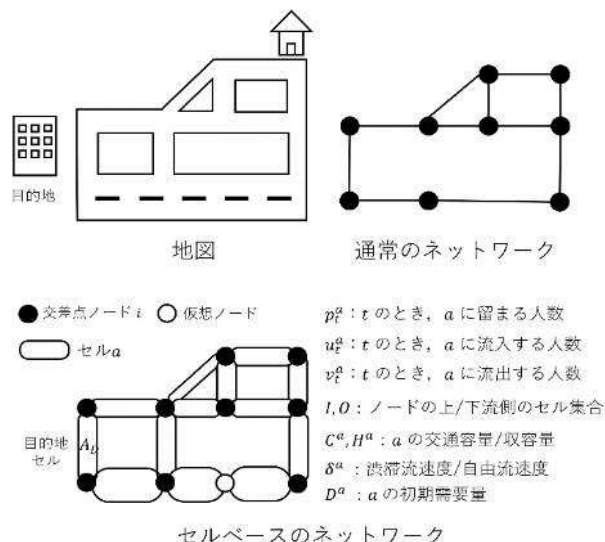
災害大国である日本では、地震、津波だけでなく、近年では、洪水や噴火など多様な自然災害が頻発し、災害時における迅速かつ安全な避難行動の重要性が高まっている。しかしながら、災害時には道路の寸断や情報伝達の遅延など、様々な不確実性が存在し、それらを考慮した避難計画の策定は極めて困難である。加えて、避難時は原則徒歩と定められているものの、東日本大震災を経て、自動車をはじめとするその他の移動手段の使用方法について検討され始めたが、平時と異なる様々な状況が想定されていることから、未だどのような手段でどのような経路で避難すべきか等の指針は確立されていない。そこで筆者らは、「多様な避難手段を考慮した際に、不確実性下においても安全性と実効性の高い避難行動とは何か」という問いを研究課題に設定し、数理的アプローチからの解明を目指すに至った。

本研究の目的は、富士山噴火を想定した地域住民の避難行動について、沼津市門池地区および裾野市須山地区を対象に、徒歩・自転車・自動車の3つの避難手段を考慮した三主体混合型セルベースによるリスク最小の最適モデルの構築である。付言すると、自動車避難時の渋滞を解消することが目的ではなく、避難時において「場」のリスクが最小となる最適交通配分モデルの提案である。本発表では、これまでに得られたシミュレーション結果について報告する。

2. Cell-based Merchant-Nemhauserモデル

Nieは、ネットワーク上の最適流入出量を求める問題に対して、Cell-based Merchant-Nemhauserモデル（以下、セルベースモデルとする）を提案した〔1〕。このモデルは、ネットワーク上のエッジ（本研究では道路）をセルと呼ばれる単位あたりの長さに分割し、それぞれのセルについて、収容できる人数（セル容量）、単位時間あたりに通過できる人数（交通容量）や通過したい人数（需要量）等の制約条件を設定する。これらにより、各セルへの流入人数、流入人数、滞在人数を決定することができる。また、セル同士はノード（本研究では交差点）と呼ばれる接続点で繋がっており、フロー保存則を適用することで、交差点における合流や分流が表現できる。なお、セルは通常のネットワークとは異なり、長さに大きな差が出ないように仮想ノードを入れて分割し、ノードはそれ自体に容量はなく、流入量と流出量を一致させるための役割のみを持つ。

セルベースモデルで適用されるネットワークは、



(図1 セルベースモデルのネットワーク概念図)

ノード $i \in I$ とセル $a \in A$ を持つ有向グラフ $G = (I, A)$ として表され、避難時間を最小とする目的関数と制約式は次の通りである。ここで、 $t \in T$ は時間を表し、その他のパラメータについては、図1にその概念図とともに示す。

【目的関数】

$$\min_{p_t^a, v_t^a, u_t^a} \sum_{t=0}^T \sum_{a \in A | A_D} (p_t^a + v_t^a)$$

【制約式】

$$p_t^a + u_t^a = p_{t+1}^a + u_{t+1}^a, \quad p_0^a + v_0^a = D^a \geq 0$$

$$\sum_{a \in I(i)} v_t^a = \sum_{b \in O(i)} u_t^b, \quad 0 \leq u_t^a, v_t^a \leq C^a$$

$$u_t^a \leq \delta^a \{H^a - (p_t^a + v_t^a)\}$$

竹居らはこのセルベースモデルを用いて、徒歩と自動車による歩車混合型の津波避難モデルを提案した〔2〕。また、鈴木らは竹居らの歩車混合モデルに自転車を追加した三主体混合型の津波避難モデルを提案した〔3〕。

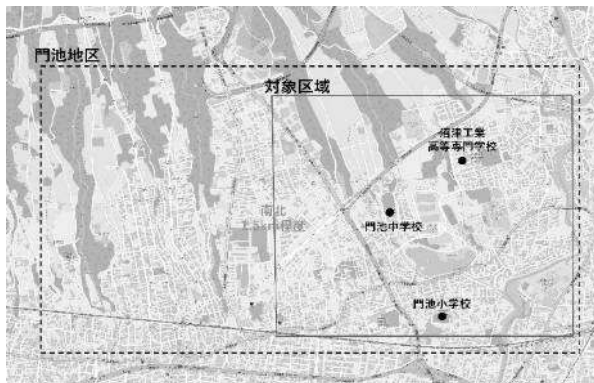
3. シミュレーション

本研究では、鈴木らが提案した三主体混合型の避難モデルを、富士山噴火を想定した場合に適用し、次の二地区を対象にシミュレーションを行った。

3-1 沼津市門池地区

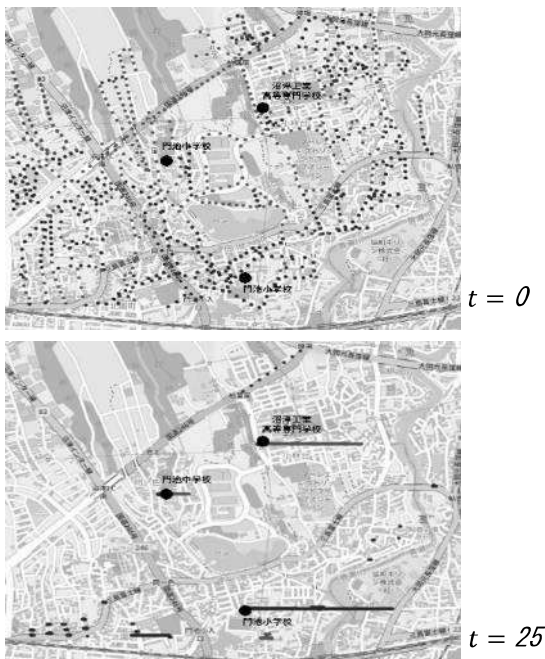
沼津市門池地区は、沼津市の北東部に位置し、人口15,000人規模の住宅地である。人口分布では、65歳以上の割合が約25%で、市内平均の約33%より低いものの、徒歩避難が困難である住民が一定数存在する。地区内は小高い丘や坂道が点在する起伏の地形で、生活道路は比較的狭く、幹線道路への依存度が高いため、自動車以外の避難手段を考慮した避難計画の策定が望まれる。

今回はまず試行として、門池地区の東側半分の区域、人口ベースでは全体のおよそ三分の一に相当する2000世帯を対象に、門池小学校、門池中学校、沼津高専の三か所を避難所に設定した。なお、対象区域の位置関係は図2の通りである。



(図2 門池地区の位置関係)

図3にシミュレーション結果の一例を示す。上が初期配置で、下が25分経過後の配置である。全体の避難時間が最小となるパターンとして、徒歩と自動車がほぼ同程度の44%、自転車12%配置され、自動車は門池中学校と沼津高専に、徒歩は門池小学校に避難するという結果が得られた。

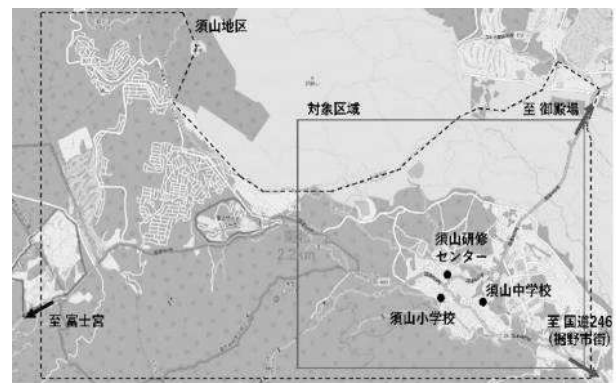


(図3 門池地区における結果の一例)

3-2 裾野市須山地区

裾野市須山地区は、富士山南麓に位置し、人口2200人程度の山間地域である。地区内には火口が存在し、起伏や斜面が多く、高齢化率は45%を超える区もあり、徒歩避難が困難な住民は少なくない。富士山噴火では自動車による避難が想定され、その避難経路は市街地方面または御殿場方面へ向かう二つのルートに限られる。分散誘導、一次避難場所からのバス移動などの体制整備が不可欠である。

シミュレーションを行う前に裾野市危機管理課職員にヒアリングを行ったところ、図4に示す区域にて、1)自動車による段階避難、2)日中に保護者による小・中学校への迎えを経てからの避難、を想定することとした。結果については、発表時に報告する。



(図4 須山地区の位置関係)

4. おわりに

現時点では、「場」の避難時間が最小になるシミュレーションを行ったに過ぎないが、最寄避難所に向かわない行動や遠回りをして避難所に向かうなどの最適化モデルならではの挙動は確認できている。今後は、溶岩流の到達時間のばらつきや土砂や道路の断絶などによる通行不能区間の発生といった不確実性を数理的に表現し、それらに頑健に対応できるロバスト最適化の手法を導入予定である。さらに、将来的には、社会工学的観点と連携し、地区防災計画策定を視野に入れた文理融合型の実践的研究として展開したい。

参考文献

- [1] Y. M. Nie, A cell-based Merchant-Nemhauser model for the system optimum dynamic traffic assignment problem, *Transportation Research Part B*, 45(2011), 329-342.
- [2] 竹居広樹, 奥村誠, 歩車混合を考慮したセルベース最適津波避難モデル, 交通工学研究発表会論文集D3, 74(2017), 239-245.
- [3] 鈴木勸智, Lee Zion, 中田優希, 丹野淳, 菊地拓郎, 松本行真, 成島康史, セルベースモデルを用いた最適津波避難経路について-いわき市江名地区の事例-, 日本オペレーションズ・リサーチ学会春季研究発表会アブストラクト集, 2024(2024), 196-197.

被災経験を生かす避難所運営ゲームの製作

岩手大学 麦倉 哲

1. 避難所運営ゲームで学習する意義

(1) ゲームの系譜

静岡県HUGは、中越地震での対応の経験から静岡県で開発され、全国に普及している。他方で岩手県では東日本大震災の経験があり、その経験を活かした避難所運営ゲームをつくれなかと期待されていると思われる。それを今後の岩手県ほかでの避難所運営の学習に活用できないかと考え、避難所運営ゲーム大槌版を試作し、改善の方向性を検討した。

(2) 避難所運営ゲームを今やる意義

現在の大槌町等の基礎的自治体の避難所運営のマニュアルでは、基本的に役場職員が統括管理することになっている。しかし、災害が予測される規模が小さいなどの限定される場合は、有効かもしれない。しかし実際、それでうまくいくだろうか。大規模の災害の場合はそうはならないだろう。

(3) 過去の経験を活かすこと

ゲームの有効性を高めるためには、14年半前の東日本大震災での対応の経験を活かすこと、問題点を打開することである。経験を受け継ぎ傳承すること、そして現代に見合ったアップデートをすることである。東日本大震災の被災経験のない子どもたちに迫真のゲーム経験とすることなどを検討した。

(4) 伝承の観点

世代継承は重要である。今回の実験では、中学生、高校生年代の生徒が一部参加した。中学生は、大震災の3日前に生まれて、お母さんと共に県立病院に入院していた。それで、保護された。しかし、お母さんの身内は被災し、甚大なダメージを受けたファミリーである。

2. 避難所調査の結果の再検討

報告者らは、大槌町で過去に避難所調査を実施した。その結果から、課題も浮き彫りにされた。そうした課題に、取り組む思考訓練が必要であり、グループでの経験が学習教材として有用である。

(1) 避難所の諸課題

東日本の経験でいちばん困難な課題が、トイレ問題である。ついで、水、食料、感染症対策、マイノリティの人権の課題、子連れ親子にとっての不安、

在宅避難者への対応などの問題がある。しばしば女性性は、制約を受けた。

このほか、スペース、暖、寝具、ふとん・ベッド、調理、火器、食器、あかり、情報などである。

(2) アップデートの必要性

ジェンダーバイアスも、しばしばうかがえた。また、都市的な要素、外国人、エスニックの要素、トランスジェンダーの人などへの対応など、時代の動向などを加えた要素が不可欠である。

3. リアリティを追求する条件の付与

(1) 備蓄品リスト、設備状況

ゲームにリアリティを持たせるためには、避難の運営について、以前とは違っている(改善されている)具体的な条件の付与である。この自治体のそなえの現状を条件を考慮に入れ、現状で常備されている避難所の備蓄品リストの情報を入れた。

大槌町防災ガイド・ハザードマップの中の城山体育館のページを参照すると、旧図書館倉庫などに備蓄品は豊富である想定で、詳細に掲載されている。以下はその例示。＜水＞＜食料＞アルファ米、パックごはん＜粉ミルク＞＜離乳食＞＜寝具・防寒具＞毛布、簡易ベット＜間仕切り＞間仕切りボードブルーシート＜日用品、生理用品＞タオル、ボックスティッシュ＜下着＞生理用品、ジャージ＜筆記具＞ボールペン、マジック、画鋏、セロテープ、ガムテープ、ハサミ、＜運営活動用品＞懐中電機、電池、ろうそく、石油ストーブ、灯油2、チャッカマン×、マッチ、ホワイトボード、マーカー、拡声器、シャベル、棒、板など。

(2) 直近の関連する災害の様相も条件に加えた

日本海溝の情勢、2025年7月に具体的に起きたこと。カムチャッカ半島沖地震などが発生し、日本海溝型地震の予兆を思わせる経験をしたので、発生時の条件や、気象条件なども加えた。

4. ゲームの具体的な進行

(1) 2つのテーブルに置くもの

城山体育館の大判図面 A1版 ×2枚、拡大の各部屋の図 A4 各2枚、周辺の地図(町方白地図、津波ハザードマップ) 白地図×2枚、備品リ

スト(別述)、のりつき付箋 各色2組、4色ボールペン10本、プロッキー8色、2組等々。

(2)避難所運営ゲームの前提(その時の)条件

明示した前提は、9月中旬の金曜日午後2時50分、北海道・千島方面で大地震が発生し、ただちに気象庁から津波警報が発令された。大槌町は避難指示を発令。その日は折しも、雨が降り続けている。津波が来ると想定されるので、避難所が開設された。警報が解除されれば帰れる人と、津波により被災して帰れない人がたくさんいる。かくして、2、3日程度はたくさんの方が避難し続け、1月にわたり、その約半数の方が避難生活を送ることになる。

(3)避難補内の対策本部をつくる

避難所に真っ先に来た人(ゲーム参加者)が、ワークのメンバー(5、6人)。まず、役割分担を決める人カード(役割)をつくる。後から来る人も運営に加わってもらう。

実際は、役場が主導する、消防や警察も、消防団も。しかしここでは、住民がかなり中心になるとどうなるか、14年前の経験が生かされるのかを盤上で試験する。災害への備えについてのその後の各種の改善や備えが生かされるのかを実習したい。まず、対策本部にまず駆け付けた5、6人のリーダー達が、ワーク参加者カードに指名記入し、メンバーが話し合って役割を決める。避難者も適宜、運営者に入れる。避難所の備品のリスト参照。備蓄倉庫、体育館物置点検。

(4)公的支援、外部からの支援が一定程度ある

対策本部は、名簿作成、人数把握、食数把握、病气、ケガ、要介護、支援の把握に来ると思われる。

(5)避難してきた人は、最大200人と想定

避難者カードは150~200人分、それと避難所対策本部運営者が避難所の総数となる。家族構成では、一人、夫婦、親子、3世代、老夫婦。園児と保育士。小学生と先生、高齢、子ども、幼児、乳児、女性、障害、性的マイノリティ、外国人、各種のペットつれてくる人などが続々と避難してくる。

(7)できごとカード50~100枚

トイレがいっぱい、あふれて清掃が必要。避難しない人、認知の方、ひきこもっている方が気になる。道路が崩落、川が決壊、山がくずれないか心配。酒を飲んでい人がいて、水が足りない、食事が少ない。水道管が破裂し、電気がつかないし、雨漏りがする。避難者に透析患者がいて、また必要な常備薬がない人々も。地域外の方が連絡取りたい、人を探しに来る。名簿出してくれ、在宅で困ってい

る人が、病気の人が、感染の恐れが、川の水飲んだ、車で来る人。・・・等々。

5. 振り返り

最後に、グループごとの振り返りと感想を出し合い、話し合い、グループごとにまとめた。ゲームを始める数日前に、気立てのよい中学生に「熱を出した人がきたらどうする」と聞くと、「なぐる」と(冗談めかして)言っていた。これは、テレビのどつき漫才の返しであって、よくある日常会話であり、へんではない日常を示している。「おまえなにやってんねん」という日常会話である。

しかし、実際ゲームを経験すると、避難所にはいろいろな人がくるんだ、ペットにもいろいろあるんだと、興味がわいてきたようであった。性的マイノリティの方がやってきたときに、自然環境の保護をテーマとする町議会議員さんがすべての人の人権をまもるって大事なんだよと、避難所ゲーム参加の中学生に伝えていた。ゲーム訓練を重ねる必要がある

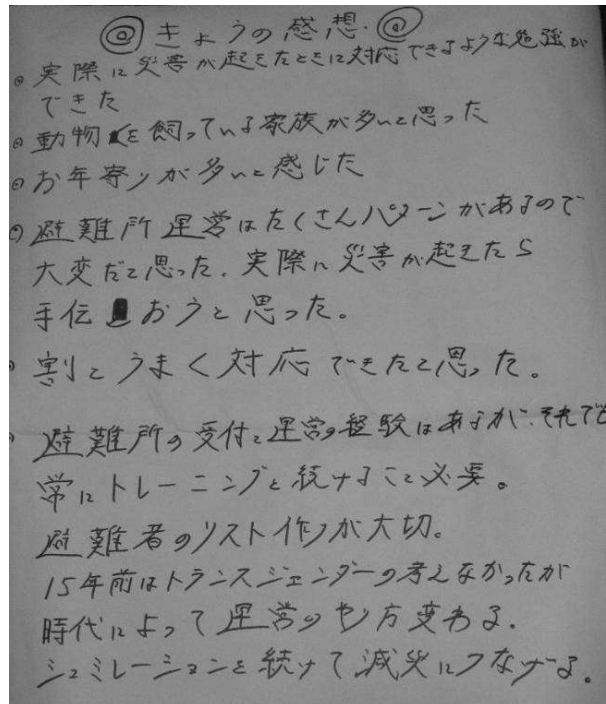


写真1 Bグループのふりかえり

参考文献

- 麦倉 哲、2021「大災害時の避難所対応はどうあるべきか—子連れ、女性避難者の経験から再考すること」『災害復興研究』(13)33-48。
 麦倉 哲ほか、2013「東日本大震災被災地域にみられた救援・助け合いの文化：岩手県大槌町避難所運営リーダーへのインタビュー調査から」『岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』(12) 15-28。

感染症・災害の外部性を考慮した都市の人口密度

ーコロナ禍における関東周辺データを用いた推計ー

高崎経済大学 地域政策学部 米本 清

1. はじめに

有史以来、都市への人口集中は集積の経済や文化の発展などを通して人々の生活水準を飛躍的に高めてきた反面、火災をはじめとする災害や疫病などの温床でもあり続けた。人口密度をどの程度に保つかは都市政策上の大きな課題であり続けたが、近年は都市計画や建築基準法などの整備により、かえって意識されづらくなっている面もある。本研究は、伝統的な Alonso-Muth-Mills 型都市モデルを応用し、地点ごとの最適な人口密度を探る。

2. モデル

人口密度の負の外部性を考慮した都市（住民立地）モデルは 1970-80 年代を中心にいくつか見られ、Kanemoto¹⁾や Fujita²⁾がまとめている。当時は負の外部性として混雑や環境問題を想定していたものが多かったが、モデルの構造自体は容易に応用可能である。本研究では Fujita²⁾をもとにして分析した米本³⁾を修正・拡張し、住宅生産（資本）と外部性を同時に考慮して以下のような定式化を行う：

地点 x に立地する家計の予算制約を、

$$y = \mu + \eta_x + c_x + r_x l_x + \sigma k_x + \tau_x + \delta(\rho_x), \quad (1)$$

とする。ここで、 y は一家計当たり所得、 μ はこの都市の人頭税、 η_x は x における立地税、 c_x は合成財（ニュメール）消費、 l_x は住宅の敷地規模、 r_x は地代、 k_x は住宅生産の資本投入、 σ はその価格、 τ_x は交通費であり、 ρ_x は人口密度（単純化のため家計（世帯）人数を一定とし、家計の密度で表す）、 δ はその負の効果（例：コロナ感染や災害時の火災・帰宅困難などによる費用）である。

この都市の共通効用が $\bar{u}$ となると、この都市の総差額地代を最大化する Herbert-Stevens モデルのラグランジュ関数は、次のように記述される。

$$\int_0^{\bar{x}} \left[\frac{y - c(h(k_x, l_x), \bar{u}) - \sigma k_x - \tau_x - \delta(\rho_x)}{l_x} - r_a \right] \bar{L}_x dx$$

$$- \int_0^{\bar{x}} \eta_x \left(\frac{1}{l_x} - \rho_x \right) \bar{L}_x dx - \mu \left(\int_0^{\bar{x}} \frac{\bar{L}_x}{l_x} dx - N \right), \quad (2)$$

ここで、 $h(k_x, l_x)$ は住宅規模、 $c(h(k_x, l_x), \bar{u})$ はその住宅規模の下で効用 $\bar{u}$ を達成するために必要な合成財（無差別曲線）、 $\bar{L}_x$ は各地点の土地（宅地）賦存量、 $\bar{x}$ は都市境界、 n_x は各地点の家計数、 N は都市の総家計数である。最適性条件から、立地税の原則として、

$$\eta_x = \rho_x \frac{d\delta(\rho_x)}{d\rho_x}, \quad (3)$$

つまり一単位の家計密度の増加がもたらす限界的な費用に密度を乗じたもの、が得られる。単純なケースとして住宅生産の投入が土地のみ（ $k_x = \bar{k}, \sigma = 0$ ）の場合（以降で土地ケース）と、上述のまま可変の場合（住宅ケース）の両方を考える。なお以上は外部性が各地点のみに影響を与える neighborhood externality モデルであり、本研究では他の地点にも影響（例：感染の拡大や火災の延焼）が生じる superneighborhood externality モデルを考えるが、本要旨では省略する。

3. データと推計手法

感染者数に関しては、筆者がコロナ禍の時期に収集した各都県の公開データにより、公表日・居住地をベースとして 2020 年 4 月（多くの自治体でデータ公開が本格化）から 2021 年 9 月（重症化率が比較的高かったデルタ株・第 5 波）までの合計をまとめた。関東地方のうち神奈川県・群馬県に関しては他県と同様の形式で市区町村データが公開されていなかったため今回は使用しなかった。なお、各都県の公開データの形式上、東京都特別区は区単位、千葉市とさいたま市は市単位で集計している。

住宅に関するデータは主として令和 5 年（2023 年）住宅・土地統計調査によった。

4. 結果と考察

表 1 は最も単純な設定による土地ケースと住宅ケー

スの、世帯（家計）当たりの立地税額である。また図1は土地ケースの結果を図化したものである。計算の結果、この時期のコロナ禍のような状況では、東京中心部などで最大数千円単位の立地税が課され、土地ケースで数十人/㎩、住宅ケースで数百～数千人/㎩の規模で、郊外などへの移転が望まれることが分かった。

5. 結論

本研究においては伝統的な都市住民立地モデルを感染症や災害の負の外部性（および住宅生産）を考慮したものに拡張し、コロナ禍の時期における実際のデータから最適な立地税や人口密度を試算した。さらに厳しい災害や感染症を想定した場合、立地税はより高くなり大規模な移転・分散が必要となる場合もある。都市の脆弱性と呼ばれるものは実際にはどの程度の調整を必要とするか、さまざまな設定に応じて試算を行い、都市計画・都市政策に活かすことが重要である。

謝辞 本研究を進めるにあたり、JSPS 科研費 22K01500 の助成を受けた。またデータ収集・処理にあたり、著者の研究室に所属した小川望聡・西岡直・新井正人・高木志帆・金田理奈・勝彪馬さんなどの協力を得た。この場を借りお礼を申し上げる次第である。

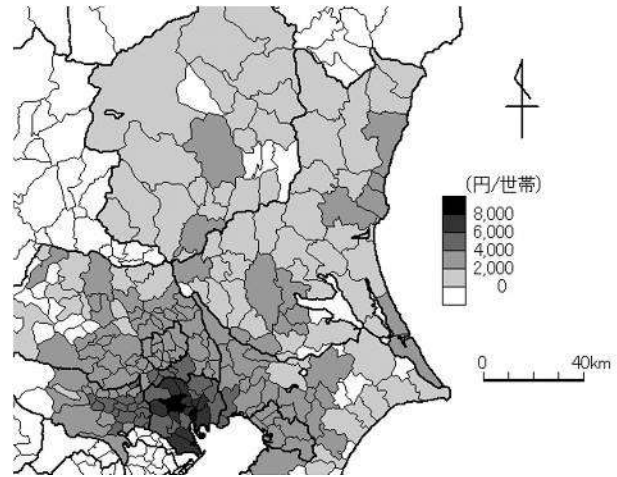


図1：推計された立地税額（土地ケース）の図化例

参考文献

- 1) Kanemoto, Y., 1980. *Theories of Urban Externalities*, North-Holland.
- 2) Fujita, M., 1989. *Urban Economic Theory: Land Use and City Size*. Cambridge, MA: Cambridge University Press.
- 3) 米本清 (2024) 「災害・感染症の外部性を考慮した都市モデルと最適性」第 38 回応用地域学会研究発表大会発表資料 他

市町村	土地(円)	住宅(円)	市町村	土地(円)	住宅(円)	市町村	土地(円)	住宅(円)	市町村	土地(円)	住宅(円)	市町村	土地(円)	住宅(円)
千代田区	7,153.1	2,407.6	清瀬市	4,201.3	2,217.8	三郷市	3,423.5	1,169.4	我孫子市	2,441.2	681.5	常陸大宮市	1,579.1	45.4
中央区	8,000.4	7,872.7	東久留米市	3,982.6	2,462.8	蓮田市	2,074.2	436.3	鴨川市	2,461.2	106.6	那珂市	1,683.6	101.7
港区	5,826.8	5,338.0	武蔵村山市	3,392.4	1,164.3	坂戸市	3,064.7	596.1	鎌ヶ谷市	2,986.7	1,281.8	筑西市	1,577.0	74.3
新宿区	8,343.2	11,005.3	多摩市	4,650.4	2,225.4	幸手市	2,098.3	272.2	君津市	2,212.7	135.2	坂東市	1,339.2	56.9
文京区	6,283.8	9,044.2	稲城市	3,986.9	1,599.0	鶴ヶ島市	3,118.4	1,013.5	富津市	1,742.9	80.0	稚敷市	1,358.5	31.9
台東区	7,311.4	10,386.7	羽村市	3,656.2	1,452.1	日高市	2,179.3	276.7	浦安市	4,740.0	3,107.0	かずみけうら市	1,737.7	66.9
墨田区	7,196.7	9,123.4	あきる野市	2,384.2	516.6	吉川市	2,598.6	443.3	四街道市	2,175.4	633.3	桜川市	1,341.7	44.3
江東区	7,067.0	5,130.2	西東京市	4,458.5	4,016.2	ふじみ野市	3,512.3	2,001.3	袖ヶ浦市	1,986.6	152.7	神栖市	2,191.8	133.1
品川区	7,638.6	8,751.1	瑞穂町	2,744.2	446.3	白岡市	2,086.6	375.9	八街市	2,031.4	193.8	行方市	1,297.0	29.6
目黒区	5,300.4	7,266.6	日の出町	1,957.4	292.5	伊奈町	2,267.3	600.5	印西市	1,850.8	181.5	銚田市	1,400.4	38.5
大田区	6,277.5	4,944.0	さいたま市	3,395.8	1,566.8	三芳町	2,960.7	572.4	白井市	2,038.4	345.3	つくばみらい市	1,905.8	131.1
世田谷区	4,935.9	5,647.9	川越市	2,956.6	770.2	毛呂山町	2,961.4	433.4	富里市	2,329.2	212.0	小美玉市	1,876.3	67.4
渋谷区	6,985.0	8,022.8	熊谷市	2,031.4	225.0	滑川町	2,192.2	166.3	寄房緑市	1,516.4	50.7	茨城町	1,561.0	50.6
中野区	8,225.5	11,635.2	川口市	4,103.0	2,736.4	嵐山町	1,866.4	145.8	仲碓町	1,434.2	53.7	大洗町	1,732.2	140.8
杉並区	6,173.8	7,356.8	行田市	1,978.4	206.3	小川町	1,677.8	165.6	香取市	1,545.5	48.9	城里町	1,510.5	41.6
豊島区	8,085.6	12,267.2	秩父市	1,719.8	117.5	川島町	1,774.9	71.6	山武市	1,522.4	67.8	東海村	2,060.3	204.6
北区	7,002.3	7,418.3	所沢市	3,630.2	1,378.6	吉見町	1,491.1	69.5	いすみ市	1,435.1	55.5	大子町	1,575.4	32.7
荒川区	5,824.9	8,263.4	熊谷市	2,275.1	331.0	上里町	1,899.5	176.4	大網白里市	1,759.6	162.0	阿見町	2,335.8	188.9
板橋区	7,477.8	8,301.0	加須市	1,868.8	141.2	香取町	1,729.1	134.7	酒々井町	2,483.5	307.6	八千代町	1,277.7	38.5
練馬区	5,058.2	5,431.4	本庄市	2,140.3	230.8	宮代町	2,253.3	430.7	栄町	1,715.6	113.7	境町	1,630.1	76.0
足立区	5,510.0	4,817.4	東松山市	2,382.2	312.6	杉戸町	2,013.4	262.1	横芝光町	1,530.5	52.7	利根町	1,583.6	103.0
葛飾区	4,917.0	4,290.6	春日部市	2,843.9	778.2	松伏町	2,036.8	294.3	水戸市	2,685.7	330.8	那珂川町	1,101.2	23.7
江戸川区	5,200.8	4,626.9	狭山市	3,011.0	764.6	千葉市	3,585.4	1,230.2	日立市	2,207.5	391.1	宇都宮市	2,590.8	344.9
八王子市	3,663.7	1,455.5	羽生市	1,870.5	157.3	鯉子市	1,881.8	145.2	土浦市	2,773.6	343.3	足利市	1,922.4	253.8
立川市	4,877.9	2,489.8	鴻巣市	2,217.1	328.0	市川市	4,825.1	2,899.3	古河市	2,044.2	214.5	栃木市	1,850.2	103.7
武蔵野市	5,251.8	5,018.7	深谷市	1,919.2	177.3	船橋市	3,805.3	2,153.5	石岡市	1,676.9	90.0	佐野市	1,977.3	148.2
三鷹市	4,960.9	4,015.1	上尾市	3,022.9	1,180.8	館山市	2,122.5	140.8	結城市	1,533.8	114.2	鹿沼市	1,732.8	95.0
青梅市	3,181.0	796.4	早加市	3,842.2	2,494.6	木更津市	2,158.0	265.3	解ヶ崎町	1,933.1	200.9	日光市	1,725.5	54.0
府中市	4,778.8	2,804.1	越谷市	2,980.5	1,261.4	松戸市	3,628.4	2,239.1	下妻市	1,585.8	79.0	小山町	2,297.2	199.9
昭島市	4,070.0	1,939.5	鹿市	4,909.7	4,986.1	野田市	2,123.3	301.1	常総市	1,510.2	70.9	真岡市	1,715.9	78.5
調布市	5,389.4	4,035.7	戸田市	5,191.3	2,507.4	茨原市	1,976.1	189.9	常陸太田市	1,464.2	79.0	大田原市	1,927.0	63.1
町田市	3,296.1	1,697.2	人間市	2,840.7	827.5	成田市	3,066.8	193.2	高萩市	1,990.3	111.2	矢板市	1,537.1	60.5
小金井市	5,110.2	3,923.8	駒霞市	4,498.9	2,271.8	佐倉市	2,108.1	378.0	北茨城市	1,872.2	118.6	那須塩原市	1,955.9	97.8
小平市	4,364.5	2,788.6	志木市	3,685.3	2,154.2	東金市	2,126.2	156.4	笠間市	1,703.0	86.5	さくら市	1,619.1	63.9
日野市	3,869.5	2,047.5	和光市	5,599.1	2,659.2	旭市	1,660.0	79.9	取手市	2,382.2	319.8	那須烏山市	1,260.4	32.7
東村山市	3,786.5	2,456.4	新座市	3,719.6	2,049.4	習志野市	3,785.5	2,316.1	牛久市	2,216.3	342.0	下野市	1,887.3	144.2
国分寺市	4,318.6	3,652.8	桶川市	2,310.3	579.9	柏市	2,897.2	980.0	つくば市	2,808.4	264.4	上三川町	1,549.1	81.1
国立市	4,813.8	3,233.8	久喜市	2,107.3	342.5	勝浦市	2,253.7	119.8	ひたちなか市	2,129.9	312.0	益子町	1,265.7	50.4
捏生市	4,630.4	1,847.0	北本市	2,622.8	712.7	市原市	2,343.0	235.5	鹿嶋市	2,409.5	171.1	壬生町	1,651.4	107.5
狛江市	5,339.7	4,620.5	八潮市	3,651.6	1,411.6	流山市	2,822.3	1,369.5	潮来市	1,803.0	87.5	野木町	1,793.1	142.7
東大和市	3,509.6	1,859.6	富士見市	3,983.7	1,616.5	八千代市	3,046.2	1,029.8	守谷市	2,102.0	364.9	高根沢町	1,937.8	75.5
												那須町	1,332.2	21.5

表1：推計された立地税額（土地および住宅ケース、5 都県、円／世帯）

阪神淡路大震災後の土地区画整理事業地区における住宅継承 ——震災30年後の神戸市A地区住民質問紙調査より

東洋大学 西野淑美

1. 本研究の目的と背景

2025年1月17日で、阪神・淡路大震災の発災から30年が経過した。震災の年に生まれた子は30歳になっており、結婚したり子どもを持ったりし得る年齢になっている。2023年の女性の第1子出産年齢が平均31.0歳である日本においては、家族内で1世代分の周期が見られる年月が経ったとも表現できる。

1995年に起きた大地震の発生から2ヶ月の間、神戸市は「被害程度が大きく、かつ、道路・公園の整備などにより、都市機能の更新を図るべき区域において」（神戸市, 2017, 「神戸国際港都建設事業震災復興土地区画整理事業 協働と参画のまちづくり」）建築制限を適用し、続いて3月に土地区画整理事業と市街地再開発事業の都市計画決定を行った。神戸市内で、市の施行による震災復興土地区画整理事業が実施された地区は11カ所である。最初の換地処分は2001年2月の鷹取東第一地区だったが、2011年3月に最後の新長田駅北地区の換地処分が行われて全ての震災復興土地区画整理事業が完了するまでには、震災から16年以上を要した。

神戸市内の仮設住宅は1999年末には全て解消された。つまり、震災で住宅を失った市民は震災から原則約5年以内に、元の土地に住宅を再建したり、新しい住まいを見つけ終えたりしたといえる。

それに対して、土地区画整理事業（以下区画整理）地区の換地先で住宅を再建する場合は、事業が行われていない土地での再建よりもその時期は遅くならざるを得なかった。一方、事業によって道路や公園の整備された街並みに住めるようにもなり、影響のベクトルは一方向ではない。

本研究は阪神淡路大震災後の区画整理実施から30年を経た神戸市のA地区で行った質問紙調査を分析し、区画整理の影響を受けた地区の人口構成がどのように変化し、住宅がどのように継承され、どのような地域社会が生まれてきたのか、実証することを目的とする。災害研究、地域社会研究、家族研究が交差する領域に社会学からアプローチする。東日本大震災の被災地でも多くの区画整理が実施されている。無論、事業地区が置かれた条件は多種多様では

あるが、町の再生・更新にはライフコースが大きく影響し得ることへの注目を、本研究を通して促したい。今回の発表では特に住宅の継承に焦点を当てる。

2. 調査の概要

調査を実施したA地区は、第二次世界大戦時に戦災を免れたために、震災前は長屋や狭隘な路地が多く残っている地域だった。多くの敷地は接道義務を満たさず、震災後に区画整理によって道が拡幅された。減歩や事業による土地の買い上げにより、道に加えて、公園や復興公営住宅の用地も生み出された。

神戸市では事業計画決定に先立って住民によるまちづくり提案の取りまとめを必要としたため、A地区住民が結成したまちづくり協議会では、避難先から毎週のように役員が集まって検討を重ねた。まちづくり提案の提出後も、地区計画や様々な施設計画についての要望をまとめ、広報誌による発信やまつの開催などのコミュニティ活動を続けた。駅に近い便利な立地のA地区には神戸市内や大阪市内の企業等で働く人が多く住み、当時のまちづくり協議会にはそうした現役世代が多く参加していた。

そして、震災から30年が経ち、当時の協議会役員と現在の自治会役員を中心に、区画整理完了までのA地区の記録を残し、また事業後のA地区での生活や住宅継承の状況を共有することを目指した企画が立ち上がった。その一環として現在の住民に質問紙調査を行うことが決まり、1998年よりA地区でフィールドワークを継続している本発表者が実査に中心的に関わるようになった。調査対象者には調査結果を学術論文にまとめる旨を伝えており、東洋大学大学院社会学研究科の研究倫理審査の承認を受けている。

質問紙調査は2025年6月28日～7月31日に、A地区の自治会会員世帯の全成人を対象に行われた。震災時にA地区に本人又は実親・義親が住んでいたという人がいる世帯（以下A票）と、それ以外の世帯（以下B票）のどちらに該当するか、自治会役員が訪問して確認し、内容が若干異なる質問紙を人数分布した。さらに、自治会会員ではない世帯にも異なる質問紙（以下C票）を配布し、こちらは1世帯1

票の回答を依頼した。A・B票の対象は戸建住宅（所有するビルへの居住含む）および復興公営住宅の住民に、C票の対象は分譲又は賃貸の民間集合住宅の住民に重なる。回答は自記式で、紙に記入して世帯番号を付した封筒で郵送する方法と、ウェブ上で回答して世帯番号を記入する方法を併用して回収した。

本発表では、A・B票の結果のみを使用する。A票は273票を配布し、203票を有効回収した（有効回収率74.4%）。B票は209票を配布し、124票を有効回収した（同59.3%）。戸別単位で集計すると、A・B票合わせて268戸に配布し、185戸から有効回収を得た計算になる（同69.0%）。なお、これらの票には区画整理の範囲から外れたエリアの居住者を若干含むが以下の集計では除外することとし、315票（A票197名・B票118名）、177世帯（A票111世帯・B票66世帯）を対象として分析している。

3. 世帯構成と住宅継承の特徴的な結果

A地区の区画整理対象範囲の震災前人口は1098人、世帯数は494であった。25年後の2020年国勢調査では、人口は790人、世帯数は502である（うち戸建住宅209、復興公営住宅46）。世帯数は震災前とほぼ同水準であるが、人口は約3割減となっている。

調査の回答に即して見ていく。43%の人は震災時にA地区に居住、50%は非居住、5%は震災後に生まれた。阪神淡路大震災で被災した人は回答者の73%を占め、転入者にも被災経験者が多いことがわかる。

A票、つまり震災時にA地区にあった住まいを継承している世帯については、世帯員が70歳以上のみのケースが31%を占め、20歳未満の世帯員がいるケースは8%しか無い。それに対して、B票、つまり震災後に新たにA地区に住まいを得て転入した世帯は、それぞれ23%と27%であり、相対的に若い世帯が多い。

震災前から居住/継承しているA票世帯では夫婦のみ世帯が21%、単身世帯が25%を占め、そのすべての世帯員が50代以上である。親世代と子世代の核家族世帯だが子は20歳以上というケースも24%あり、全体的な高齢化が読み取れる。20歳未満の世帯員がいる前述の8%の世帯は、現在または震災後しばらくの間、三世帯同居だったとみられるケースである。一方、震災後に転入したB票世帯は、50代以上の夫婦のみ世帯は21%と変わらないが、50代以上の単身世帯は17%、子が20歳以上の核家族は12%に下がる。

職を見ると、A票は現在48%の人が無職だが、B票では38%に下がる。世帯単位でも、A票は31%の世帯

に移住者がいないが、B票では21%で、しかも半数以上は復興公営住宅の居住世帯である。逆に、夫婦共働きの世帯はA票では15%だが、B票では29%にのぼる。

A票では、区画整理でどのような宅地移動があったか、その家に震災直前に誰が住んでいたかを尋ねている。20%の世帯は、現在の世帯員のいずれもが震災時にはA地区に住んでいなかった。当時は親だけが住んでいて、震災後に土地を引き継いで転入したケースが多い。ただ、同じ転入であってもB票の場合とは異なって20歳未満がいる世帯は少なく、子が20歳以上の核家族か夫婦のみの世帯が多い。既に子育てが終わったライフステージに現在は概ね到達していると考えられる。

上記以外は、世帯員の誰かが当時A地区に住んでいたケースである。震災時に子と一緒に住んでおり、今もいずれかの子と同居している世帯は22%である。ただし子が結婚して三世帯同居になっているケースはうち3割に過ぎない。一方、震災時には子と一緒に住んでいたが、現在はいずれの子も同居していないというケースも24%で、ほぼ同じ割合である。震災時に子と一緒に住んでおらず、今も当時の世帯員が住み続けているケースは17%である。親と住んでいたが現在は単身世帯になっているケースや、震災時から夫婦のみ又は単身だったケース、少数だが震災以降に生まれた子と同居しているケースである。

以上は一部の結果のみであるが、震災前から継承されている住宅は、高齢化が進みつつも、既婚の子世代との同居は多く生じず、まだ震災時からの世代が健在で別居子への相続は進んでいない状況が読み取れる。一方、震災後の転入世帯は相対的に若いライフステージの核家族が多く、有職者も多い。A地区の戸建居住者の世代更新は、現状では家族の中で次世代に相続されるよりも、売りに出された土地に新たな子育て世代が転入する形が多いと考えられる。

現在までA地区の住宅を継承してきた家族の約半数には、上地区画整理事業後の町で30歳くらいまでのどこかの時期を過ごした成員がいたことになる。しかし、現時点でのA地区住民で見れば、30歳未満の子がいる世帯の6割以上は震災後の転入であるし、集合住宅を入れればその割合はもっと上がるだろう。子どもや若者にこの地区の震災と復興の経験を伝えていくにはより多くの工夫を要することが、データからは詳細に浮かび上がる。なお、調査では区画整理事業への評価やコミュニティ活動への関わりも尋ねており、それらの集計の一部も当日紹介したい。

自販機荒らし行為発生可能性指数の推定 —北九州市小倉都心を対象として—

九州工業大学大学院 〇濱岡建太郎
九州工業大学 寺町賢一
九州工業大学大学院 図師耕平

1. 緒言

近年、自動販売機（以下、自販機）荒らし行為は現金を狙った犯行が問題視されている。また、各地域における自販機荒らし行為発生件数は、年度毎に増減しており、自販機荒らし行為の件数に関する要因は解明できていない。

自販機荒らし行為が発生すると地域の治安は悪化し、更なる凶悪犯罪を誘発する恐れがあるとされる。また、「割れ窓理論」によると¹⁾、自販機荒らし行為等の機会犯罪は更なる凶悪犯罪を誘発する恐れがあるとされる。したがって、自販機荒らし行為をさせない対策が重要である。

本研究では、CPTED²⁾を参考に道路幅員、交通量、逃走距離の影響を考慮し、自販機荒らしの発生しやすさ（以下、自販機荒らし行為発生可能性指数）を定量的に推定することを目的とする。また、寺町ら³⁾の研究で定義した落書き行為発生可能性指数を参考にしており、先行研究のモデルが機会犯罪において汎用性を持つか検証することを目的とする。以上より、将来的には行政が都市の再整備を行う際の一つの参考材料となることを目指すが、本研究では、自販機荒らし対策における知見の提示にとどまる。

2. 自販機荒らし行為発生可能性指数のモデル式

本研究では、CPTEDの手法における「被害対象の強化・回避」、「監視性の確保」の要素として「日中の歩行者、自転車交通量」と「逃走距離」、「道路幅員」を考慮した。さらに、自販機荒らし行為を行う犯人の行動特性として自販機荒らしの行為者であると認識されること、及び捕まることを避けると仮定する。本研究は寺町ら³⁾の研究を参考としているが、いくつかの相違点がある。第一に、本研究のモデルでは、道路幅員を考慮している点が異なる。第二に、対象とする行為が自販機荒らしであり、犯行時間においても、落書きと比べて自販機荒らしは長いと想定している。さらに分析方法においても、自販機荒らしは個々の発生地点を特定することは困難であるため、町単位での分析を行っている。このように、本研究は既往の研究を参考にしているが、自販機荒らしの特性に応じた修正を加えている。

町単位の調査対象地域を i とし、自販機が存在する街路を区間番号 k とする。区間番号 k の自販機設置場所を自販機荒らし行為発生場所 n とする。ここで、すべての自販機は、被害を受ける可能性があるとして、自販機設置場所を自販機荒らし行為発生場所とする。以上より、自販機荒らし行為発生可能性

指数の理論値を PT_{ikn} と定義し、式(1)に示す。ここで、町単位 i は各町丁目とする。また、モデルにおける各値について式(2)～(5)に示す。なお、自販機荒らしにおける、様々な要因を考慮した α については、後述する。

$$PT_{ikn} = \alpha \times P_{ikn} \times w_{ik} \times c_i \quad (1)$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \alpha : \text{補正係数} \\ P_{ikn} : \text{自販機荒らし行為成立確率} \\ w_{ik} : \text{道路幅員の影響を考慮した値} \\ c_i : \text{自販機の存在数を考慮した値} \end{array} \right.$$

自販機荒らし行為成立確率 P_{ikn} は「歩行者、自転車における日中の交通量」と「逃走距離」を考慮した変数であり、逃走パターンをA「目撃者と反対方向に逃走」、B「自販機から最も近い曲がり角から逃走」の2パターンに仮定した。

パターンA、Bどちらにおいても通行人の視認距離に入ることなく、自販機荒らし行為終了及び直近の曲がり角まで逃走した場合を逃走成功とする。式(2)の p_{ikn1} 、 p_{ikn2} は目撃者の侵入方向毎に対する自販機荒らし行為成立確率である。式(3)の p_{iknj} は、行為時間を考慮した自販機荒らし行為成立確率と通行人の監視を考慮した自販機荒らし行為成立確率との和事象の確率である。なお、式(2)の P_{ikn} は、本研究におけるモデルの基本形と定義する。

$$P_{ikn} = p_{ikn1} \times p_{ikn2} \quad (2)$$

$$p_{iknj} = p(\varphi_{do}(t)) + p(\phi_{iknj}(T)) - p(\varphi_{do}(t)) \times p(\phi_{iknj}(T)) \quad (3)$$

$$\left\{ \begin{array}{l} p_j : \text{目撃者の進行方向}j\text{の自販機荒らし行為成立確率} \\ p(f(x)) : \text{関数}f(x)\text{による自販機荒らし行為成立確率} \\ \varphi_{do}(t) : \text{自販機荒らし行為時間の確率密度関数} \\ \phi_{ikj}(T) : \text{目撃者が自販機荒らし行為視認距離内に進入する時間間隔の確率密度関数} \\ j : \text{通行人の進行方向}(1,2) \end{array} \right.$$

$$w_{ik} = \frac{w_{min}}{w_{se}} \quad (4)$$

$$\left\{ \begin{array}{l} w_{min} : \text{町}i\text{における街路}k\text{の道路幅員最小値[m]} \\ w_{se} : \text{街路}k\text{毎の道路幅員[m]} \end{array} \right.$$

$$c_i = \frac{\text{町}i\text{における自販機数(台)}}{\text{町}i\text{における区間距離の平均値(m)}} \quad (5)$$

ただし、地域毎における道路幅員や自販機数以外の要因を包括的に考慮するため、補正係数 α をモデ

ルに導入する。また、 α と自販機荒らし行為時間の平均 $\mu_{t_{do}}$ [s]・標準偏差 $\sigma_{t_{do}}$ [s]は最小二乗法により同時推定する。

自販機荒らし行為発生可能性指数の実測値は、各町の自販機荒らし行為発生件数を各町における区間距離の平均値で除した値で、 PM_i とし、式(6)に示す。また、自販機荒らし行為発生件数1件に対して自販機が1台荒らされたものと仮定する。

$$PM_i = \frac{\text{町}i\text{の自販機荒らし行為発生件数(件)}}{\text{町}i\text{における区間距離の平均値(m)}} \quad (6)$$

3. 調査及びモデルの検定

福岡県警察が公開する過去6年間のデータ⁴⁾より、自販機荒らし行為が多く発生している小倉北区を調査対象区とした。さらに、発生件数が他の地域と比べて多い地域を対象とし、自販機荒らし行為の発生傾向を調べる。町単位における対象地域は浅野1、2、3丁目、京町1、3、4丁目、砂津1、2丁目、中津口1、2丁目、紺屋町、馬借、黄金1、2丁目、白銀2丁目、片野1、2、4丁目の18地域とした。

現地調査項目は、「自販機数及び設置場所」、「自販機が設置された街路における歩行者、自転車の昼間5分間交通量とその進行方向」、「盗難対策がある自販機数」、「自販機設置街路の道路幅員」、「区間距離」、「逃走距離」とした。

本研究では、自販機荒らし行為発生に対して、交通量による監視の影響を明らかにするため、自販機荒らし行為発生可能性指数の理論値と実測値について交通量毎にカテゴリー分けを行い、比較した。平均交通量を3[人]毎のカテゴリーで分け、自販機荒らし行為発生可能性指数の理論値と実測値の平均値を PT_g 、 PM_g と定義する。

また、自販機荒らし行為時間の平均 $\mu_{t_{do}}$ [s]と標準偏差 $\sigma_{t_{do}}$ [s]について同時推定を行った。上述した PM_g と PT_g の、二乗誤差の和が最小となるパラメータを最小二乗法により求め、推定した結果を表1に示す。また自販機荒らし行為発生可能性指数について、逃走パターンA、Bの理論値 PT_g と実測値 PM_g を比較したものを図1、2に示す。ここで、モデルの有効性を確認するために帰無仮説を「理論値と実測値の平均値との差は有意ではない」とし、有意水準

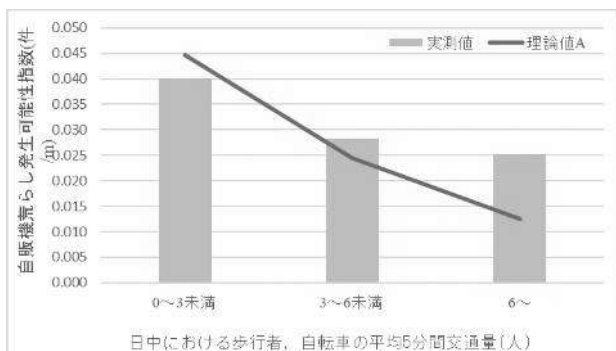


図1 パターンAの自販機荒らし行為発生可能性指数の比較

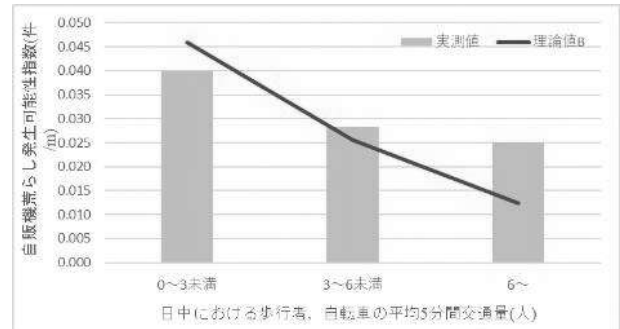


図2 パターンBの自販機荒らし行為発生可能性指数の比較

表1 各パラメータの推定結果

	μ (s)	σ (s)	α
パターンA	38.67	0.93	0.27
パターンB	35.04	0.98	

5%で両側t検定を行った。その結果、両パターンともに棄却域外であり、それぞれ平均値との差に有意差は見られず、モデルはある程度、現状を再現するといえる。

4. 結言

本研究は、「逃走距離」「日中における交通量」「道路幅員」に着目し、自販機荒らし行為発生可能性指数のモデル作成を行った。その結果、2つの逃走パターンにおいて自販機荒らし行為発生可能性指数を定量的に表し、検定の結果より、ある程度現状を再現する結果となった。さらに、道路幅員が広い道路において、自販機荒らし行為発生件数が少ない傾向にあることを定量的に表現できた。

そのため、モデルの基本形は機会犯罪における落書き行為に加えて、自販機荒らし行為においても有効であることが確認できた。また、図1、2より、平均5分間交通量の増加に伴い自販機荒らし行為発生可能性指数の理論値と実測値は低下しており、通行人による監視性は自販機荒らし行為の抑制に寄与する可能性が示唆された。

参考文献

- 1) James Q. Wilson[著]・George L. Kelling[著]・日本ガーディアン・エンジェルス[訳]・小宮信夫[監修]、「割れた窓ガラスー警察と近隣の安全ー」、1982.
- 2) 警視庁、防犯環境設計による防犯対策、2016-7-4 <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/higai/akisu/taisaku1.html> (2025. 7. 30)
- 3) 寺町賢一、小林昂生、武宮旦歩「警察施設の影響を考慮した落書き行為可能性指数の推定ー北九州市小倉都心を対象としてー」『日本都市学会年報』巻57、pp. 75-84、2024
- 4) 福岡県警察、統計コーナー、犯罪統計、<https://www.police.pref.fukuoka.jp/tokei/index.html> (2025. 7. 30)

東京 23 区における老朽マンションの管理状況

広島大学 由井義通

1. 研究の背景

高度経済成長期以降、大都市圏への人口移動が継続し、1970 年代以降は、都市部へ流入した人口の居住場所として中高層集合住宅（マンション）が大量に供給された。これらのマンションの多くが、築後 50 年以上の長い年月が経過したことに伴い、大がかりな修繕や改修が必要になっている。国土交通省から発表された「築 40 年以上のマンションストック数の推移」によると、2023 年度末時点で築 40 年以上のマンションは 136.9 万戸に達している。そして、2043 年度末には 463.8 万戸と約 3 倍になる見込みとされる。築 50 年以上経過した老朽マンションは、これからさらに増加すると見込まれている。

経年後、適切な維持管理や修繕がなされていない老朽マンションは、耐震構造を充たしていないなどの防災面での危険性の問題があり、老朽化による構造上の安全性の低下が指摘されている。このほかに、マンション設備の老朽化、特に上下水道の配管の老朽化や共有の廊下や階段、およびエレベータのメンテナンスなどの設備の維持管理の問題がある。また、近年の大規模修繕に関わる工事費の高騰とそれに対応した修繕積立金の不足と値上げの問題がある。さらに、老朽化による資産価値の低下、入居者の減少による空き家の発生などの問題も深刻化している。建物と居住者の問題以外にも、管理不全の状態はゴミの放置など、周辺の住環境や都市環境の悪化といった様々な問題を引き起こす可能性がある。

所有者が直接管理することが多いオフィスビルや持ち家とは状況が異なり、マンションでは多くの所有者が一つの建物を区分所有するため、価値観や経済状態が異なる所有者が集住しており、巨額の費用がかかる大規模な修繕等の合意形成を図ることが難しくなっている。加えて、平井（2017、2023）が指摘したように、築後、長期間を経過したマンションでは居住者が高齢化し、管理組合の役員のなり手が不足しているという管理組合が増加しており、また、国土交通省の調査で

は、修繕積立金が不足することを不安に感じるマンション管理組合は約 4 分の 1、管理費の滞納、組合の運営が難しいことを不安に感じるマンション管理組合は約 15%に上っている。

このように老朽化するマンションに関わる種々の問題について、2000 年代に入った頃から、山岡（2004、2019）、榊（2019）、小林（2020）、松本（2020）など、住宅業界の関係者やジャーナリストにより、数多くの問題の指摘がなされてきた。齊藤編（2018）は都市内における高齢化と建物の老朽化がダブルで進行する現象を「都市の老い」として表現したが、築 50 年以上の老朽マンションはその典型例であるといえる。

老朽マンションの建て替えや再生については、浅見ほか編著（2012）、米山（2013）、大澤（2014）など、2010 年代から建築学や都市計画学などの分野で活発に研究成果が出されており、その実践的取組事例の紹介や課題の指摘がされている。

地理学ではこれまでマンションの供給に関する研究は活発に行われてきたが、マンションの老朽化や管理に関する研究は管見の限り行われておらず、ジェントリフィケーションの事例研究はあるものの、マンションの建て替えや管理に関する研究事例もみられない。今後、居住人口の高齢化と、建物の老朽化というダブル・エイジングが深刻化すると予想される状況下で、老朽マンションにおけるダブル・エイジングの実態把握は、今後の都市住宅に関わる問題に対してどのような対応をすべきかを検討するために喫緊の課題である。

2. 研究の目的と方法

本研究では築 50 年以上経過したマンションを老朽マンションとする。これらの老朽マンションについては、地域的な分布状況や管理の実態さえも明らかにされておらず、どのような地域でどのような建物の老朽化に伴う問題が発生しているのかもわからない状態であるため、そこで本研究は、老朽マンションの立地状況や管理の状況を把握することを目的とする。

本研究の対象地域は1950年代から1960年代において最もマンションの供給棟数が多かった東京特別区（東京23区）する。

研究の方法として、不動産経済研究所から1950年代と1960年代に東京都内において竣工したマンションの詳細に関するデータを購入し、そのうち23区内の404棟を抽出し、それぞれについて、中古マンションの取引を扱っている5つのwebサイト（「三井のリハウス」、「住友住宅販売」、「ホームズ」、「東急リパブル」、「Yahoo不動産」）から、それぞれの中古マンションに関する管理状況や販売状況などに関してデータを入手してデータベースを作成した。上記の5つのwebサイトに掲載されていない物件については、それら以外の中古住宅取引関連のwebサイト（「SUUMO」、「野村不動産ソリューションズ」）などから「物件名」を検索して管理状況について情報入手を試みたが、それでも情報の入手ができなかった物件については、現地調査によって管理に関する情報収集と管理状況の把握を試みた。

3. 老朽マンションの分布と管理状況

研究対象の東京23区において1950年代と1960年代に建設された老朽マンションの立地をみると、図1に示すように、渋谷区64棟、港区53棟、世田谷区47棟、新宿区33棟、杉並区27棟の順に多く立地しており、都心3区の中央区や千代田区や都区部東部では建設されておらず、特別区部の西側の地域に偏って分布していることがわかる。

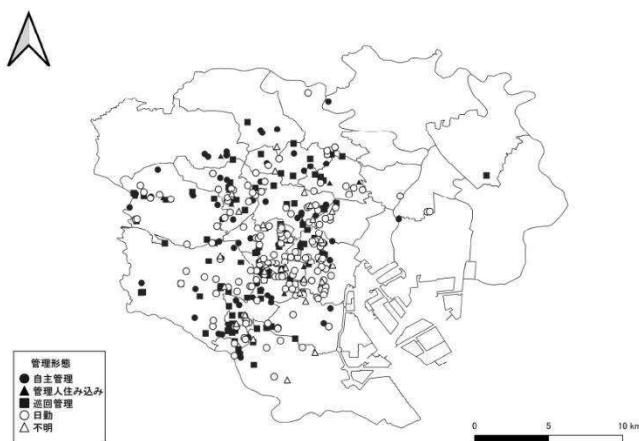


図1 東京23区における老朽マンションの管理状態
（不動産経済研究所資料より作成）

管理状況をみると、管理会社に委託した日勤管理が185棟で最も多く、次いで巡回管理が105棟、自主管理

が75棟であった。住民の高齢化による管理不全が懸念される自主管理の老朽マンションは、小規模なものが比較的多いことが、1950～60年代に建築されたマンションの特徴といえる。

参考文献

- 浅見泰司・福井秀夫・山口幹幸編著『マンション建替え：老朽化にどう備えるか』、日本評論社、2012。
- 大澤昭彦（2014）「マンション建替え円滑化法に基づく容積率緩和制度の特徴と課題：制度運用にあたり自治体が留意すべきこと（特集 老朽化マンションの建替え）」、『都市問題』、105巻10号、pp.81-96、2014。
- 小林道雄『分譲マンション危機』幻冬社、2020
- 齊藤 誠編『都市の古い 人口の高齢化と住宅の老朽化の交錯』勁草書房、2018。
- 榊 淳司『すべてのマンションは廃墟になる』イースト・プレス、2019。
- 平井太郎「マンション管理における「所有者の古い」のゆくえ：制度をめぐる制定と運用の改善の先にあるもの」、『日本都市学会年報』50号、pp.135-144、2017。
- 平井太郎「超高層住宅をめぐる二重の古いの現在 一居住世代／年代の分散と「高齢期トランジション」」
- 松本 洋『老朽マンションの老いるショック！』日本橋出版、2020。
- 山岡淳一郎『生きのびるマンションー〈二つの古い〉をこえて』岩波書店、2019。
- 山岡淳一郎『あなたのマンションが廃墟になる日 建て替えにひそむ危険な落とし穴』草思社、2004
- 『日本都市学会年報』55号、pp.121-130、2023。
- 米山秀隆「老朽化マンション建て替え 再生は解体支援から始まる」、『エコノミスト』、91巻27号、pp.82-83、2013。
- 米山秀隆「次に来る空き家問題 急増する老朽化マンション」、『エコノミスト』、92巻39号、pp.44-45、2014。
- 【付記】本研究は、令和7年度基盤研究(B)「超高層住宅の「二重の古い」の乗り越えを目指す学際的・国際的研究」研究課題20H01562、研究代表者：大澤昭彦）による研究成果の一部である。

日仏における持続可能なモビリティの改善にむけた公共交通再生の動向

鳥取大学 山下 博樹

1. 問題の所在と本研究の目的

人口減少・少子高齢化の進展が叫ばれて久しい我が国では、それらを背景としたさまざまな面での生活環境の利便性低下が顕在化している。そのなかのひとつに高齢者をはじめとした交通弱者の増加により、買い物難民や移動困難など日常生活の質的低下が社会問題となっている。これにはモータリゼーションの進展にともなう公共交通の利便性低下や、クルマ利用を前提とした郊外開発の増加などがその原因となっている。こうした問題の解決策として、我が国では移動販売やネットスーパー、宅配サービスなど民間主導の新しい流通サービスでの対応が中心となっているが、これらを支えるドライバー不足や採算性、デジタルデバイスなどの課題は依然として残されている。また公共交通も人口減少にともなう利用減もあり、地方都市圏の壊滅的な状況に加え、大都市圏郊外などでもその利便性は低下しつつある。

他方、こうしたモビリティの課題の根本的な解決にむけたフランスの取り組みはよく知られている。その基盤となる国内交通基本法（Loi d'orientation des transports intérieurs）は、1982年に基本的人権のひとつである社会権としての交通権（①あらゆる人が自由に移動できる権利、②交通手段選択の自由、③貨物を自らあるいは企業等に委託して輸送する際に認められる権利、④交通手段やその利用方法について情報を得る権利）と公共交通機関の整備・維持に関する国と地方公共団体の役割などについても明記し、都市交通を採算事業でなく公益事業として地方政府が責任をもって行うこととしている¹⁾。フランスでは同法の制定後、各地で公共交通の再生に資する取り組みが行われるようになった。

日本でも高齢者や障害者らを念頭に1994年にハートビル法が、2000年には交通バリアフリー法が制定され、2006年にはこれらを統合したバリアフリー新法が制定された。しかし、これらの対象は既存あるいは新設の公共的な建築物や交通手段の利用

をバリアフリーによって移動等の円滑化しようとするもので、あらゆる人の自由な移動を保障するものではない。さらに2013年にはフランスの国内交通基本法を参考にしたともいわれる交通政策基本法がわが国でも制定された。この交通政策基本法に基づく「交通政策基本計画」と、社会資本整備重点計画法に基づく「社会資本整備重点計画」を推進し2050年を見据えた新たな国土のグランドデザインの実現が目指されている。交通政策基本法の基本理念には「国民の自立した生活の確保」のために国民等の交通に対する基本的需要の充足することが掲げられている。基本法の性格上、国の努力すべき政策・施策の基本的な目標を指示しながら、その具体的な内容については立法権・行政権の裁量に委ねるというプログラム規定で構成されているため、同法施行から10年以上経った現在でも、公共交通が具体的に改善された事例は極めて限定的である。そこで本研究では、1982年以後のフランス各地での公共交通再生にむけた取り組みの動向と、日本の現状と課題について比較検討することを目的とする。

2. フランスにおける公共交通再生の動向

フランスでは主に都市間移動を担う鉄道が19世紀前半から、都市内の移動を分担する路面電車（以下、トラム）が19世紀後半以後に整備・発達した。鉄道は1938年の国有化、1997年の機構改革を経た現在でも欧州でもトップレベルの規模を維持している。他方、トラムは最盛期で100以上の都市・地域で運行されていたが、モータリゼーションの影響から1930～50年代にそのほとんどが廃止に追い込まれ、最少期には3都市（マルセイユ、リール、サン＝テティエンヌ）まで減少した。1982年の国内交通基本法制定を機に、今日までにトラムを導入した都市・地域は28に及ぶ。2022年時点の都市人口10万以上の40都市のうち、パリ、リヨン郊外に位置する5都市、2002年に地下鉄を導入したレンヌ以外で

の未導入は 都市のみとなった。これはパ 年の国内交通基本法改定にともない人口10万人以上の都市圏に都市圏交通計画 (Plan de Déplacements Urbains) の策定が義務付けられ、また自動車交通に影響されずに優先的に走行可能な公共交通機関の導入が推進されたことによる¹⁾。他方、2022年の都市人口10万以下でトラムを再導入しているのはアヴィニヨン (9.2万人) とヴァランシエンヌ (4.3万人) のみで、ほとんどが再導入できていない。

フランスは国内交通基本法の制定以後の環境や国民ニーズの変化による新たな課題に対応すべく、2019年12月にモビリティ基本法 (Loi d'orientation des mobilités) が公布された。現在のフランスのモビリティが抱える課題として、地域格差の拡大や環境・気候変動対策、TGVなど高速鉄道整備を優先し過ぎた結果として日常交通の改善への投資が後回しとなっている点などがある。モビリティ基本法ではこれらの課題に対応するための施策として、日常交通の改善への投資を40%増とし、大都市圏では通勤鉄道の整備、地方ではデマンド交通や自動配車システムの導入、自動運転小型バス運行の検討、さらに環境への配慮から自転車利用促進のための施策を計画している²⁾。

3. 公共交通の利便性改善にむけた近年の取り組み (1) ニース都市圏の事例

ニースは人口35.4万、都市圏人口63.5万 (いずれも2022年) で、国内主要都市とはTGVで結ばれ、国内の空港利用者数第3位のニース・コートダジュール空港も市街地に隣接して立地している。これらの幹線交通と都市圏各地を結ぶ公共交通機関として、トラム3路線46駅とバス50路線が運行されている。トラムは2007年にT1線が再導入され、2018年にT2線、2019年にT3線が順次拡張され、T1線、T2線はさらに延伸も検討されている。これらの各種公共交通は14の接続ハブ (Pôle de correspondances) のほか、パーク&ライド施設7ヶ所などの整備により利便性が高められている。

(2) モンペリエ都市圏の事例

モンペリエは人口30.7万、都市圏人口83.4万で、鉄道のほかトラム4路線84駅、バス41路線が整備

されている。2000年に再導入が始まったトラムはその後拡張を続け、さらに2025年10月にトラム1号線の延長、同年12月には同5号線が開通する。バスは新たに「バストラム」を同年5月に導入した。これは専用車線を走行し、スマート信号機によりバストラムの通行を優先するなど移動時間の短縮を特徴としている。こうした整備により、モンペリエ市民の98%、都市圏住民の83%が公共交通の停留所周辺に居住することになるという³⁾。これらの公共交通は、2023年12月より都市圏の全住民を対象に完全無料化され、モンペリエ都市圏は無料の公共交通機関を導入したヨーロッパ最大の都市となった。モンペリエ以外にもフランスでは条件付きながらさまざまな地域で公共交通無料化が拡大しつつある。

4. 公共交通再生にむけた取り組みの課題

フランスでは1982年の国内交通基本法制定以後、各地で公共交通の再生が活発に取り組みられ、さらに拡大・改善が進められている。日本では東京など一部の大都市で公共交通網の拡充が図られているが、それ以外の事例は極めて少ない。またフランスではこうした公共交通が公共・民間を問わず様々な店舗や施設をネットワークし、相乗効果を上げている。日仏では市街地の人口密度など公共交通整備に関わる基本的な都市構造や、公共交通の公益性の考え方などに違いがあり、単純には比較できない。しかし、公共交通を単に「移動手段のひとつ」ではなく、まちづくりや住民の生活の基盤として捉え、その役割や意義への理解を広め、公共交通への認識を改めることが、日本の公共交通の改善に不可欠であろう。

参考文献・URL

- 1) 板谷和也「フランスにおける都市交通政策の枠組みと近年の状況」『運輸と経済』第69巻第5号、pp.71-79、2009
- 2) 萩原隆子「フランスで導入されるモビリティ基本法」『運輸と経済』第80巻第2号、pp.94-96、2020
- 3) モンペリエ市ウェブサイトによる。
<https://www.montpellier.fr/actions/competences/transports-mobilites/transports-en-commun/tramway> (最終閲覧2025年9月14日)

住民満足度調査と人流データで検証する住民目線のまちづくり —近鉄大阪線長瀬駅・弥刀駅周辺の都市再開発を事例に—

近畿大学 田中晃代

1. はじめに

近年の都市再開発は、「経済効果」や「不動産価値の上昇」といったハード面の成果だけでなく、住民の生活環境や満足度といったソフト面の向上をいかに実現するかが重要な課題となっている。特に駅前再開発は、鉄道利用の利便性を高めると同時に、公共施設や広場といった生活利便性空間の整備を通じて、地域住民の生活の質に直接的な影響を与える。しかしながら、従来の研究や政策評価は、地価の変動や人流増加といった客観的指標に偏重する傾向があり、住民の主観的評価を統合的に取り込んだ分析は十分に行われてこなかった。

本研究は、近鉄大阪線長瀬駅・弥刀駅周辺を対象に、駅前再開発が住民の生活環境に与える影響を明らかにすることを目的とする。具体的には、住民アンケート調査による主観的評価と人流データによる客観的分析を組み合わせ、両者の統合的分析によって再開発効果の実態を検証しようとする。

既往論文では、鉄道を介した近隣に位置する駅間の相互利用に伴うコンパクトな生活圏の形成と施設利用の実態について分析した青木らの研究がある¹⁾。利用実態については、おもにアンケート調査を中心として、日用品の購入場所や外食場所、近接駅周辺施設の利用傾向から分析したものである。また、都市と建築計画の視点からGPSデータを用いた白林らの研究がある²⁾。本研究は、これらの研究を参考にしつつも住民アンケート調査と人流を同一時間空間スケールで統合することを企図している。

2. 研究対象と課題設定

本研究の対象地域である長瀬駅および弥刀駅は、大阪府東大阪市に位置し、住宅地や商店街が広がる生活密着型の沿線エリアである。また近畿大学が近接することから、「学生・教職員」、「子育て世帯」、「高齢者」といった多様な住民層が生活している。近年、駅前再開発事業として公共空間や生活利便施設の再整備が進められ、地域住民の生活環境にどのような効果をもたらしているかを把握することが求められている。本研究では、この地域特性を踏まえ、「生活環境」「住民満足度」「公共空間」の3つを評価軸とし、駅前再開発の効果指標について検討する。

3. 研究方法

3.1 アンケート調査

近鉄大阪線長瀬駅から弥刀駅までの沿線に隣接する自治会を対象に各自治会につき30部を均等割付し、長瀬北校区(76)(吉松町、長瀬町)、上小阪校区(148)(宝持、上小阪、東上小阪、西上小阪、南上小阪、新上小阪)、長瀬東校区(133)(金岡、大蓮東)、菱屋西校区(198)(横沼町、菱屋西)、弥刀東校区(180)(源氏ヶ丘、近江堂、友井)、弥刀校区(270)(小若江、近江堂)の6校区を対象に1,005部の質問紙を配布した結果、801部の回収(回収率80%)となった。調査対象者について、回答者は、50歳代から70歳代が中心である。また、性別に関しては、女性が6割である。専業主婦・主夫が3割、非正規・正規・自営業等4割が就労している。また、回答者の8割が持ち家・戸建て住宅である。建築年を見ると、昭和25年以前と平成3年～平成12年に建設数が増加している。さらに、居住年数は、10年以上居住している回答者が、8割を超えている。引越し回数についても3割が引越しを経験していない。世帯類型は、「夫婦のみ」と「夫婦+子ども」がそれぞれ3割となっている。単身世帯は、1割強となっている。

3.2 人流データ分析

携帯電話位置情報および駅利用者統計を活用し、駅周辺における滞在人口の時間帯別推移を分析した。特に利用動向や交流機会の変化を把握する。

3.3 統合分析

アンケート調査の満足度データと人流データを統合し、両者の相関を分析することで、住民の「主観的評価」と「客観的な利用状況」の関係性を検証した。これにより、駅前再開発の効果をより多角的に効果を測定できる枠組みを提示する。

4. 分析結果

4.1 アンケート分析結果

図1は、沿線の6つの地区別のそれぞれの項目の満足度の平均を比較した。不明を除く559サンプルのなかで、いずれの校区においても共通する点は、「道路の広さ・通行のしやすさ」「公園の広さ・アクセス」の公共空間の満足度が低い点である。それにあわせて、「災害に強い」「事故・犯罪に強い」「子育て環境」の満足度も同様に低い。

校区による相違点は、長瀬北は「買い物環境」「子育て環境」の満足度が低く、弥刀東は両者とも

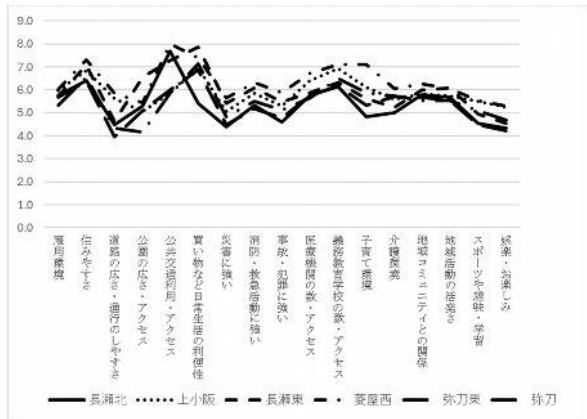


図1 地区別満足度の比較

満足度が高めである。さらに長瀬北や長瀬東などは、「スポーツや趣味・学習」「娯楽・お楽しみ」の満足度が低いが、上小阪や菱屋西は満足度が高めである。以上のことから、長瀬駅と弥刀駅の駅間の地域特性に加え、駅からどれくらい距離が離れているかが満足度に影響を与えているのではないかと推察できる。

4.2 人流データ分析結果

次に人流データについては、アンケート調査を実施した2024年11月時点について「長瀬駅」と「弥刀駅」の半径500mを中心とするPOI分析をおこなった。

近鉄長瀬駅の2024年11月の時間帯別来訪者データによると、全来訪者数のピークは7時の4,470人であり、通勤時間帯の朝の混雑を反映している。来訪者数が少ない時間帯は4時で259人と非常に少なく、深夜から早朝にかけての移動が限定的であることが示されている。5分以上滞在した来訪者数の最大値は23時の2,045人であり、夜遅くにも一定数の滞在者が存在することがわかる(図2)。

次に、近鉄弥刀駅においては、最大の推計来訪数(合計)は7時の4,933人で、朝の通勤時間帯に特に来訪者が集中している。最小は3時の222人で、深夜から早朝にかけて来訪者が非常に少ないことが明らかとなった。5分以上滞在した来訪者数も7時から9時にかけて多く、特に9時の1,112人が最大値で、駅に長時間滞在する利用者が多いことを示唆している(図3)。

4.3 統合分析

近鉄長瀬駅周辺は、近畿大学の通学通勤路であり、学生・職員数も多く、朝夕のラッシュアワーに加えて、5分以上の滞在来訪者数が、23時をピークとしていることから、終電後の駅周辺の安全対策や待機スペースの充実を検討する必要がある。一方で、近鉄弥刀駅周辺は、住宅地であり、夜間(20時以降)は来訪者数が徐々に減少していることから、朝のピーク時間帯(6時～9時)における混雑緩和策の検討が望ましい。また、朝のラッシュアワーの駅構内の導線確保や案内スタッフの増員、周辺交通手段の連携強化などを必要とする。

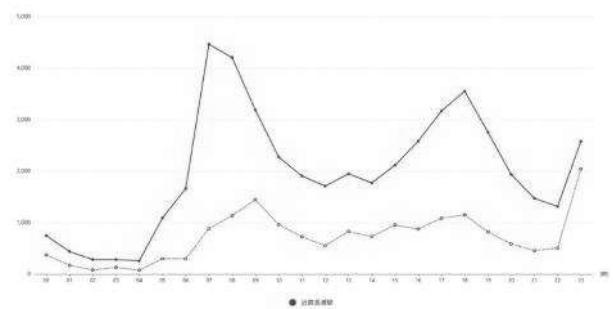


図2 時間ごとの推計来訪数(人)(近鉄長瀬駅)

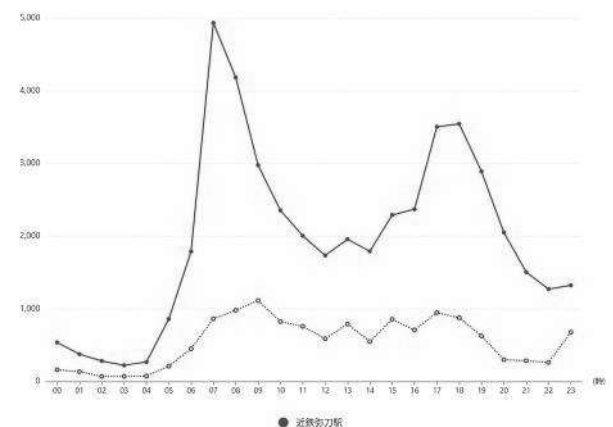


図3 時間ごとの推計来訪数(人)(近鉄弥刀駅)

※図2及び図3の人流データ分析については、クロスロケーションズ株式会社の人流アナリティクスを使用している。

5. まとめ

本研究は、近鉄大阪線長瀬駅・弥刀駅周辺を対象として、駅前再開発が地域住民の生活環境や満足度に及ぼす影響を明らかにすることを目的とし、住民アンケート調査による主観的評価と、人流データに基づく客観的分析を統合的に検討し、「住民目線のまちづくり効果」を具体的に把握する方法論を提示することができた。駅前再開発は単なる商業利便性の向上にとどまらず、生活の安全性や交流機会の拡大を通じて地域社会の質的向上に寄与していることが確認された。特に、主観的評価と客観的データを統合する分析枠組みは、住民の実感を反映しつつ政策的課題を可視化する点で有用であり、他地域の都市再開発や公共空間整備の評価にも応用可能である。今後の課題は、①長期的な人流データを蓄積し再開発効果の持続性を検証すること、②年齢層や世帯類型といった住民属性ごとの評価を比較することで異なるニーズに対応した施策立案を行うこと、③アンケートや人流以外のデータ(不動産動向、防犯統計、健康指標など)とのさらなる統合分析を進めることが挙げられる。

参考文献

- 1) 青木崇・角野幸博(2021)「鉄道を用いた近接系周辺施設の利用実態に関する考察」公益社団法人日本都市計画学会都市計画論文集Vol.56 No.3 2021年10月
- 2) 白林・卯月盛夫(2022)「GPSデータを用いた来場者人流特性統計分析手法とシステムツール」日本都市計画学会都市計画報告集20巻4号pp.386-390 2022年3月

地方都市におけるマンション開発を問う —高崎市中心部を事例に—

駒澤大学 西山弘泰

1. はじめに

日本における分譲マンション（以下、マンション）は、戦後普及した比較的新しい居住形態であるが、現在でも都市部を中心に増加し続けている。マンション居住の利点は、地価が高い駅前や中心市街地でも高度利用によって比較的安価であること、戸建て住宅に比べセキュリティ性能が高いこと、自然災害に対して構造的に強いこと、プライバシーが保たれやすいこと、出費さえ惜しまなければ管理が容易であることなどがあげられる。

しかしこうしたマンションの利点は、弱点と表裏一体でもある。例えば、平井（2014）はマンション管理組合の実態から、その持続性に警鐘を鳴らしている。マンションは共同管理の上に成り立っており、合意形成が大切である。ところが、マンション居住者は、その利便性や安全性など目先の利得に関心はあるが、そのマンションの将来や地域コミュニティに対する関心が薄い。近年、マンション管理組合役員の成り手不足などを背景に、組合員以外が組合運営を行う「第三者管理方式」が可能となり、当制度を利用するマンションも増加している。利便性に優れた立地であればよいかもしれないが、それ以外のマンションはいずれ経年とともに2つの老いが進行し、人的・物理的に管理運営が難しくなっていくことが予想される。特に全国的に供給が増加した1990年以降に建設されたマンションが順次築40年以上となっていくなかで、老朽マンションの問題は今後10～20年のうちに大きな社会問題となってくる。マンションは巨大な構造物であり、かつ都市の中心部に多いことから、管理不全のいわゆるゴーストマンションが増加した場合、都市を衰退させ得るだけのインパクトを持っている。

上記のような懸念がある中で、マンションは現在でも都市部において建設が続いている。東京圏では、価格高騰から投機目的の購入が目立つという。持続的な人口減少が予測される日本において、マンション開発は持続可能なのだろうか。本研究では、近年マンション開発が活発な群馬県高崎市を事例に、マンション居住者の実態や管理意識などから、その持続可能性を検討することを目的とする。

2. 調査方法と対象地域の概要

(1) 調査方法

2024年12月に高崎市中心部（高崎駅から1km圏）に立地し、かつ2010年以降に開発されたマンション11棟、計826戸にアンケートを配布した。アンケートは、配布時のトラブルを回避するため、郵便の全戸配布サービスであるタウンメール（配達地域指定郵便）を利用した。有効回答数は132であり、回収率は16.0%であった。なお、アンケートを配布したマンションを含めた情報は、リニュアル仲介(株)が提供している「SelFin 全国マンションデータベース」(<https://db.selfin.com>)により取得した（2024年11月および2025年8月に閲覧）。

その他、マンション開発や居住の実態を把握するため、配布対象マンションの居住者2名と市内の不動産業社2社、当地域のマンション開発に詳しい地元大学教員1名に対し、12月から翌年1月かけてヒアリング調査を行った。

(2) 調査対象地域の概要

調査対象都市である群馬県高崎市は、東京から北西方向に約100kmの地点に位置し、上越新幹線と北陸新幹線が分岐する交通の要衝である。群馬県の県庁所在地は前橋市であるが、地価最高地点が高崎市にあるなど、交通利便性の恩恵を受け、同県の経済の中心地となっている。

人口は2025年8月末時点において36.5万人（住民基本台帳）である。5年前には37.3万人であったことから、他の地方都市同様に人口減少局面に入っている。とはいっても、高崎駅周辺を中心に東京圏からの移住者が増加している（佐藤、2024）。その要因となっているのが、高崎駅周辺のマンション開発である。そして、このマンション開発は、2019年から高崎市が実施している「高崎市居住誘導策～分譲型集合住宅等誘導型～」と銘打った広域の高度利用地区指定が関係している。すなわち、当施策によってより高層のマンションの建設が可能になったことで、当エリアにおける開発にインセンティブが働き、それがコロナ禍以降の働き方の変化や東京圏の価格高騰による需要増大と相まって、マンション開発を加速させたと考えられる。

(3) 高崎市のマンション開発

群馬県は、全国の都道府県の中では、マンションの割合が少ない県である。2023 年の住宅土地統計調査によると、日本全体におけるマンション（持家共同住宅）の割合が 11.6%なのに対し、群馬県はわずか 1.8%であり、青森県・秋田県に続いて全国で 3 番目に低い。なお高崎市でも 3.5%に過ぎない。確かにマンションは増加しているが、高崎市は戸建志向が圧倒的に強い。

高崎市において最初にマンションが分譲されたのは 1972 年であるが、1989 年まではわずか 16 棟 1004 戸の供給に留まっていた。マンション供給が活発化するの、1990 年以降であり、1990 年代前半（33 棟・2298 戸）、2000 年代後半（23 棟・1893 戸）、2020 年以降（13 棟・1098 戸）と 3 つのピークが存在する。ところが近年になるにしたがって、高崎駅周辺の割合が高くなり、開発地域が狭くなる傾向にある。

3. 高崎駅周辺のマンション居住者と居留意識

(1) 居住者特性

主な質問事項の回答結果は表 1 の通りである。概して、若年ファミリー世帯が多く、東京や埼玉に通勤する世帯の割合が高いことが特筆される。それを反映して、住宅の一次取得層が多数を占めている。また、駅チカ物件にも関わらず自動車保有率が高く、車依存のライフスタイルであることが伺える。

(2) 居住者の管理等に対する意識

居住に対する意識などを表 2 にまとめた。駅や買い物のしやすさ、セキュリティなど実用性が重視されていることが読み取れる。心配事については、管理費や修繕積立金などの費用負担が最も多い一方で、近隣住民とのトラブルや役員の忌避感など、人との関わりや煩雑でストレスの多い組合役員を避ける傾向が読み取れる。また、いずれ転居することが念頭に置かれていることが伺える。

その他、アンケートでは 5 段階評価で管理意識などを尋ねているが、概してマンション内外とのコミュニケーションが少なく、役員を積極的に行おうとする意識も低い。また管理会社任せでよいとの考えが多数で、自主管理の精神も希薄である。

4. まとめと考察

高崎市では街なか居住誘導策として容積率を緩和するなど、マンション建設を後押しする施策を行っている。ところが 2020 年 10 月（国勢調査）ら 2025 年 8 月末（住基）の人口の変化をみると、中心市街地エリ

表 1 回答者やその世帯の特性

入居年	68.9%が 2020 年以降
年齢	53.0%が 50 歳未満、20.5%が 65 歳以上
世帯形態	39.4%が親と子、37.1%が夫婦のみ
入居のきっかけ	加齢への備え 33.3%、出産・子育て 18.2%、前住居が手狭 14.4%、故郷への帰郷 13.6%
前住居所有	賃貸・社宅 59.7%、持家戸建 23.4%
前住地	市内 53.0%、県内 20.5%、東京・埼玉 17.4%
勤務地	就業世帯の 40.0%が東京か埼玉で勤務
自動車保有	93.8%が保有し、うち 28.9%が 2 台以上

表 2 居留意識

マンションにした理由	セキュリティ 56.8%、転売・転居が容易 50.8%、資産価値 40.2%、手間ない 34.1%
その場所を選んだ理由	駅近い 87.1%、商業施設近い 40.9%、街なかに住みたい 32.6%
マンションでの心配事	費用負担 47.0%、駐車場が不便 30.3%、近隣トラブル 20.5%、役員が面倒 15.9%

ア（中活エリア）の人口は約 4%減少しており、市全体の減少率よりもはるかに大きい。これは街なかのマンション居住者の多くが周辺から転居してきているためであり、結局のところ街なかエリアで人口を奪い合っているに過ぎない。つまりマンション開発は、行政が想定している街なかの人口増加策としては有効とはいえない。その証左として、市内から転居した世帯の約 7 割は半径 2km 以内の移動であった。また、便利なはずの街なかに居住していながら、車依存のライフスタイルであり、県内就業者のほとんどは車通勤である。

一方、中心部では土地の売り惜しみによる急激な値上がりや、土地の買いあさりもみられるという。さらには、マンション居住者の多くは目先の実利や優越感で居住しているに過ぎず、周辺地域はおろか、マンションの将来についてさえ関心が薄い。現在住んでいるマンションに不都合が生じれば、問題に背を向け、（モビリティが高い者は）躊躇なく転居していこう。

以上、現状においてマンションは、20～30 年後の都市を脅かす存在となっていく可能性があり、その開発を抑制し、居住者の意識を変えていく必要がある。

参考文献

- 佐藤英人（2024）集約と拡散が混在する住宅需要の二面性—人口減少期を迎える高崎市の事例—。地学雑誌 133-5：365-385。
- 平井太郎（2015）分譲マンションにおけるコミュニティのゆくえ。関東都市学会年報 16：49-67。

条例による景観保全体制の再構築 ニセコ町の建築ガイドライン策定経緯を事例として

北海道大学 野村理恵

1. 研究の目的

本研究は、北海道ニセコ町を対象に、景観条例に基づく住民説明会や事前協議の意義と課題を整理・分析し、2024年から導入された建築ガイドラインの活用および支援体制の構築に寄与することを目的としている。

ニセコ町では、全国的に景観法が制定される以前の2004年に「ニセコ町景観条例」を施行し、町内での開発に際しては町長との事前協議が義務づけられた。また、町の判断により、景観的負担の大きい開発計画には住民説明会の開催が求められてきた。しかし、こうした仕組みにより開発事業者は一定のハードルを感じる一方、住民との意見の齟齬や対話の限界が課題として浮上している。こうした背景を受け、2024年度には景観形成の方向性を明確に示す「建築ガイドライン」が策定された。今後、ガイドラインは状況に応じて柔軟に更新される必要があり、その運用と改善の継続的検討が求められる。

2. 基本情報

ニセコ町における景観条例の事前協議対象となる大規模な土地開発状況は、2009から2020年度までで合計30件である(表1)。景観条例に基づく住民説明会は2009から2020年度までに64件であり、開催件数が増加傾向にある(表2)。

3. ガイドライン策定の過程

ニセコ町では、「ニセコ町まちづくり基本条例」に基づき、環境基本条例や景観条例などが定められている。大規模な建築や開発計画があったときには、各条例に基づき、事業者と住民との相互理解を深めることが前提となってきた。しかし、大規模化、複雑化する開発とその件数の増加に伴い、事業者と住民の対話の限界が指摘されるようになった。

具体的には、事業者による住民説明会によって住民の理解が得られず、町からの要請を含めて複数回開催されたものについて、ニセコ町都市計画審議会にて審議されている。そこでは、事業者側の視点として、法律を遵守している点、景観条例の手続きによる事業の遅延、事業費や事業者に対する信用への負荷等が懸念されている。一方、住民側からは、開発規模や環境負荷等について疑問点があっても、法律を遵守しているといわれるとそれ以上話し合いを進めることができない点、開発自体には反対していても議論が並行線になり妥協点が見出せないことなどが問題視されている。

このような状況に対して、審議会の答申は、議論の調整役となる専門家によるファシリテーター制度の導入、管理体制の制度化、新たな税制度の検討、事業者向けの手引書の作成等を進め、ニセコ町で開発する際には多角的な検討が必要であるという姿勢を強調したものとなっている。以上の経緯を踏まえ、手引書である「建築ガイドライン」の策定に向けて、2021年に基本調査、2022年に地区別ワークショップ、住民アンケート等が実施された。2023年には建築ガイドライン検討委員会が設置され、2024年4月に最終案が取りまとめられた。

4. ガイドラインの特徴と今後の課題

「建築ガイドライン」は、規模や用途に関わらず、町内で建設する全ての住宅・建築物等の計画・設計にあたっての基本的な方針をとりまとめたものである。これを受けて、2025年4月より、ニセコ町景観条例の審査基準と手続きが改定された(図1)。

具体的には、①基本構想段階での意見交換、②議論の一元化と効率化、③専門家によるレビュー、④事前協議経過の公開と共有、⑤協議事例のアーカイブ化等が新たに変更されている。

要点としては、開発事業者と住民との意見交換の時期を前倒しすることで、基本設計段階での大幅な計画変更が難しいという条件による住民説明会ではなく、基本構想段階での話し合いにより計画対象地への相互理解が高まることが期待されている。なお、ここでは事業者側の希望によりファシリテーターの設置も盛り込まれている。

さらに、住民の意見や開発事業者の対応といった議論の経過を一元化、効率化するためのチェックシートの活用、住民意見書の提出など、第三者に情報を共有する機会が設けられている。

また、専門部会の開催や、事前協議事例のアーカイブ化、景観づくりに貢献する建築物等を認定しブランディングを図るなど、定性的な評価軸を強化するかたちでの改定内容となっている。

ガイドライン策定前の懸念事項を解決していく形で制度設計が進んでいるが、実際に運用する際には、計画の初期段階で丁寧な準備が必要となり、全体の事業期間が長期化することや、適切な時期にそれぞれの協議を実施するための調整、専門部会の開催にかかる人材と調整等、課題も想定される。

本研究の方針としては、行政職員や開発事業者、住民、専門家等へのヒアリングにより今後の制度運用や調整へ向けた議論を進める予定である。

年度	2009	2010	2012	2013	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計
協議 件数	2	1	2	2	2	2	3	2	11	3	30
(海外)								1	1		
土地 面積 (㎡)	485,564	4,104	38,207	17,961	46,341	10,340	122,065	231,988	154,276	137,969	1,248,815

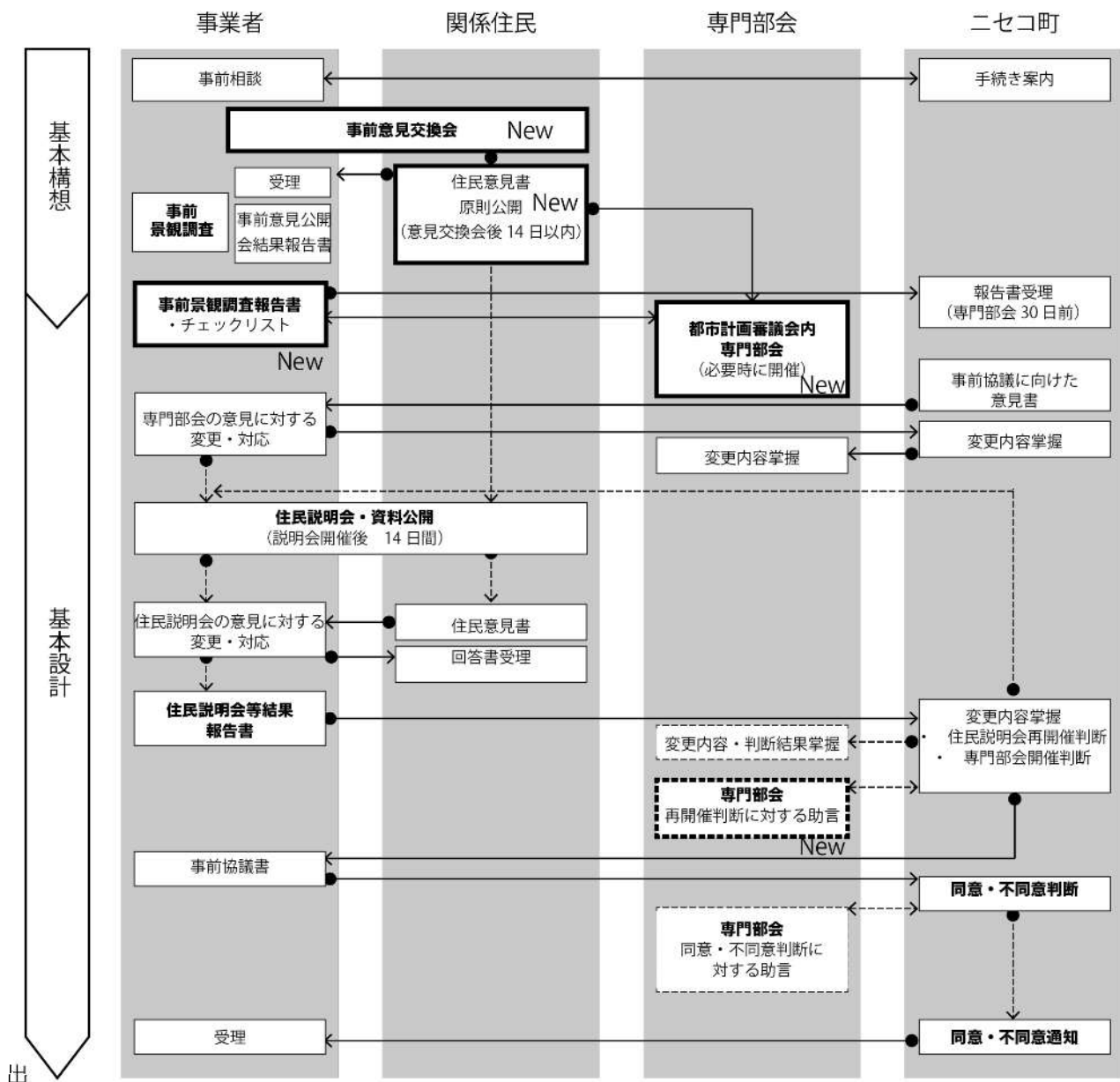
出典：ニセコ町建築ガイドライン策定事前調査 調査報告書をもとに筆者作成

出

□ 前 □ □ □ コ

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計
件数	3	2	1	2	3	1	5	9	11	7	15	5	64
曾我・ニ セコ・東 山での 開催	1	2			2	1	4	2	8	4	9	2	35

出典：ニセコ町建築ガイドライン策定事前調査 調査報告書をもとに筆者作成



□ 和 □ □ 策 □ □ □ コ

出典：ニセコ町提供資料をもとに筆者作成

都市公園の維持管理とコスト削減に関する研究

東海大学 吉野旬音
東海大学 梶田佳孝

1. はじめに

現在、日本には を超える自治体があり、その多くが財政力の弱い市町村である。少子高齢化や人口減少が騒がれる昨今、限られた財源の中で、老朽化する公園施設や遊具を適切に維持管理する為にも、維持管理の在り方を見直すことが必要であるといえる。

既往研究では、長岡ら や半田ら が公共施設及び都市公園の維持管理について、人口動態及び予算の観点から分析を行った。これら既往研究を始めとした公共施設の維持管理に関する研究は多くなされてきたが、各自治体の財政状況を踏まえた上で、都市公園の管理や再編などに関して自治体にヒアリング調査を実施し、分析を行った研究はあまりみあたらない。

そこで、本研究は都市公園を管理している関東地方の自治体に対してアンケート調査とヒアリング調査を実施し、都市公園及び公園内に設置されている遊具の維持管理の現状と今後の見通しについて把握することを目的としている。また、茨城県 筑西市に着目し、公園内の遊具を撤去した場合の費用分析を行った。

2. 調査概要

アンケート概要を表 に示す。質問の構成は、自治体の基本的な情報（ 問）、維持管理の現状（ 問）、予算について（ 問）、今後の見通しと公園管理に関する意識調査（ 問）、自由記入（ 問）である。

その後、利用者の少ない公園の廃止・廃園・統合を検討している自治体に対してヒアリング調査を実施した。

表1 アンケート概要

配布方法	お問い合わせフォーム又はメール
配布日	2024年9月25日（水） 10月24日（木）、25日（金）、 28日（月）、29日（火）
回収期間	2024年9月25日（水）～10月18日（金） 10月24日（木）～11月15日（金）
対象地域	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県 において都市公園を管理している市、区及び町
配布枚数	195
回収枚数	109
回収率	55.9%
質問数	33問及び44問

最後に、茨城県 筑西市を対象に、都市公園内の遊具を撤去した場合のコスト削減を短期的視点と長期的視点から分析を行った。筑西市を選定した理由は、過去 年間の都市公園の維持費用、人口動態から、人口減少率よりも維持管理費用の増加率が高かった為である。分析にあたって、ホームページにある予算書から過去 年間の遊具点検委託費の費用を求め、都市公園の種類の内訳、面積、都市公園内の遊具、遊具の数、素材についてヒアリング調査を行った。その後、遊具の業者に撤去費、修繕費、メンテナンス頻度について問い合わせをした。

3. 都市公園及び遊具の維持管理における現状と課題

アンケート結果の一例として、遊具の維持管理における今後の課題を図 に示す。なお、データ分析にあたって、総務省の国勢調査から人口が増加している自治体と減少している自治体で分類した。

この結果により、アンケート調査を実施した自治体全体として、老朽化の進行が課題であると回答した自治体が %（ 件）、財政の厳しさが課題であると回答した自治体が %（ 件）であった。

特に財政の厳しさが今後の課題であると回答した自治体は、人口が増えている自治体で %（ 件）、人口が減少している自治体で %（ 件）であった。このことから、人口が減っている自治体は、増えている自治体と比較して %もの多くの自治体が財政の厳しさを課題としていることが分かった。

この結果の背景には、維持管理を行う上で財源となる税収の減少が見込まれる為であると考えられる。

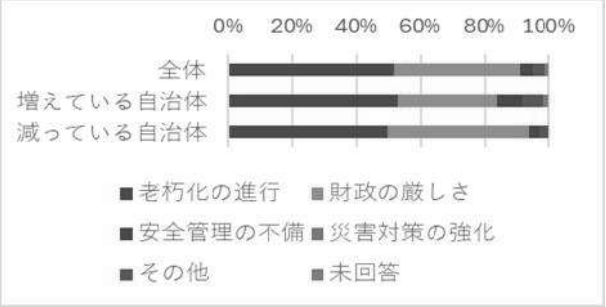


図1 維持管理における今後の課題

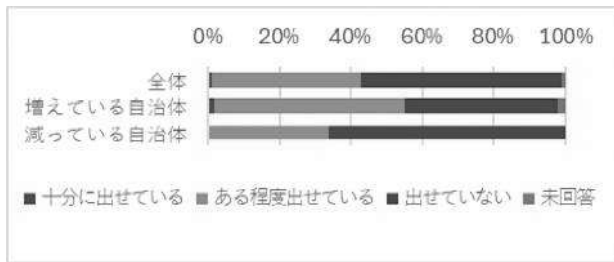


図2 解決策について

課題に対する解決策については、図2より全体の約半数以上の自治体が解決策を出せていないことが分かる。

特に、人口が増えている自治体の55%が解決策を出せていると回答した一方で、人口が減っている自治体の回答が34%に留まっていることから、人口が減っている自治体において解決策が出せていない傾向にあることが明らかになった。

次に、廃止・廃園・統合を検討している自治体を対象としたヒアリング調査では、検討にあたっての資料集めを行っているといった回答が寄せられ、具体的な統合・集約化の計画作成には至っていないことが明らかとなった。一方で、ワークショップを開催し、幅広い年齢層の方々からの意見を伺う機会を設けている自治体も見受けられた。また、実際に遊具を撤去した自治体へのヒアリング調査からは、遊具撤去に伴う代替措置の施行や施設利用者数の変化に対する集計を行っていないことが明らかになった。

4. 遊具を撤去した場合の費用分析

始めに、筑西市の遊具に関する費用を表2に示す。

過去10年間の遊具点検委託費の平均を、遊具がある公園数61か所で除法することで、一公園当たりの遊具点検費である約0.776万円/年間が算出される。また、概算で、8年ごとの遊具修繕費として約36.3万円、遊具撤去費として約18.3万円かかる。この二つを比較すると、2倍ほど修繕費の方が高いことが分かる。

また、修繕費は約8年周期で継続的にコストが支出されるのに対して撤去費は一度の支出に限ることも考慮すべき点であると言える。

表2 筑西市の遊具に関する費用

	費用
一公園当たりの遊具点検費	0.776万円/年間
一公園当たりの遊具修繕費	36.3万円(8年ごと)
一公園当たりの遊具撤去費	18.3万円/(1回限り)

表3 短期的な効果と長期的な効果

	短期的な効果	長期的な効果
年間コスト削減額	5.32万円/年 (点検費+修繕費)	5.32万円/年 (点検費+修繕費)
撤去費用回収期間	3.44年 (撤去費18.3万円を回収)	なし(回収済み)
10年間でのコスト削減額	なし(撤去費用回収期間)	53.2万円 (5.32万円×10)
利益	なし(撤去費用回収期間)	34.9万円 (53.2万円-18.3万円)

最後に、遊具の撤去による短期的な効果と長期的な効果を表3に示す。

短期的な効果として、点検費0.776万円と修繕費約4.54万円(一年当たりで換算)を合わせた約5.32万円が年間コストから削減できる。この数字で撤去費18.3万円を除法すると、3年半以内に撤去費を回収できる計算となる。

また、長期的な効果として、10年後の利益に着目すると、10年間のコスト削減額である53.2万円から遊具撤去費である18.3万円を引いた34.9万円の利益が得られる。

以上のことより、3年半という短い年数で費用を回収できる点と費用回収後も利益を得続けられる点から遊具の撤去によって短期的にも、また長期的にも効果があることが分かった。

5. おわりに

本研究で得られた知見は以下の通りである。①多くの自治体において老朽化の進行や財政の厳しさを課題視している。②特に人口が減少している自治体において、財政の厳しさを課題としている。③遊具の撤去により、コスト面において短期・長期的に一定の効果が得られる。

今後の課題として、本研究では遊具の撤去が維持費用に与える影響について分析を行ったが、都市公園の再編を行う際には、その都市公園の利用者ニーズを適切に把握し、利用者目線での検討を進めていく必要があるといえる。

参考文献

- 1) 長岡他:自治体担当者の認識に着目した公共施設の維持管理に関する研究 - 一都三県を対象として - , 日本都市学会 都市計画論文集 vol.52 No. 3 2017年10月
- 2) 半田他:地方自治体の都市公園の基本的なサービス及び維持管理コストの実態と再編に対する意識, 研究論文発表 2022年 アンケート調査 2019年

駅前ロータリー内の人流と車両交通との関連性について

東海大学 稲葉健太

東海大学 梶田佳孝

1. 研究の背景と目的

駅前広場は交通の結節点となり、その空間の一つである駅前ロータリーはバスやタクシーなど、公共交通機関の拠点となる非常に重要な役割を持つ¹⁾。しかし、用地確保が難しいなどの理由から容量過多になる駅前ロータリーは数多く存在し、公共交通の利用者や歩行者の安全や快適性を損なってしまう可能性がある。その為、限られたスペースを最大限に活用し、快適で安全な空間を作ることが求められる。

駅前広場に関する研究としては、小滝ら²⁾の都市計画現況調査データやアンケート調査、実地調査から得られた結果を基に、駅前広場の最大混雑時間帯にて問題となる容量不足についての解析、森田ら³⁾の円滑な交通利用や車両の渋滞や滞留における研究といったように、駅前広場に関する研究は多岐にわたり存在しているものの、鉄道の運行を含めたロータリー全体で起こる事象を総括し、改善策を提示している研究はまだ少ないのが現状である。特に、経過時間とともにリアルタイムで起こる事象のシミュレーション化は、主要駅以外で行っている事例もまだ少ない現状がある。

本研究は、LIDAR 観測を用いた車両や人の移動実態を観測したデータと現地調査で得た情報を基に、artisoc による人流シミュレーションを作成し、駅前ロータリーの人流と交通を解析して人流の滞りを解消できる改善策の検討を目的としている。

2. 調査の概要

本研究では、小田急小田原線愛甲石田駅南口の駅前ロータリーを調査対象とする。ロータリー付近には企業や高校があり、ピーク時の学生利用者が多い上に、周辺住民数が 11,000 人と伊勢原市の 25% を占める住宅街⁴⁾に位置していることから、上下線ともに鉄道の利用者数が多く、人流が錯綜しやすい状態にある。また、路線バスの他に企業や学校の送迎バスが数多く流入しており、車両の流れも乱れやすい状況にある。

2023 年 7 月 20 日（木）7:20～11:00 に LIDAR 観測調査を実施した。観測は、駅前ロータリー内に LIDAR を 2 台設置し、定めた対象エリアの人や車両の流量・滞留状況、混雑状況を観測した。また、2024 年にも複数回現地調査をし、それらのデータを基に artisoc にてシミュレーションを作成した。

3. LIDAR 観測結果



図1 人流軌跡データ

観測結果から「人流軌跡データ」「特定エリア空間速度」「特定エリア通過人数」「特定エリア滞留人数」の4つのデータを取得した。特定エリアとは、Zone1 から Zone5 の5つを(図1)のように分けたものである。

「人流軌跡データ」は、観測時間内に人が通った軌跡を可視化したものであり、(図1)の青い部分で表している。人流軌跡データから、人流の主流は駅からバス停1、バス停2の前を通過し、学校方面への流れである。その他の人流については、バス停利用者がほとんどであり、軌跡からはバス停1、バス停2の付近で人流が錯綜しているように見えたが、実際はバス停の利用者と人流はそこまで干渉しておらず、自家用車による送迎の方が人流にも交通の流れにも影響していることが現地調査から分かった。

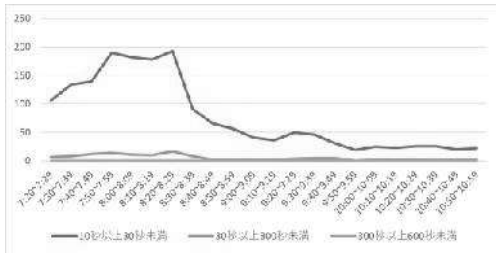


図2 特定エリア滞留人数

「特定エリア滞留人数」は、バス停 Zone3 の滞留時間毎の人数である。(図2)から 7:50～7:59 と 8:20～8:29 では、Zone3 内を 10 秒以上 30 秒未満で滞留している人数が最大であった。混雑は 7:30～8:30 が活発であり、特に 7:50～8:20 がピークであった。

「特定エリア空間速度」は、バス停と Zone3 の歩行者速度を 10 分毎に分けたデータであり、平均歩行速度 0.8m/s 未満の人をバス停で待機、0.8m/s 以上を通行人とした。結果は、通過人数の多い 7:50～7:59 と 8:20～8:29 の時間帯は空間速度が遅くなり、人流の錯綜が伺える。

4. artisoc による解析

主に解析する時間帯は混雑時の 7:30～8:30 とし、各バスの乗降者数と待ち時間で並んだ人数の調査、愛甲石田駅の電車発着時間と人流の関係調査、車と歩行者の調査、歩行者の経路調査、自家用車による送迎の調査の 5 つを実施した。

企業送迎バスと神奈川中央交通バスの利用者の割合に大きな差は無く、基本的に流れが滞ることはなかった。電車の発着時間と人流の関係については、電車発着前は駅へ向かう人が多く、電車到着後 3～5 分は学校方面やバス停、コンビニエンスストアに向かう人が多く、方向が異なる人流が同じ時間にピークを迎えるため、最大混雑時間以外で互いの流れを阻害することはほぼなかった。

横断歩道上の交通状況については普通乗用車の通過がメインであり、混雑時でも 2～3 台が繋がる程度であった。しかし、強引に歩行者を遮る車や、通過車両の 7 割近くが駅への送迎が目的であることから、横断歩道近くで停車する車などが目立ち、改善の必要があった。自家用車による送迎については、ロータリーや横断歩道近く、駅入り口近くなど様々な場所で自由に行われており、バスや歩行者の阻害の一番の要因となっていた。特にロータリー内でバス停やロータリー入口に車を停めてしまい、バスの流れを阻害してしまうケースや、横断歩道付近で停車した車を追い越そうと

した車と歩行者との接触寸前の事象も発生しており、自家用車送迎への対応が必須である。

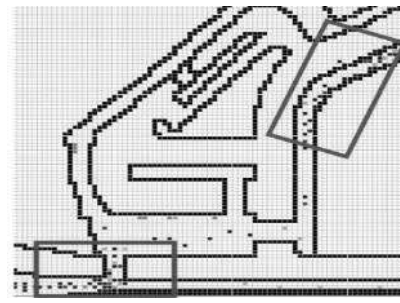


図3 混雑箇所

artisoc の解析結果については、人流の停滞は基本的に無いことが分かったが、(図3)の紫四角と青四角の部分は人が増加すると人エージェンツの挙動に

乱れが発生しており、人流を分けるなどの改善の余地があると推測できる。他にも、人エージェンツが稀に歩道から出る事が確認され、車との錯綜についても今後解析を行う必要がある。

5. 結論

ロータリーの混雑ピークは 7:30～8:30 であり、バスの他に自家用車による送迎が主な原因であり、交通の錯綜が発生している。人流については、時間帯によって流れが異なり、滞ることはほぼ無いが、歩道の幅や横断歩道等により安全面や快適性に難がある時間帯が存在する。特に、混雑時の利用者は 7 割近くが学生であり、安全面の向上が必要である。

改善点として、人流の分割による流入量の一極集中を軽減し、歩行者通行にゆとりをもたらすことや、自家用車の送迎ルートを確認し、交通の錯綜と乱れを整理することが挙げられる。今後は雨天時などの様々な条件のシミュレーションを作成することが課題である。

参考文献

- 1) 石坂、駅前広場における管理現状と今後の方向性、運輸政策研究論文、2010
- 2) 小滝・高山・中山・埴、都市中心駅の駅前広場における容量不足の要因及び課題に関する研究、土木学会論文集 D3 (土木計画学研究・論文集第 31 巻、pp723～733)、2014
- 3) 森田・大沢・中村、駅前広場における荷捌き車両の駐車実態に関する研究、日本都市計画学会都市計画論文集、pp537～543、2018
- 4) 伊勢原市都市マスタープラン(全体版 2016～2035 年) (最終アクセス: 2025. 9. 8)

ノーマライゼーションにおける障害者教育の研究

—都道府県計画における通常学級—

リサーチプランナーズ 増田金重

はじめに

ノーマライゼーションは様々な用語に置き換えられて国際的な思潮となっている。北欧及び北米発祥の思想は、ケネディ家が障害児を抱えて障害者政策に熱心に取り組んだこともあり、政治と行政からの理念として価値づけられた。容易に国際機関で取上げられ、人権思想にもなっている。我が国では国連外交との係りの中で、国の指導の下で都道府県及び市町村が進めている。行政計画においてこの理念は「政策—計画—事業」の図式で具体化されている。

本稿は教育行政を取上げ、地域校の通常級における障害者政策を検討する。ここでは都道府県の特別支援教育計画における通常級の扱いを捉える。計画書類に掲げられた計画文から、通常級の具体的な内容を取り出して一覧表に纏め、実態を捉えたい。

1. 都道府県計画

通常級の計画の中では、i ユニバーサルデザイン（以下、UD）、ii 個別の指導計画・個別教育支援計画、iii 交流及び共同学習の分野が多い。通常級において 8.8% 見られる発達障害児に対して特別支援教育の個別の指導計画・個別教育支援計画をもって対応を図り、同時に健常児に汎用する。個別対応できる用具の導入になる。交流及び共同学習において障害理解を促す。そして教育のUDにおいて、健常児と発達障害児が共生する学級づくりを目指す。

最も多いUDの計画文を見ると、「UDの視点を取入れた学級経営の授業づくり」の内容が目立つ。立案の理由は、発達障害教育を含む特別支援教育を進める際に i 学校全体で扱い、ii 校内委員会の活性化を促して、iii 通常級も対象とする為である。

授業づくりの方法は、六つに纏められる。

i ガイドラインを作成し、活用することである。例えば授業のUD化ハンドブック、特別支援教育ハンドブック、通級指導担当者ガイドブック（通常級担任の理解促進の為）、就学支援ガイドブック等が

挙げられている。

ii 教職員全てを対象とする授業改善研修を実施することである。研修の機会は様々にあつて、県教育センターの研修、地域コーディネーターの派遣（市町村教育委員会（以下、教委）の研修）、授業研究セミナー、中学校区の研修、校内研修、指導資料を通じた授業改善等が挙げられている。

iii 情報の周知に努め、手立てを設定することである。例えば授業改善の事例集、リーフレットの作成配布、実践データベース（インクルDB等）の活用等が挙げられている。

iv 人材を配置して活用することである。人材は例えば特別支援教育支援員等が挙げられている。

v 研究指定校を活用することである。指定校における授業づくりや集団づくりの研究成果を地域校の通常級における指導・助言に役立てることが挙げられている。

都道府県計画においては、都道府県教委は指導的立場から理解促進と情報発信に、地域校は指導・支援方法の共有と校内連携に重きが置かれている。

2. 考察

WEB 検索で近年の都道府県教育センター発行の研究論文からUD政策に係る調査報告書を集めた。文献調査の結果から効果、問題と課題を取り纏めた。

(1) 教育のUD政策の概観

UDという用語は建築学のロン・メイスが発案したものである。我が国ではこの用語を援用して教育のUDという概念を作成し、「全ての」の子供を対象とした施策を進める。通常級に予防的な発想を施したものである。特定の子供を想定した支援や配慮は他の子供にも効果があるという教育原則を唱える。方針として、i 障害のある子供に効果的な方法、他の子供にも効果的な方法の二つがあれば後者を選ぶ。ii 最初から可能な限り全員が取組める支援や配慮を加えた授業を想定する等が挙げられる。

教育のUDの政策は、ノーマライゼーション政策、次いで特別支援教育制度が続いたことから、教育現場を戸惑わさなかったという。教育現場で既に行われていた様々な取組と通じると評価された。外来のノーマライゼーション施策が導入された時に福祉分野で反応した態度が教育分野でも見られている。当初から i 既成の理念と外来理念の共通項、ii 国連外交、iii 行政計画のピラミッド型仕組みの点でノーマライゼーションが地域に入り易かった。総論で入り易かったが、各論で様々な難題が見られている。

障害者教育は「通常級でのお客様」が重要課題であった。これが「分かる・出来る」授業づくりを求めている。UDの政策が役務を担い、i 授業（授業のUD）だけでなく、ii 教室環境（教室環境のUD）やiii 人間関係（（人的環境のUD）を含めた政策を進めた。ハード・ソフトの両面で取組む内容である。

授業スタイルは通常教育では一斉授業であり、障害者教育は個別授業であるのが基本的な特徴である。通常級で発達障害教育を扱うことは個別授業を取入れることになる。一斉授業の中で個別授業が可能となる支援法の案出が、UD政策の目玉になる。主だった例は、i 個別の指導計画・個別教育支援計画の汎用、ii 習熟度の違う学習プリントを複数枚用意して子供の自主選択に任せる方法。iii IT機器（タブレット端末）の活用、iv 視覚的表示の導入・工夫（授業見通しが分かる板書掲示（授業の構造化）、オノマトペの活用）等である。子供に学習選択を委ねることは、子供の学習主体性や学習意欲に重きを置く授業づくりになる。主体と意欲は生活にも及び、学校生活全体にも影響するという。授業づくりにおいて健常者、発達障害者の子供同士の関係も生まれる（共生）。UDの政策は、通常級の子供全てが「分かる・出来た」授業を目標とすることという。

（２）教育のUD政策の効果、問題、課題

主な効果は、i 学校環境面ではICT活用（タブレット端末利用）は子供の集中力を高め持続させ、学習意欲を向上させる。ii 学級づくりの面では子供は「分かる感覚」を味わうと次の学習意欲に繋がる。iii 指導・支援面では子供の理解と実態に基づく指導内容は子供に「分かる・出来た」実感を与える。iv 研修面では、教員は回を重ねる毎に授業のUD化に対する意識に変化が生じる。意識は当初は手法に向いていたが次第に教育の狙いに移る。「分かる・出来た学習」は一定の成果が見られると報告されている。

主な問題は、i 授業づくり面では教員にとって教

材教具の準備が必要な支援は取組が難しい。日々の忙しさから毎回は実践できないという。ii 同面ではペアワークやグループ学習（令和3年文科省中教審答申の個別最適な学びと協働的な学びの核心）の実施は難しい。教員側は授業時間の枠に収め難い、及び他の教員の授業の進度に違いがあるという理由である。子供側は自分の言葉で説明できないことから子供同士の話し合いが難しい。発表が苦手から発表を任せてしまう。結果として、学習活動に参加できず手遊びする。さて、教員側の実情、例えば多忙や授業の遅延でUD政策の取組が難しい評価されている。

主な課題は、i 学校環境面ではICT活用はア.人的・物的支援の充実、イ.活用方法と具体的事例の情報、及びウ.必要な支援の明示が必要である。教員の知識・技術への支援を充実させる。活用マニュアルや事例集の作成、及び研修の実施が挙げられる。校内Wi-Fi環境を整え、タブレット端末一人一台の態勢づくりに努める。ii 授業づくりの面では、子供が自分に合った学び方を選択できる学習環境を整える必要がある。教員の一斉指導と子供のオプション活用のバランスに配慮した時間配分を工夫する。子供の主体的学びを醸成する。iii 指導・支援面では、具体的なUDL（学びのUD。全ての子供が学習向上できる為に進度に沿った学習のオプションを提示・活用）手法が必要である。そして個別支援の内容を検討して、支援方法の情報共有を進める。iv 支援体制面では、校内体制を整備する必要がある。支援の継続性と有効性を担保するために、管理職を含む教員が支援等を共通理解する必要がある。担任の負担軽減に努め、学級内の良好な関係を築くことに努める。

まとめ

通常級は発達障害児、学習遅延児、不登校児、進学希望者等が混在する多様場である。したがって多様な方法で子供の学びを保障するのが学習のUDである。これら全ての子供を夫々に扱う学習法、教育体制を構築することを目指している。通常級の一部が全部に入替るのがUD施策の真骨頂である。一部の支援が全員の支援に変わる仕組みである。しかし、「支障及び配慮」概念が多様性の中で曖昧化するのが現場である（診断に基づくという枠組みがあるが）。多様性を巡る米国の対立と分断は他所事ではない。都道府県は指示書を描く立場にある。都道府県が社会混乱を防ぐ役務を担っており、自治体、地域校及び通常級には実態に沿う取組が求められる。

地方公共団体における事務事業の研究開発 —政策トライアル枠予算を事例として—

静岡大学 坪井 秀次・九州共立大学 黒田 伸太郎

1. 背景・目的

(1) 背景

日本の科学技術研究調査（総務省 2024）によれば、国内総生産（GDP）に占める研究開発費の比率は、3.7%であり、その総額は約 22 兆円にも及ぶ。この研究費には、大学 3.9 兆円、企業 16.1 兆円、行政・非営利組織などの研究機関の 2 兆円が含まれる。

行政の試験・研究所などの専門的な研究機関には、研究開発費（類似予算含む）が存在するものの、研究機関ではない都道府県、市区町村における事務事業の研究開発においては、試行期間のあるものを除き、研究開発費はゼロ予算が主流となっている。

不確実な VUCA 時代では、企業のみならず行政においても、年度途中の課題解決に向け、予算を活用し、事務事業の研究開発のスピードを上げていく必要がある。これらに対応するため、年度途中の事務事業の研究開発において一部の地方公共団体では「政策トライアル枠予算（類似含む）」の取り組みが進められている。

(2) 目的

本稿では、行政の研究開発の概要を概観し、公立研究所と一般行政機関との予算の違い、事務事業の研究開発と予算編成、制度上の問題などを取り上げるとともに、年度途中の新規事業で予算を伴う研究開発を可能とする「政策トライアル枠予算」の事例を通じて考察を行う。これらにより VUCA 時代における事務事業の研究開発の知見を得ることを目的とする。

2. 既往研究

佐久間は、科学技術活動の研究開発費について、国別・産業別の比較などを通じ、2000 年代に入ると行政改革や予算制約から特に非営利団体・公的機関のシェアが大きく低下し、企業等の存在感が年々大きくなっていることを指摘している（佐久間 2025）。

坪井は、行政の即応できない財務会計制度として、当初予算に計上されていない新規事業化を図る場合、予算流用では財政担当課の厳しい査定で事業化が認めら

れにくく、また、補正予算では議会の議決待ちとなり、事業開始までタイムラグが生じ、住民に不利益があることを指摘する（坪井 2024）。

これらの研究は研究開発費の公的機関等のシェアの低下や年度途中の新規事業化における予算確保の難しさを示しており、開発研究費確保とスピード感のある新規事業化を可能とする予算のあり方を問うものと言えよう。

3. 行政の研究開発の概要

(1) 科学技術研究調査における研究開発費

前述の科学技術研究調査において、対象となった国・公営の研究機関の例として、理化学研究所や産業技術総合研究所、都道府県や市町村が設置する食品、農業、林業、水産などの公立の試験・研究所（以下「公立研究所」）などが含まれる。その内訳を見ると、公的機関が 1 兆 7,652 億円（88.6%）、非営利団体が 2,280 億円（11.4%）であり、公的機関の内訳は、特殊法人・独立行政法人が 1 兆 2,279 億円（非営利団体・公的機関の研究費全体に占める割合 61.6%）、国営 3,766 億円（同 18.9%）、公営 1,608 億円（同 8.1%）である（総務省 2024）。

地方公共団体の公立研究所などの研究開発費は、当該調査により公表されているが、一般的な行政の事務事業を担う都道府県・市区町村の研究開発費は、調査対象外であり、調査資料などは公開されていない。

(2) 公立研究所と一般行政機関との研究開発の違い

第 3 節の冒頭で述べた調査資料が示すように、公立研究所では研究開発費を予算計上できるため、翌年度の研究開発が可能となる。一方、都道府県・市区町村では、公立研究所を除いて、事務事業の研究開発費という概念がほぼなく、試行や実験をせずに、来年度の当初予算に対し、机上で予算要求が作られるのが一般的である。例外として、1 年程度の試行期間を設ける比較的大規模な事業では、その予算を研究開発費と捉えることが可能であろう。長所としては実効性を高められること、短所としては開発年数の長期化が挙げられる。

（３）事務事業の研究開発と予算編成、制度上の問題

地方公共団体の事務事業の研究開発と予算編成のプロセスはおおむね以下の通りである。

４～８月に職員による研究開発のための情報収集、９月に財政部局から予算編成方針（財政運営方針）の発表、１０月に事務事業の研究開発に基づく予算要求、１１月に財政部局の査定、１２月に予算内示（復活要求）、１月に首長の査定・内示、２～３月に議会審議・議決、４月から新年度予算が開始される。また、議会定例会が年４回以内で開催され、補正予算などの審議が行われている。

予算・決算などを含む財務会計制度について、総務省の「地方財務会計制度に関する研究会」では、社会経済活動の進展に即応できず、社会経済情勢の一般的なニーズと財務会計制度の間に乖離やタイムラグが発生していると指摘している（総務省 2021）。

４．福井県政策トライアル枠予算の事例

福井県には、新しいアイデアを迅速に政策化するために、各部局長の判断で試行的に事業を行える「政策トライアル枠予算」がある（福井県 2021）。これは、通常の前編成手続きを経ないため、財政当局の査定や知事の承認が不要で、最短１～２週間というスピード感のある事業開始が可能となる。この枠予算は、次年度以降に本格実施するための調査や小規模で試行的な事業を対象とし、次年度の予算査定時に実績や効果等が問われる。具体的な 2024 年度の事業の例として「ウェルビーイング向上のための政策の実証」「クマ捕獲技術向上に向けた市町への伴走支援」など 25 事業、約 5,612 万円（2024 年 9 月 20 日時点）が試行的な事業や調査、啓発事業などが枠予算から実施されている。

５．考察

（１）新規事業の研究開発をめぐる予算の考察

新規事業の研究開発をめぐる予算の問題点を 3 つ述べる。１つ目は、当初予算編成時に研究開発費が割り当てられていない「ゼロ予算」が挙げられる。一部の事業はゼロ予算でも研究開発が可能だが、試行錯誤が必要な新規事業について、高い成果や実績を求めるならば前例踏襲をやめ、企業や公立研究所と同様に予算を使った検証が不可欠であろう。

２つ目は、年度途中で既存事業の予算を流用し、新規事業を試行しようとする、財政担当課が厳しい査定を行うことが予測され、当該事業の実現は難しいことが挙げられる。森田は、年度末に予算を使いきらなければ来年度の配分が減額され、必ずしも必要でない支出

は無駄遣いとして批判を浴びると指摘する（森田 2017）。つまり、残しても使っても問題化しやすいことから、新規事業の試行に活用できる柔軟性のある予算が別途必要だと考える。

３つ目は、年度途中で新規事業の試行を正式に行うためには、議会定例会にて補正予算の議決が必要となり、説明責任のハードルが高くなることが挙げられる。当初予算に計上できなかった理由が問われ、来年度の当初予算に先送りされやすいことから、年度途中で迅速な対応が可能となることが望ましい。

これらの強い予算上の制約により、ゼロ予算の研究開発が行われていると考えられる。新規事業の研究開発には、試行錯誤を進めるため、柔軟で迅速な予算運用を可能とする制度や仕組みづくりが必要だと考える。

（２）政策トライアル枠予算の考察

不確実な VUCA 時代には、喫緊の課題に迅速に対応する必要があり、従来の 1 年先の予算要求や年度途中において試行錯誤が必要な新規事業の研究開発に予算を使えないようでは、状況に応じて課題解決を目指すスピード感の欠如や検証不足から住民に不利益を与える恐れがある。そのため、福井県の政策トライアル枠予算のように、年度途中でもスピード感のある事業開始が可能な枠予算の導入が解決策の一助となるであろう。

他団体が導入する際には、表面上の枠予算導入に留まらず、組織風土・文化や職員意識などの影響も考慮する必要があると考える。

地方公共団体の事務事業の開発において、年度当初予算の議会の議決を経て、正式に政策トライアル枠予算を導入することが、新たな新規事業を生む原動力となることを願っている。

参考文献

- 1) 佐久間啓「経済と統計から見た日本の科学技術活動の立ち位置」『応用物理』第 94 巻第 8 号、2025
- 2) 総務省「科学技術研究調査結果の概要」、2024
- 3) 総務省「地方制度会計制度の課題と見直しの方向性について（資料 3）」新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会、2021
- 4) 坪井秀次「行政の組織イノベーションに関する考察ー福井県『政策オープンイノベーション』の管理型組織の問題点への対応ー」浜松学院大学研究論集、2024
- 5) 福井県「県民主役の新たな県政運営スタイル福井県『政策オープンイノベーション』」Ver.1、2021
- 6) 森田朗『新版 現代の行政』第一法規、2017

多元的プラットフォームを往還する自治体職員 —地方都市における事例分析—

九州共立大学 黒田伸太郎・静岡大学 坪井秀次

1. はじめに

近年、人口減少や超高齢化、財政制約といった構造的な問題に直面する地方都市において、地域課題解決には自治体職員が従来の行政の枠を超え、社会の様々なアクターとの連携が必要となっている。特に、行政という公式な制度的枠組みだけでなく、地域住民、NPO、企業、大学などが関わる複数の「プラットフォーム」を往還しながら活動する職員の実践は、新たな地域ガバナンス像の萌芽ともいえ、注目されている。

2. 本研究の目的と研究方法

本研究は、地方都市において自治体職員がいくつものプラットフォームを往還しながら展開する非公式な実践に着目し、それらがどのように自治体職員の役割や位置づけを変化させ、地域における公共性やソーシャルキャピタルの再構築に寄与するか、また、ローカルガバナンスの変容に貢献するのかを明らかにすることを目的とする。

研究方法として、特に職員が行政組織内での公式な活動に加えて、非公式なネットワークや地域住民との協働へと越境するなかで、当該役割や主体性がどのように再構築されるのかに注目する。また、そうした越境的で非公式な実践が、複数のプラットフォームを媒介しながら多様なアクターとネットワークを形成し、信頼や共感という社会的価値の創出にも寄与する可能性についても検討を行う。

以上の視点をふまえ、本研究では筆者が参与観察を行ってきた地方都市における職員の活動事例を対象とし、質的調査結果をもとに実践の構造と意味を整理し、職員と地域社会の相互関係を明らかにする。

3. 先行研究

近年の自治体職員をめぐる議論では、「副業・兼業」や「越境」に加え、制度的・非制度的実践の接続を重視する研究が散見される。井上（2024）は、まちづくりや観光の文脈において、関係人口論の延長には地域課題への多面的な関与の必要性があると述べている。中澤（2023）は、大分県佐伯市船頭町のまちづくり活動に着目し、制度の周縁にある個人の表出する関係性が新たな公共性を生成することを指摘する。さらに、広石（2024）はPBL型の地域実践におけるアクターの対話的協働の意義と困難を論じている。このように、地方都市での人々の実践には多様な関係とその接点の持ちように幅があることが指摘されている。

そうした中で、平尾（2023）は、学びというコモンズが地域社会における信頼と共創の場になることを強く示している。関係の構築には何らかのきっかけが必要であるが、学習は地域社会においても普遍的な場の価値を与える契機となる。他方、若林（2024）は、学びではなく本業の傍らに行われる副業が組織内のプロアクティブ行動を促す要因になることを示している。プロアクティブ行動とは、環境に受動的に対応するのではなく自ら先手を打って目的達成のために積極的に働きかける行動様式とされる。学ぶためにいくつかのプラットフォームを渡り歩くには、能動性や自律的な行動規範が求められ、それは多分に副業において認められる。

これらの知見を踏まえると、自治体職員の業務外活動や副業・兼業は、まちづくりや自発的な学びを中心とした議論では説明に限界があることから、地域課題への接近や解決を企図し、制度と非制度を行き来しながら自身が媒介となって多様な情報を取り結ぶ多元的プラットフォームの往還という視点で職員の活動を再検討する必要がある。

4. 地方都市における事例分析

本研究では、基礎自治体の職員による実践的活動に焦点をあてる。それは、地方自治体は都道府県を単位とする広域自治体と市区町村を単位とする基礎自治体があるが、後者はより限定された地理的範囲で住民と日常的に接点を持つ点で、地域社会との関係が濃密だからである。また、基礎自治体では職員の非公式活動や越境的実践による地域社会への影響が直接的かつ可視化されやすい。そのため、地方都市における職員の一連の実践を基礎自治体レベルで捉えて考究することは、現場レベルの都市変容や職員の実践論の検討において有用である。

本研究では、基礎自治体職員による非公式な実践を「多元的プラットフォームを往還する活動」と概念化する。職員が行政という場での制度的かつ公式なプラットフォームだけにとどまらず、地域住民、NPO、企業、大学など多様なアクターが交差するいくつものプラットフォームを自在に横断・接続し、それぞれのプラットフォーム間における知見やネットワークを媒介しながら公共性の再構築に寄与する姿に注目する。

分析対象は、大分県佐伯市のまちづくり組織「DO CRE」、奈良県生駒市の「IKOMA BEERプロジェクト」等である。それぞれの事例では、職員が地域課題の当事者として業務外のいくつかのプラットフォーム

で様々なアクターと関係を深め、組織や公式な枠組みに依拠しない形で民間や地域の諸アクターと柔軟なネットワークを構築していることが確認できる。

これらに共通するのは、職員の活動が単なる業務外活動ではなく、制度的、非制度的なプラットフォームを意図的かつ能動的に横断し、それぞれで得たリソースや関係性を循環的に活用しようとする可変的結節点としての職員像である。このような職員は、複数のプラットフォームに接続しながら、行政組織の硬直性を補完し、協働的公共空間の創出に寄与する。また、活動を支えるのは個々の職員の自発性や遊び心などのプレイフルネスであり、これが他者との共感や信頼形成の基盤となることで価値創出につながっている点も特筆される。

5. 考察

本研究は、自治体職員の創造的業務外活動を、単なる越境行動や個人的関心の発露としてではなく、複数のプラットフォームを媒介とした実践として位置づけ直した。とりわけ、公式・非公式の活動として明確に分離されるのではなく、むしろ重なりあいながら職員の役割や行動様式を再構成しているという点が確認できる。こうした活動は、業務上の所属や制度的制約を超えつつ、それを全否定するのではなく、柔軟に接続し直す形で展開されていた。また、職員が多面的なプラットフォームを往還する過程でアクター間に新たなネットワークが形成されていた。特定のプラットフォームに帰属するのではなく、複数の文脈を横断しながら情報や関係性を媒介することで、プラットフォーム間の接続点として機能する可変的な結節点としての従来とは異なる職員像も浮かび上がる。その結果、当該活動はソーシャルキャピタルや共感といった社会的価値を創出する基盤となると考えられる。つまり、制度に回収されない創造性が公共性の新たな地平を切り拓く可能性を秘めていると言える。

6. おわりに

自治体職員は、当該地域における行政情報やローカルな課題にアクセス可能な特別なアクターである。一方、現代の地域社会はあらゆる物事が流動化しており、複雑化する市民の価値観や生活の文脈に即した細やかな行政対応が求められる。そうした環境下で、単線的な制度内の活動には限界があり、多様な背景を持つ市民¹が立脚する多面的なプラットフォームを認識し、それらを往還しながら対話する柔軟性が職員には必要とされる。本研究が示すように、プラットフォームを越境的に行き来する実践は、職員に創造性を喚起し、ソーシャルキャピタルや信頼といった社会的資源を醸成する契機となる。また、こうした実践を通じて職員は自身の役割や立場を再定義し、公的組織の枠を超えた関係性のなかで協働の媒介者として新たな機能を担いはじめる。言い換

えれば、制度と非制度の間に立つ越境型公共人材としての自治体職員像が浮上する。その意味で、こうした実践を例外的なものとせず、制度的、非制度的に認める支援体制構築が今後の課題となる。例えば、創造的業務外活動や検討が始まっている副業に対する柔軟な制度設計、個人の裁量を尊重しつつ組織として支援する新たなガイドラインの策定、心理的安全性やリスク管理を含む持続可能な環境整備等が求められる。同時に、市民との協働をいかに政策的に位置づけ、インパクトをもって可視化し、評価していくかという議論も必要である。さらに、こうした活動を育む都市構造、地域文化あるいは人口規模や歴史的な文脈といった地域ごとの特徴との関係についても実証的な検討を深めていく必要がある。

自治体職員がもつ越境的で創造的な実践の可能性を持続的に社会実装していくために、それを支える制度的基盤と社会的理解の醸成が不可欠であるのではないだろうか。

参考文献

- 1) 井上晶子「関係人口から地域課題対応への道筋—プラットフォームの果たす役割」立教大学観光研究所2024年度研究成果報告書、2024、pp4-11.
- 2) 金井一頼「地域の持続可能な発展とイノベーションのメカニズム」日本ベンチャー学会、第43巻、2024、pp3-17.
- 3) 黒田伸太郎「市町村職員による創造的な業務外活動の意義」自治体学Vol. 35-1、2021、pp63-69.
- 4) 中澤高志「表出する関係性と日常—大分県佐伯市船頭町・大手前地区の変容について—」日本地理学会秋季学術大会、2023、pp24.
- 5) 広石英記「地域連携PBLの不可避の課題とその意義について—学校と地域を住環する学びの展望—」総合文化研究22-3、2025、pp19-26.
- 6) 吉原直樹『コミュニティと都市の未来—新しい共生の作法』筑摩書房、2019
- 7) 若林真知江「副業者による本業におけるプロアクティブ行動の規定要因—働きやすさの影響と副業目的の違いに着目して—」立教ビジネスデザイン研究21巻、2024、pp77-99.

注

1 吉原（2019）は、今日のコミュニティにおいて、「見知らぬ人」を「異なる他者」として外に置くような定住を与件としながらコミュニティを語ることは適切ではないと指摘する。それは、既に我々自身が時代背景のなかで多面的かつ複合的なアイデンティティに常にさらされているからだと言う。地域社会の課題が複雑化しているのは、吉原の言うように個人そのものが複数化していることを念頭に置くべきであり、そうした市民や住民と接点を持つには個々のアイデンティティに応じた多様なプラットフォームを認め、そこにアクセスしていく地道な取り組みが必要だと言える。

市民の政府論からの地方分権改革の可能性

NPO 法人田村明記念・まちづくり研究会 檜 貢

1. 自治体のあり方 2006 年ビジョン

地方分権改革の渦中の 2006 年 8 月に自治体学会（第 20 回神奈川横浜大会）は「市民の政府」としての自治体のあり方を発信した。自治体に「国との関係（分権化）、自治体自体の内実、そして市民との関係の三つの面を総合的に位置づけることを求めた（廣瀬克哉『『市民の政府』をキーワードに新地方の時代を構想：自治体学会・神奈川横浜大会報告』（年報自治体学第 20 号（2007）157 頁）。自治体に国からの分権化だけではなく、市民の政府づくりを提案したというわけである。

当時の自治体学会リーダーの田村明も 2 つの書籍を刊行。2006 年 8 月『「市民の政府」論：「都市の時代の自治体学』（生活社）、12 月「都市プランナー田村明の闘い：横浜〈市民の政府〉をめざして」（学芸出版社）である。前者は市民の政府の理論編、後者はその実践編だった。田村明の自治体改革の経験をもとに、自治体のあり方を提起した。

ここでは 2006 年に行われた 3 つの発信の「市民の政府論」を「自治体のあり方 2006 年ビジョン」と呼ぶ。この発想が分権改革をリードする自治体の視座を拓き進めると考えたい。

2. 国と地方の権限・財源の争い

さて、1993 年に始まった地方分権改革は機関委任事務制度の廃止と国関与の新たなルールづくりの後、国・都道府県・市町村のタテ型政策構造を補強する三位一体改革、平成の合併が進められた。分権改革は第 2 次地方分権改革としてその後も進められた（表 1）が、表現はともかく自治体と国の対等な関係による分権改革は進んでいない。動きは国と地方間の権限・財源の争いに終始しているようで、市民に分かりにくい。

3. 改革疲れと再中央集権化

結果として「改革疲れ」が指摘され、2015 年以降の地方創生等による集権化（ソフトな中央集権）が指摘されている（谷隆徳『第三次分権改革は可能か』『地方自

治施行 70 周年記念自治論文集（総務省）2018 年 3 月」571 頁～584 頁）。

頻発する災害や新型コロナへ対応は、住民主体の自治体間連携重視の分権化か効率志向の集権化か、今はその分水嶺にある。

4. 自治体主導の分権改革

ここで「自治体のあり方 2006 年ビジョン」の市民の政府論に戻りたい。田村明は 20 年前の 1986 年に中央政府と自治体間の政治手続きの 3 分類を世に問うている（田村明「中央政府と自治体間の政治手続き」（年報政治学（1985）日本政治学会編 197～224 頁）。そのねらいは「市民・自治体主導による自主的政策形成手続き」の明確化にあった。表 2 は 3 つの政治手続きの比較表であり、省庁タテ割り及び政治介入中央集権型と市民・自

表1 地方分権改革の推移				
	年月	事項	内閣	備考
第一次地方分権改革	1993年6月	地方分権の推進に関する決議（衆参両院）	宮澤	
	1995年5月	地方分権推進法公布	村山	
	1999年7月	地方分権一括法成立	小淵	地方分権一括法機関委任事務の廃止、国関与の新しいルール設定
	2001年7月	地方分権改革推進会議発足	小泉	地方行革、平成の合併
	2002年4月	三位一体改革		三位一体改革は2006年度まで
	2006年12月	地方分権改革推進法成立	安倍	第28次地方制度調査会は、2006年2月に道州制（9～13の圏域）答申
	2007年4月	地方分権改革推進委員会発足（～2022年3月）		市長会が基幹税の移譲要望
第二次地方分権改革	2009年10月	改革委第3次勧告「自治立法権の拡大による『地方政府』の実現」	鳩山	8月総選挙（すべての政党が地方分権を政策に掲げ、民主党第一党になる）
	2009年12月	地方分権改革推進計画閣議決定		
	2011年4月	第1次一括法（義務付け枠づけ見直し）	菅	児童福祉施設の設備と運営基準の条例委任等
	2011年8月	第2次一括法（義務付け枠づけ見直し＋都道府県から権限移譲）	野田	公園等バリアフリー構造基準の条例委任等
	2013年3月	地方分権改革推進本部設置（本部長：内閣総理大臣）	安倍	2012年12月第2次安倍内閣発足
	2013年6月	第3次一括法（義務付け枠づけ見直し＋都道府県から権限移譲）		消防長、消防署長等の資格の条例委任
	2014年5月	第4次一括法（国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲、義務付け・枠づけ見直し）		地域からの提案募集の開始
	2015年6月	第5次一括法（国から地方、都道府県から指定都市などへの権限移譲、義務付け・枠づけ見直し）		地方創生事業の開始
2016年5月	第6次一括法（国から地方、都道府県から市町村への権限移譲、義務付け・枠づけ見直し）			
注：総務省資料を中心に関係資料から筆者が作成				

治体主導型政治手続きの相違と後者の優位性を描いた。

市民の政府論は市民・自治体主導の政策展開が進められる条件の実現を求める考え方の延長線上にあった。この視点からこれまでの分権改革は「市民の政府」の発想に基づくものだったのかが問われる。

5. 今後の課題

自治体にとって、これまでの国や専門家による制度標準としての自治の制度と運用ではなく、地域社会の現場からの「市民の政府」を起点におく地方自治に着手すべきではないか。回り道のようにだが、20年前の自治体学まで遡り、実行することが必要である。

	形態	政治	市民	総合性	自治体行動	#段きのリユース	処理形態	基準	ルート
省庁タテ割り型 中央集権的行政主導	定型	排除	非参加	各省分型	要求・陳情	政策・執行	画一的	全国一律の詳細マニュアル	直線行政型
政治介入による 中央集権的行政型	定型+非定型	介入	ボス参加	各省分型	要求・陳情	執行	個別的	全国一律詳細マニュアル+弾力的運用	バイパス型
市民・自治体主導 による自主的政策 形成型	非定型	主導	参加	地域統合型	政策創造	政策・執行	地域独自の	地域的特色	対等相互 交通型
市民の政府の観点		・成熟型民主理念の中央政府自治体間の政治手続き。 ・議員は個別利害関係ではなく、地域全体から判断や行動を行う。 ・政党よりも地域住民を取り込む「市民党」の動きが現れる。	参加の理念だけでなく、市と相互の自由討議、オルタナティブ政策の立案と選択、市民対案作成など。	タテ割りを総合の自主的政策形成とそれを可能にする手続き。	一時的な要求・陳情手続きではなく、中央の政策や制度を見極め選択と組合せによって活用する主体性も生まれている。	内部の政治手続きによる独自政策が可能になっている。	①上にもやまれぬ地域事情、②中央からの政策が不備、③総合的な施策、④市民参加の必要、⑤地域によって内容が異なり、画一的施策になじまないものなどに対応する。		

注：田村明「中央政府と自治体間の政治手続き」（年報政治学1985）『日本政治学会編』pp.197～224 1986年岩波書店222頁の表を横書きに作成し直した。市民の政府の観点記述は論文から筆者が作成。

移動販売等が孤立孤独予防に資する可能性についての考察

兵庫県立大学 和田真理子

1. 研究の視点

近年、特にコロナ禍以降、街でキッチンカーなどの移動販売や、それが集積したマルシェ・マーケットなどをよく見かけるようになった。こうした常設ではない商業活動（以下移動販売等）は、人口減少時代に2つの点で大きな役割を果たしうる。一つは縮小しつつある地域の商業機能を補う役割、もう一つは地域住民の孤立孤独を予防し、地域コミュニティを維持する役割である。

筆者は2022年に、高齢化が進むニュータウン（以下NT）の活性化に取り組むNP0の調査を行い、地域には「二層の居場所」があることが望ましいと指摘した（和田（2024））。「第一層の居場所」は多世代が幅広く参加しやすい場、「第二層の居場所」は積極的な交流がある結束性の高い場であるが、現役世代や男性が参加しやすく、「誰一人取り残さない」広範な社会包摂という観点からは、前者の重要性が高い。「第一層の居場所」の条件は、大きく分けて①空間的な要素：必然的に立ち寄りやすく利用しやすい場であること、②関係性の要素：参加者の関係性がフラット・柔軟・開放的であること、という2つある。この条件を満たすのは、基本的な商業機能を持ち、時にはイベントなどが行われ、人と出会いやすいが必ずしも交流しなくてもよい、かつての商店街のような場所である。

しかし現在、地方のみならず大都市圏でも、人口減少・高齢化により既存の商店街は衰退し、いわゆる「買物難民」が増加している。その対策として有力視されているのがキッチンカーや移動スーパーなどであるが、これら移動販売等と商店街の関係を立地論的にとらえたのが川端（2013）である。川端は移動販売等を立地点の制約を受けない商業ととらえ、立地に伴うコストをかけずに「収入増大のチカラ」（「場所のチカラ」の一つ）を複数の場所から拾い集める商売であると述べている。そして、立地が固定化され、人口減少により収益の上がらなくなった商店街を「流動化」させてはどうかという提案を行っている。立地コストをかけて毎日営業するだけのニーズはないが、決まった曜日などに定期的に、品揃え（＝キッチンカー等の種類）を入れ替えながら立地コストをかけずに営業すれば商売が成り立ち、周辺住民に対する商業機能を維持できるのではないかとということである。常設の店舗が流動化することについて、松原（2013）は、中心地理論の応用として、行商から定期市を経て常設店舗へと至るというスタインの定期市モデルを紹介したうえで、「人口

減少が進む昨今、…（中略）…（財の到達範囲の）下限が再び拡大し、上限との再逆転がみられる事態を想定し、モデルを変形させることも可能であろう。」と述べている。本研究は、この定期市モデルを逆行させた、常設店舗から定期市・行商に至る現象として商店街の衰退と移動販売等の成長をとらえ、その流れをNTの活性化に活用するにはどうすればよいかを考える。

都市部は人口が多いため移動販売等は成立しやすいが、個配のような形ではコミュニティ機能は望めず、また、移動スーパーやキッチンカーが単独で来るような形は、高齢女性の利用が圧倒的に多く、多様な住民が訪れない。そこで、複数の移動販売等が定期的に集まって開催するマルシェ・マーケットの形態に注目したい。中でも、NTのようにある程度の人口密度があり、近隣センターなどの商業施設が計画的に配置され、まちづくりの担い手が存在する地域では成立する可能性が高い。

本研究では、以上の視点で地域における移動販売等の可能性を探り、孤立・孤独を予防しつつ商業機能を維持するまちづくり施策のあり方を提言したい。

2. 神戸市におけるNTの買い物支援

神戸市では、市が開発したNTに複数の店舗を展開していたスーパーが昨年スーパー事業から撤退したことに伴い、核テナント不在の近隣センターが4つ発生する事態に陥った。そこで、後継店がオープンするまでの間、既存店舗の状況に応じて、移動スーパー、青果や魚介、パンなどを販売する店、キッチンカーを誘致する事業を行った。この事業は後継店の開業により、一部を除き終了している。販売スケジュールや業種、地域の受け止めなどを分析し、その成果と課題を、商業機能を補う役割と地域コミュニティを維持する役割の両面から考察する。

【参考文献】

- 和田真理子（2024）「高齢化したニュータウンにおける「二層の居場所」づくりに地域密着型NP0が果たす役割 西神ニュータウンのコミュニティかりばの事例」日本都市学会年報Vol. 57、215-222頁
川端基夫（2013）『立地ウォーズ 企業・地域の成長戦略と「場所のチカラ」』新評論
松原宏編（2013）『現代の立地論』古今書院

地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域の変化

鳴門教育大学 池添純子

1. はじめに

2000年当初の介護保険法では、利用者が様々な事業者から、利用する事業者を選択する点が重視され、サービス供給量に関する目標は定められたが、施設・サービス事業者の立地等については、ほとんど考慮されることはなかった。しかし2005年に介護保険法が改正されると、〈日常生活圏域〉というエリアの考え方が導入され、サービスの空白エリアから優先的に施設（ハード）整備を実施することが制度として組み込まれた。また同時に地域包括支援センター（以下、包括センター）が創設された。当時、増加が見込まれた認知症高齢者や高齢者のみ世帯に対して、地域での見守り体制（ソフト）の強化を図るため、包括センターは担当エリアを定め、地域内の高齢者を支援するために様々な社会的資源を結びつける要の機関として位置付けられた。これら2つのエリアは高齢者の生活支援という同じ目的を担うもので、その整合性を検討しつつ一体的に整備されるべきであったが、奥山¹⁾によると、両者の関係性は十分検討されていない自治体が多かった。その後2011年の法改正では、〈日常生活圏域〉が地域包括ケアシステムの基礎単位となり、さらに、2014年に、医療と介護サービスの提供体制が一体的に整備される法制度が整えられるなど、高齢者のケアに関連するエリアの法制度は目まぐるしく変化してきた。また、2021年には全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から新しく内閣総理大臣を本部長とする委員会が設置され、社会保障制度の再構築が謳われている。

そこで本研究では、介護保険事業計画内に位置づけられる各自治体の〈日常生活圏域〉について、この10年でどのような変化があったか、俯瞰的に把握することを目的とする。また、海外で、高齢者の生活支援を目的とするエリア設定の現状は、近年どのように変化しているかについても把握する。

2. 調査概要

第7期介護保険事業計画（2018～2020年度）で設定された〈日常生活圏域〉について、全国の市町村及び特別区1741自治体を対象とした悉皆調査を実施した。調査は、調査票を各自治体の介護保険担当課へ郵送し返信用封筒にて回収する郵送法にて実施した。調査時期は、2019年1月～2月、有効回答数は632自治体（回収率36.3%）であった。また、本調査で得られた結果を、第3期介護保険事業計画（2006～2

008年度）について同様の調査をした結果¹⁾（以下、2006年調査）と比較し、その変化を考察する。

さらに、2024年3月に、2007年に調査²⁾を実施したスウェーデン南東部に位置するエスキルストゥナ（Eskilstuna）コミュニティを訪問し、行政職員へ、介護サービス提供のためのエリア設定や近年の変化に関する聞き取り調査を実施した。

3. 日常生活圏域の設定状況

日常生活圏域の数は、1圏域（自治体を細分化したエリア分けをしていない）の自治体が約半数（49.9%）を占めた。自治体人口別にみると、人口3万人以上で複数の圏域を設定する割合が増加する。2006年調査と比較すると、全自治体のうち日常生活圏域を1圏域とする割合に大きな差はない（2019;49.9%, 2006;54.1%）が、自治体人口規模別の分散状況に違いがみられ、自治体人口が10万人以上の場合、2006年よりも現在の方が圏域設定数は減少している。

圏域設定の際に目安にした単位は、“全市区町村”が最も多く46.1%で、圏域数が1の割合（49.9%）とほぼ同じであった。圏域数が1の自治体を除き、設定目安の割合をみると、“中学校区”（34.3%）が最も多く、国が日常生活圏域の目安として示した基準を参考に設定した自治体が多いことが分かる。また、2006年調査と比較すると、目安とした項目の割合順はすべて同じで、人口が10万人までは、中学校区の次に“旧市町村”、人口が10万人以上の場合“行政区”が多かった。

日常生活圏域の目安を決定した理由は、“包括センターの担当エリアであるから”（27.3%）が最も多く、次いで“その圏域が高齢者が何らかの交通手段を用いて日常生活を送るのに適当な範囲であると判断した（以下、交通手段で生活）”（20.3%）という回答であった。圏域数が1の自治体を除き、設定理由の割合をみると、“交通手段で生活”（22.9%）、“包括の担当エリア”（15.4%）、“以前から何らかの活動を行ってきた単位である”（13.3%）という順で割合が多く、2006年調査の順からほぼ変化がなかった。

4. 日常生活圏域の変更

圏域数が1の自治体を除いて、第3期介護保険事業計画以後に日常生活圏域の設定目安を変更したかどうかを質問したところ、20.0%（N=57）の自治体が“担当圏域の目安を変更した（もしくは、今後変

更予定)”という回答であった。さらに、設定目安を変更した具体的内容について記述式で説明を求め、40自治体が回答した(表1)。一部の自治体は、圏域数を少なくしたものも含まれていた。

5. スウェーデンの高齢者の生活を支える仕組み

2007年調査²⁾では、介護支援の依頼があった高齢者のニーズを調査し、サービス必要量を決定する“支援判定員”(以下、判定員)は、コミュニティを細分化した地理的な担当エリアを持っており、公営のヘルパーステーションも同様にエリアが決められていることを明らかにした。同コミュニティで長年判定員として勤務し、現在は医療と介護を管轄する部署のストラテジー部門に所属するコミュニティ職員へ、その後の変化を聞いたところ、以下の回答を得た。

近年の一番の変化は、複雑な問題を抱えた高齢者が増えたことである。10年前なら、加齢や病気でケアが必要となり支援を求める高齢者が大半であったが、現在は、経済状況、ドラッグや犯罪、家族関係など、身体的ケアの支援のみでは解決できない問題が多く、支援内容も複雑化している。これはスウェーデン国内の移民の増加や移民の高齢化も関係している。今後ますます複雑になることを予測して、コミュニティでは、社会保障を管轄する部署と医療とケアを管轄する部署の半々で雇用されているチームリーダーのポジションが新たに創設され、行政機構の改編が進められてきた。

また、支援が必要になった場合に住民が問い合わせをする窓口(電話番号)はコミュニティ内に1つ(地理的に分かれていない)としており、窓口で情報を得た職員が、ケースごとに担当する判定員を決定していた。2007年と同様に、判定員は地理的な担当エリアがあるが、担当エリアのみで割り振ると各判定員の業務量に差ができるため、なるべく業務量が均等に配分できるよう柔軟に対応している。また、複雑な課題に対して効率よく情報共有をするため、利用者からはなるべく早い段階で、コミュニティ内の各部署で情報共有をすることへ合意を得ている。

6. まとめ

日常生活圏域は、複数の圏域を設定する自治体のうち2割が、創設当初から設定目安を変更しており、そのほとんどが圏域数を増やすものであった。特に、民生委員、母子保健分野等とのエリアの整合性を調整する自治体は、全世代対応型社会福祉という考えに合致している。また、スウェーデンのように、行政機構改革や市民の相談窓口の一元化も重要であり、今後の地域包括ケアシステムの深化・進化のためには業務の効率化・情報の一元化も重要な要素となる。

1) 奥山純子他, 日常生活圏域と地域包括支援センターの関係—高齢者の地域居住を保障する基盤整備に関する研究その3—, 日本建築学会大会学術講演梗概集F-1, pp935-936, 2007

2) 奥山純子他, スウェーデンにおける高齢者の在宅生活を支える基盤整備に関する一考察, 日本家政学会研究発表要旨集 59 (0), p354, 2007

表1 主な日常生活圏域の設定目安の変更理由

1圏域を地理的条件や人口(特に 高齢者人口)を踏まえ、2圏域に分けた(2015.10.1～)
H21に2圏域、H24年に2圏域、H27年に4圏域増やした。 日常生活圏域内の総人口、高齢者人口 を勘案。
日常生活圏域間の 高齢者人口の偏り を解消するためH28.10より3圏域から4圏域へ見直しを行った。
1センター当たりの担当する 高齢者数の平準化 。センターを増設し、より身近な地域で高齢者の対応を行う。H28年4月
H30年4月1日10圏域→20圏域 要支援者数・高齢者数を平均化
1圏域あたりの 高齢者人口の規模 を見直した。H26年度までは市内4圏域→9圏域へ(高齢者数13000人→5000人程度/圏域)
H18年開設当初は17ヵ所、H22年に4ヵ所増設し21ヵ所、H25年に6ヵ所増設し27ヵ所とした。担当する 高齢者人口や地域での高齢者の利便性 等を考慮し、2回の増設を行った。
高齢者人口10000人に達する場合にはその区域を分割する。
高齢者人口の増加や地区民児協の地区割り を踏まえ、2012年度からそれまでの15圏域を17圏域に再編した。
H27年度に各圏域の 高齢者数や市民委員会 (64地区の住民組織)の圏域を考慮し、日常生活圏域を9から11か所に変更。
H18年度から中学校区を基本とした6つの日常生活圏域としてきた。H24年度から地域包括支援センターの 高齢者人口の規模 を考慮し、 小学校区 を基本とした3圏域に変更した。
H29年度までは、4圏域(4包括)で「西部」「北部・西南」「中央」「東部」のエリアに分けていたが、H30年度から、 小学校区 を日常生活圏域と設定したため、1包括あたり2～3圏域を担当。
旧市町村単位から 中学校区 へ変更(H27年度)
H30.4月から変更、町内を南北の2圏域に設定していたが、 中学校区 の3圏域に変更
包括センターの担当エリアと同一のため、業務の効率化を考慮し、 民生委員校区と合致 するようエリアの改編を行った。
H18年度から市内29の中学校区に区分した「生活圏域」を定めていたが、地域での一番身近な相談相手である 民生委員の地区 と相違があることで地域の活動が円滑に進みにくい実態があることから、H21年度から民生委員の40地区とした。
複数中学校区から 複数自治会区 に変更
次の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第8期)において、日常生活圏域を 行政区単位 に見直す予定。
平成30年度から4→8へ変更。旧町村を支所でまとめていたものを、 旧町村 ごとに変更した。
H25、 サブセンターを増設 。より日常生活圏域に近いものにした
配置職員数に対する圏域の高齢者数 に差を生じていたため。
地域包括ケアを推進するため、 母子や保健分野等とのブロック割を概ねそろえた 。
元々行政単位である6圏域としていたが、見直しを行い、 福祉圏域と同一 である9圏域を日常生活圏域に設定した。
包括開設当初は日常生活圏域を3ヶ所とし、それぞれを直営で運営。その後社会福祉法人に業務委託してH26年度に圏域を5か所とし 全ての圏域に1か所ずつの包括 を福祉に業務委託を行った。
第7期介護保険計画から変更。 生活支援体制整備事業や地域ケア会議を効率よく行う ために見直しを行った。
地域包括ケアシステムの実現に向けて 医療や介護のほか、介護予防・生活支援などのサービスが適切に提供、実施できるように体制づくりを進める ためH27年度に8から13圏域に変更した。
H30.3 地理的条件・人口・交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況 などを勘案して5→6圏域へ変更
H21年4月に日常生活圏域を7→4に変更した。 圏域を広げ、サービスの整備を図っていくことが利用者の利便性向上に繋がる と考え、見直しを行った。
H29より8圏域から3圏域に変更。8圏域はほぼ小学校区。3圏域は 中部、東部、西部 。
中学校単位から 市全域 へ
6期計画までは中学校区の2圏域としていたが、生活圏も2圏域で大きな差がないこと、地域包括の担当も 町全域 であることから7期計画から1圏域とした。

謝辞：調査にご協力頂きました市町村ご担当者様に感謝の意を表します。
本研究はJSPS科研費JP17K12877の研究助成の一部として実施した。

都市規模とウェルビーイングの地域格差 —主観的幸福度における都市・農村勾配の実証的検討—

徳島大学 豊田哲也

徳島大学 奥嶋政嗣

大阪経済法科大学 牧田修治

1. 研究の背景と目的

わが国では、人口や社会経済活動の東京一極集中と、地方圏の人口減少・衰退が国家的課題となっている。所得水準の違いに代表される地域格差を生む要因としては、地理的条件による産業の立地、教育機会や就業機会の偏在などが挙げられる。地方創生政策は、東京一極集中の是正と地方の人口減少の抑制を目標に掲げてきた。しかし、低所得地域から高所得地域への労働力移動は市場メカニズムとして合理的な現象であり、少子高齢化が進む中で人口増減のみを指標とする政策には限界がある。このことから近年は、地域のウェルビーイングを高めることがより重視されるようになった。

ウェルビーイングは地域のインフラ整備など客観的側面と、個人の幸福度など主観的側面からなる複合的な概念である。従来の格差社会論は所得や雇用の分野に偏ってきたが、ウェルビーイングの格差という視点を導入することにより、都市・地域政策に新たな方向性を提示しうる。これまでの幸福度研究では、経済学は所得や個人属性、社会学は階層意識や社会関係資本、地理学は居住地域の生活環境やセグリゲーションに注目してきた。米国の実証研究では、幸福度は大都市で最も低く、小都市や農村で高いという「都市・農村勾配」が確認されている (Berry & Okulicz-Kozaryn, 2011)。しかし、これは西欧的ライフスタイルや価値観を反映したものであり、日本社会にそのまま当てはまるとは限らない。

そこで本研究では、独自に設計・実施したライフコースと居住地選択に関する大規模アンケート調査を用いて、居住する都市圏の規模によって居住環境評価や主観的幸福度にどのような違いがあるかを検証する。対象とするのは、東京大都市圏をはじめとする三大都市圏、政令指定都市、中規模地方都市、小規模都市である。本分析は徳島県が推進するEBPM研究プロジェクトの一環であり、都道府県単位で主観的幸福度を分析した先行論文 (豊田ほか2025) を発展させたものである。

2. 使用するデータ

本研究のアンケート調査はインターネット調査会社に委託し、2023年3月に実施した。①スクリーニング調査では、全国の登録モニターから18～59歳を対象に、性別、年齢、卒業した中学校の所在地を質問し、64,486人から回答を得た。②本調査では、最終学歴、居住地の移動履歴、就業状況、婚姻関係、

居住地環境に対する満足度、主観的幸福度などを質問し、37,380人から有効回答を得た。収集は都道府県別の15歳時人口に比例するよう割付を行い、大都市圏のサンプル数は意図的に少なく設定している (地方圏出身29,907人、大都市圏出身7,473人)。以下の分析では不完全な回答を除く36,245人分のデータを使用する。

居住地環境に対する満足度は、以下の10項目について5段階リッカート尺度で回答を求め、それぞれを0～1のスコアに変換して分析に用いた。

- 1 働く機会が豊富にある (働く機会)
- 2 交通や日常生活が便利である (生活利便性)
- 3 子育てや教育の環境が良い (教育環境)
- 4 医療や福祉が充実している (医療福祉)
- 5 誇りに思える文化がある (地域文化)
- 6 自然が豊かである (自然環境)
- 7 周囲の人間関係が心地よい (人間関係)
- 8 生活費用が安くてすむ (生活費用)
- 9 災害やそのリスクが少ない (災害リスク)
- 10 総合的に見た住みやすさ (総合的)

一方、主観的幸福度は「現在お住まいの地域で暮らしていて、あなたは自分がどの程度幸福だと感じていますか」という質問への11段階回答を0～1のスコアに変換して用いた。これらはウェルビーイングを測定する指標として一般的であるが、すべて個人の主観的評価である点に留意が必要である。

分析の地域単位は、東京大学空間情報科学研究センターが提供する「2015年国勢調査に基づく大都市雇用圏 (MEA)」を用いた。都市圏の分類は、東京圏・大阪圏・名古屋圏を三大都市圏 (5)、札幌・仙台・広島・福岡などの政令指定都市 (10)、圏域人口40万人超の都市圏 (36)、圏域人口25～40万人の都市圏 (47)、都市圏外の市町村とした。各都市圏において対象者の居住環境評価と幸福度のスコア平均値を求め、都市圏規模 (5ランク) による満足度や幸福度の高低を「傾き」として視覚的に把握する。さらに、全95の都市圏別に、居住環境評価 (10項目) の平均スコアと幸福度の平均スコアの関係を、男女別・年齢階級別に分析した。

3. 分析結果と考察

(1) 居住環境評価

上記の居住環境評価のうち、代表的な4項目について都市圏規模別の平均値をグラフ化して示す (図1)。「生活利便性」の評価は規模が大きいほど高

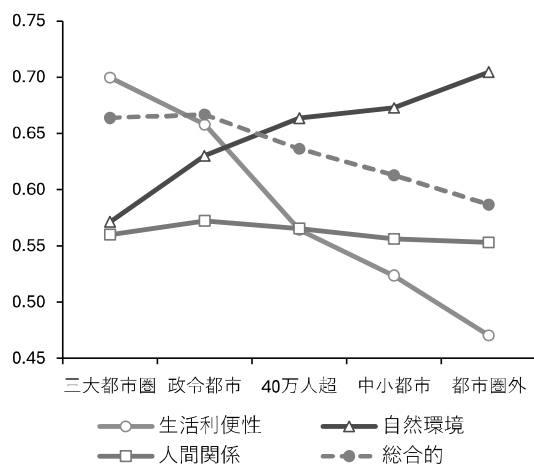


図1 都市圏規模別にみた居住環境評価

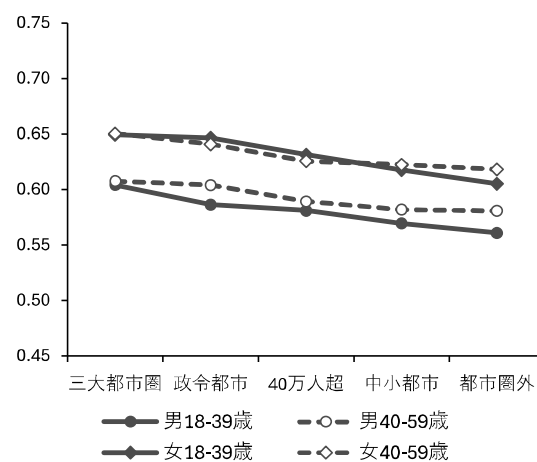


図2 都市圏規模別にみた主観的幸福度

く、直線的に低下している。逆に「自然環境」は規模が小さいほど評価が高く、都市圏外の農村部で最も高い。両者はいわばトレードオフ関係を示す。

「人間関係」の心地よさの意味は多義的であるが、都市圏規模にほとんど左右されず、いずれのランクでも0.55前後で安定している。「総合的な住みやすさ」は、三大都市圏と政令指定都市でやや高く、都市規模が小さくなるにつれて緩やかに低下する。ただし、生活利便性や自然環境ほど顕著な勾配ではなく、多様な居住環境の要素への評価が合わさって平準化された結果と考えられる。

(2) 主観的幸福度

ウェルビーイングの代表的指標である主観的幸福度の地理的分布は、おおむね大都市圏で高く、地方圏で低い傾向がみられる。地方圏では九州・沖縄地方がやや高く、東北や北陸地方では低い。ただし、個別の都市圏の幸福度は、社会的・経済的・歴史的要因によって左右され、大小様々な値を示す。たとえば、自動車産業の集積により雇用機会が豊富な愛知県豊田都市圏は平均値が全国で最も高く、東日本大震災で大きな被害を受けた宮城県石巻都市圏は最も低い。ただし、ここでの関心は都市のランキングではなく、地域ごとの差異が「都市・農村勾配」によってどの程度説明されるのかを検討する点にある。

主観的幸福度は個人属性の影響を強く受けるため、都市圏規模との関係を男女・年齢別（2区分）に示す（図2）。全体的に女性の幸福度は男性より一貫して高く、性差が明瞭である。年齢差については、男性の18-39歳が40-59歳よりやや低い、女性ではほとんど差がみられない。都市圏規模の効果は限定的であり、大都市から圏外にかけて下降は緩やかである。この結果は、米国で報告されてきた「都市・農村勾配（都市ほど幸福度が低く農村ほど高い）」とは対照的に、日本では大都市ほど幸福度が高いが、その地域差は小さいことを示している。これには「住めば都」という現状肯定による心理的緩和効果が作用している可能性が考えられる。

(3) 居住環境評価と幸福度の関連

居住環境評価10項目と主観的幸福度の相関を都市圏単位で集計した（表略）。最も強い相関を示したのは「総合的な住みやすさ(0.63)」であり、次いで「人間関係(0.58)」「教育環境(0.52)」「働く機会(0.51)」「地域文化(0.50)」が高かった。これらは地域社会のつながりや教育的基盤が居住者の幸福度を大きく規定していることを示す。一方で、「自然環境」は相関がほぼ0であり、居住の評価では重視されるものの、幸福度を直接高める要因とはなっていない。また「生活費用」や「災害リスク」は弱い相関にとどまった。性別にみると、女性は「総合的な住みやすさ(0.67)」との関連が強い。以上から、日本における幸福度の地域差は、人間関係や教育環境など社会的要因と就業機会など経済的要因によって説明されることがわかった。

4. 結論と課題

本研究は、大規模アンケート調査に基づき、都市圏規模と主観的幸福度の関係を検証した。その結果、日本の「都市・農村勾配」は米国と逆の傾きを示しつつも、都市規模による幸福度の差は限定的であった。一方で、都市圏別の居住環境評価と幸福度の相関分析から、人間関係、教育環境、就業機会といった要因が幸福度に影響していることが示唆された。今後の課題として、世帯所得や家族の状況を統制した上で、個人の居住地が幸福度に与える影響と規模を分析することが求められる。

文献

- Berry, B. J. L., & Okulicz-Kozaryn, A. (2011). An urban-rural happiness gradient. *Urban Geography*, 32(6), 871-883.
- 豊田哲也, 奥嶋政嗣, 牧田修治「地域のウェルビーイング指標としての居住環境評価と主観的幸福感—EBPMのための居住地移動アンケート調査の分析—」日本都市学会年報 VOL. 58, 2025

※本研究はJSPS科研費21K01047, 24K00180の助成を受けた。

日本都市学会第 72 回大会
発表要旨集

スポーツとまちづくり
—する・観る・支えるの3つの観点から—

2025 年 10 月 25 日発行

発行 日本都市学会

編集 九州都市学会

日本都市学会事務局

〒487-8501 愛知県春日井市松本町1200番地

中部大学人文学部 大塚俊幸研究室内

事務局長：磯部友彦

〈e-mail〉 info@toshigaku.org

九州都市学会事務局

〒840-8502 佐賀市本庄町1

佐賀大学芸術地域デザイン学部

有馬・山口研究室内

〈e-mail〉 ktoshigaku@gmail.com

